

監査結果報告

～平成 20 年度行政監査(評価)～

平成 20 年 9 月 5 日

横浜市監査委員

(目次)

はじめに

第1 平成20年度行政監査（評価）の実施概要

1 監査（評価）の対象	1
2 監査（評価）の実施期間	1
3 監査（評価）の方法	2

第2 行政監査（評価）の実施結果

1 一次評価の結果	
(1) 点数化による評価結果	3
(2) 二次評価で分析する事業の選定	4
2 二次評価の結果	6
(1) 指摘事項等	7
(2) 事業分析的手法による検証結果	
ア 重点政策4 駅力・地域力戦略	
拠点駅周辺の整備促進	11
高齢社会に対応した住まいづくり	23
交通安全対策	29
イ 重点政策5 横浜経済元気戦略	
横浜型企业誘致・産業立地戦略の展開	43
上場企業150社プロジェクト	51
中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進	55
身近な商業地の活性化	65
用語集	90

第3 行政監査（評価）を終えて

参考

一次評価結果 集計表	93
------------	----

はじめに

平成 18 年度から導入された行政監査（評価）も、今回で 3 年目となります。

行政評価とは、施策・事業の成果を客観的にチェックし、その結果を施策・事業の改革や改善に反映させる経営手法（マネジメントツール）であり、行政経営の質を向上させるとともに、市民に対して分かりやすく説明することによって、行政活動の透明性や市民満足度の向上につなげるものです。

今年度は、より客観的で効果的な評価を実施するため、新たに「事業分析的手法」を導入し、数値データなどによって課題を掘り下げ、その原因や課題の軽重を表やグラフで示しています。また、簡潔で明快な文章で解説することにより、見やすく分かりやすい監査結果となるよう努めました。

さらに、「事業分析的手法」を用いることで課題をより明確にし、効率的かつ経済的な課題解決に向けて、スクラップ・アンド・ビルドも含めた事業改善の選択肢を示しました。

今年度の行政監査（評価）は、横浜市中期計画の 7 つの重点政策のうち、「重点政策 4 駅力・地域力戦略」と「重点政策 5 横浜経済元気戦略」の 2 つの重点政策を対象としました。本報告書に取り上げられ、今回、評価の対象となった局においては、この評価結果を積極的に受け止め、今後の施策・事業の改善・見直しに反映していただくよう期待します。

平成 20 年 9 月 5 日

横浜市監査委員 川内 克忠
須須木 永一
山口 俊明
星野 國和
仁田 昌寿

第 1 平成 20 年度行政監査(評価)の実施概要

1 監査（評価）の対象

(1) 対象

行政監査（評価）は、これまで横浜市中期計画（平成18年度～22年度）で定められた7つの重点政策を対象として実施しています。

今年度はこのうち、次の2つの政策分野を対象として監査（評価）を行いました。

平成 19 年度 行政監査（評価）	重点政策 2 子ども未来戦略（ソフト系）
	重点政策 6 ヨコハマ国際戦略（ソフト系+ハード系）
平成 20 年度 行政監査（評価）	重点政策 4 駅力・地域力戦略（ハード系）
	重点政策 5 横浜経済元気戦略（ソフト系）
平成 21 年度以降 （予定）	重点政策 1 セーフティ都市戦略（ソフト系+ハード系）
	重点政策 3 いきいき自立戦略（ソフト系）
	重点政策 7 環境行動都市戦略（ソフト系+ハード系）

重点政策

駅力・地域力戦略		横浜経済元気戦略	
地域の魅力を活かした快適で暮らしやすい都市を実現します。		横浜経済の活性化により、豊かさが実感できる都市を実現します。	
基本施策	3 施策	基本施策	4 施策
重点事業	12 事業	重点事業	19 事業
個別事業 ※	64 事業	個別事業 ※	44 事業

※ 個別事業とは、重点事業を構成する事業で、主に予算編成に際して作成する事業計画書事業を指します。
なお、対象は「参考 一次評価結果 集計表」(P93～96)を参照してください。

(2) 対象となる期間

監査（評価）対象の期間は、平成19年度に執行された事業ですが、それ以外の期間についても参考としました。

2 監査（評価）の実施期間

平成20年 3月18日から平成20年 8月22日まで

3 監査（評価）の方法

次の二段階で評価を実施しました。

(1) 一次評価（3評価項目、9着眼点で点数化による評価）

各重点政策を構成する重点事業を個別事業ごとに、書面による調査やヒアリングを実施し、次のような視点（例）で点数化（9着眼点×4点＝36点満点）による一次評価を行いました。

一次評価の結果を受けて、評価点の低い重点事業を抽出し、その中から二次評価で詳細に分析する個別事業を選定しました。

<一次評価の視点(例)>

	視点(指標)	
適応性	①	市民ニーズに適応した事業か
	②	社会経済情勢の変化に適応して、開始若しくは見直しが行われている事業か 都市計画等の手続がなされている事業か <ハード系>
	③	他の主体によって同様の事業が行われているか
有効性	④	運営方針等に記載されている事業か
	⑤	中期計画で定めるとおりの事業成果を上げているか
	⑥	市民満足度の高い分野か
経済性	⑦	費用対効果が検証されているか
	⑧	年度内の目標を予定どおり達成できたか
	⑨	予算額と決算額に大きな差が生じていないか

(2) 二次評価（事業分析的手法による評価）

一次評価で選定した個別事業に対し、より客観的かつ効果的なものとするために「事業分析的手法」により評価を行いました。これにより、課題の軽重や原因を明らかにすることにより、事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進します。

※ 「事業分析的手法」とは…

事業の実態と目指すべき姿、事業を取り巻く状況と対応、他都市比較など、客観性の高い数値データに基づく分析を行うことにより、課題を掘り下げて検証する手法です。

※ 事業分析におけるチェックポイント

事業実態を示す数値データをもとに、次のような視点によって分析を行います。

- ・ 過去の実績と比較してどうなっているか
- ・ 目標と実績を比較してどうか
- ・ 予算と決算の内容を比較してどうか
- ・ 仮説を立てシュミレーションしてどうか
- ・ 他都市と比較してどうか

等

第2 行政監査(評価)の実施結果

1 一次評価の結果

(1) 点数化による評価結果

点数化による評価の結果は次のとおりです。それぞれの重点政策ごとに評価点の低かった、7つの重点事業を二次評価の対象としました。

重点政策4 駅力・地域力戦略

中期計画 重点事業名	評価点	二次評価対象
基本施策4-1 地域とともに創り育てるまちづくりを推進します		
市民発意による地域まちづくりの推進	27.0	
身近な地域・元気づくりの推進	29.0	
拠点駅周辺の整備促進	26.5	○
戸塚駅周辺地区まちづくり	30.5	
いえ・みち まち改善事業【重点事業1-2-3に再掲のため、『重点政策1』で評価】	-	
基本施策4-2 住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられる住まい・環境づくりを推進します		
高齢社会に対応した住まいづくり	22.4	○
マンション維持管理・建替等支援	27.0	
安全でおいしい水の供給	28.7	
特別養護老人ホームの整備【重点事業1-5-4に再掲のため、『重点政策1』で評価】	-	
小規模多機能型居宅介護事務所の整備【重点事業1-5-5に再掲のため、『重点政策1』で評価】	-	
基本施策4-3 快適な暮らしを支える交通の実現に向けた取組を推進します		
道路ネットワーク形成	30.0	
鉄道ネットワーク形成	29.3	
地域交通サポート	28.0	
まちのバリアフリー推進	28.6	
交通安全対策	26.4	○

重点政策5 横浜経済元気戦略

中期計画 重点事業名	評価点	二次評価対象
基本施策5-1 戦略的に企業等の誘致や創業・ベンチャー、新しい産業の創出を促進します		
横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開	24.3	○
アジア経済戦略の推進	30.9	
ライフサイエンス都市横浜の推進	25.0	
グローバル・ベンチャー企業の成長支援	26.0	
大学発ベンチャー創業促進	25.0	
基本施策5-2 元気で自立した中小・中堅企業を創生します		
横浜型知的財産戦略推進	30.0	
上場企業150社プロジェクト	23.0	○
中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進	24.2	○
産業人財の育成	26.2	
横浜版SBIR等ものづくり支援	25.3	
建設関連産業活性化支援	24.8	
基本施策5-3 市民生活を支える地域経済の活性化を図ります		
身近な商業地の活性化	22.9	○
経済の新たな担い手創生・協働	30.0	
地域貢献企業の創生	27.0	
ソーシャル・アントレプレナー(社会起業家)起業支援	31.0	
基本施策5-4 農業の多面的機能の発揮と市民と連携した持続可能な都市農業を振興します		
市民と農の地産地消の推進	29.0	
市内産農産物の生産振興	29.0	
農業への新規参入等の促進	28.6	
環境行動と連携した農体験の場の充実	27.7	

(2) 二次評価で分析する事業の選定

次に、二次評価対象の7つの重点事業の中から、特に評価点を下げる要因となっている個別の事業を選定し、二次評価においてスクラップ・アンド・ビルドを考慮しながら、事業分析的手法により検証し、事業の改善や見直しなどを提案します。

各個別事業の一次評価点は、「参考 一次評価結果 集計表」(P93~96)を参照してください。

ア 重点政策4 駅力・地域力戦略

拠点駅周辺の整備促進 (評価点 26.5点)

この重点事業は、「拠点整備促進費(二俣川南地区)」、「拠点整備促進費(二ツ橋北部地区)」、「鶴見駅東口地区市街地再開発事業」などの、計13事業で構成されています。

この中で、個別事業の評価点が23.0点と最も低い「**拠点整備促進費(二ツ橋北部地区)**」と「**拠点整備促進費(その他地区)**」の2つの事業について、事業の実態やあり方を含め二次評価で分析します。

なお、「**拠点整備促進費(その他地区)**」は市内の様々な駅周辺を対象としていますが、その中から、地元の準備組織が最近解散するなど開発事業への将来性が不透明で、開発の熟度が低いので、今後の検討余地があるという理由から、**東山田駅周辺地区**を二次評価で分析します。

高齢社会に対応した住まいづくり (評価点 22.4点)

この重点事業は、「高齢者住替え促進事業」、「高齢者向け優良賃貸住宅事業」、「住宅施策推進事業費」及び「民間住宅あんしん入居事業」の、計4事業で構成されています。

この中で、「**高齢者住替え促進事業**」は、評価点が21.0点と最も低く、事業実績が少なく有効な事業となっていないことや経済的な事業執行となっていないことから、事業の見直しも検討する必要があると考え、二次評価で分析します。

交通安全対策 (評価点 26.4点)

この重点事業は、「違法駐車防止対策事業」、放置自転車対策である「自転車等放置防止対策事業」、「自転車駐車場等施設整備事業」、「有料自転車駐車場運営事業」、「民営施設整備助成費」などの、計14事業で構成されています。

この中で、個別事業の評価点が25.0点と最も低い「**違法駐車防止対策事業**」を二次評価で分析します。

また、「**放置自転車対策**」は、構成する6つの個別事業の平均評価点が25.5点と低位にあり、市民意識調査での満足度が低い状況にありました。市民生活に密着した重要な事業であることから、事業効果を上げるように多角的な面から二次評価で分析します。

イ 重点政策 5 横浜経済元気戦略

横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開（評価点 24.3点）

この重点事業は、「企業誘致促進事業」、「産業立地推進事業費」、「経済の視点に立ったまちづくり推進事業」、「工業集積促進事業」及び「IT産業集積推進事業費」の、計5事業で構成されています。

この中で、個別事業の評価点が23.0点で最も低い「企業誘致促進事業」を二次評価で分析します。

上場企業150社プロジェクト（評価点 23.0点）

この重点事業を構成する「上場企業150社プロジェクト推進事業」を、二次評価で分析します。

中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進（評価点 24.2点）

この重点事業は、「中小企業融資事業」、「産業活性化資金融資事業」、「横浜型債券市場推進事業」及び「中小企業経営安定事業」の、計4事業で構成されています。

この中で、個別事業の評価点が23.0点と最も低い「中小企業融資事業」を二次評価で分析します。

また、この事業に関連性が強い「横浜型債券市場推進事業」も評価点が24.0点と低位にあり、民間金融機関も同様の取組を行っていることから、制度の見直しを検討する必要があると考え、二次評価の対象とします。

身近な商業地の活性化（評価点 22.9点）

この重点事業は、「安全・安心な商店街づくり事業」、「市井（しせい）の名店継承事業」、「商店街空き店舗活用事業」、「ライブタウン整備事業」などの、計12事業で構成されています。

商店街の活性化は、全国的に共通した喫緊の重要課題となっているため、事業の評価が必要と考えます。

まず、「商店街空き店舗活用事業」と「ライブタウン整備事業」は、個別事業の評価点が18.0点と最も低くなっており、前者は助成制度の利用実績が少ないため空き店舗解消の有効な手段になっておらず、後者は長期にわたり事業の見直しが行われていないことから、二次評価で分析します。

また、「安全・安心な商店街づくり事業」と「市井（しせい）の名店継承事業」は、評価点が21.0点と低位にあり、前者は助成制度の活用実績が停滞し、後者はほとんど継承事例がないことから、有効な事業とはなっていません。この二つの個別事業も二次評価で分析します。

2 二次評価の結果

事業分析的手法による評価の結果、事業の改善や見直しの必要があると認められた事項を、指摘や改善要望としてまとめましたので、適切な対応を期待しています。なお、指摘等の件数は次のとおりです。

	指摘事項	改善要望事項	計
重点政策 4 駅力・地域力戦略	4 件	2 件	6 件
重点政策 5 横浜経済元気戦略	3 件	5 件	8 件
計	7 件	7 件	14 件

指摘事項と改善要望事項の定義は次のとおりです。

参考 「監査指摘事項等の整理について」(平成 19 年 7 月 9 日監査委員会議にて決定)

区分	指摘事項	改善要望事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	行政評価の視点(適応性、有効性など)から、改善を求めること	指摘事項には該当しないが、行政評価の視点(適応性、有効性など)から、改善を要望すること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	改善された状態になったこと	改善された状態になったこと 又は 改善について検討し、方向性が決定されたこと	—

【参照条文】

地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

地方自治法第 199 条第 10 項

監査委員は、調査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

(1) 指摘事項等

ア 重点政策 4 駅力・地域力戦略

拠点駅周辺の整備促進		事業分析内容 P11～P21
改善要望事項	<p>「拠点整備促進費（二ツ橋北部地区）」</p> <p>二ツ橋北部地区は、昭和33年に土地区画整理事業を都市計画決定しているものの、その大部分が事業未着手のままとなっています。この地区では、住宅が密集するものの道路整備が遅れてしまい、都市計画道路も未整備であることから、道路交通の円滑化や市民の安全な歩行空間の確保が緊急の課題となっています。</p> <p>この課題を解決するため、実現可能な事業手法を多角的に検討し、早期に都市計画道路等を整備する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備局 市街地整備推進課）</p>	
改善要望事項	<p>「拠点整備促進費（その他地区）」 <東山田駅周辺地区></p> <p>平成20年3月に開業した市営地下鉄グリーンラインの東山田駅周辺地区では、駅周辺を整備するために、組合施行による土地区画整理事業を目指していました。</p> <p>区画整理には都市整備としての投資を要することから、経済的な事業手法を多角的に検討し、費用対効果を考慮して整備手法を決定する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備局 市街地整備推進課）</p>	
高齢社会に対応した住まいづくり		事業分析内容 P23～P28
指摘事項	<p>「高齢者住替え促進事業」</p> <p>住替え支援モデル事業は、単身の高齢者などが住む広い住宅を子育て世帯に低家賃で転貸する事業ですが、平成18年10月に事業を開始してから実績がありません。その原因は、貸主と借主の双方の経済的条件や希望に合致しない制度にあると考えられます。</p> <p>そのため、市民が利用しやすい制度への改善や事業の廃止等、抜本的な見直しが必要です。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり調整局 住宅計画課）</p>	
指摘事項	<p>「高齢者住替え促進事業」</p> <p>高齢者住替え相談事業については、一日当たりの相談が2件程度ですが、相談員3名（常勤2名、非常勤1名）に相当する1,155万円の委託料を支出しています。</p> <p>そのため、費用対効果に見合うよう、相談体制や委託料の見直しが必要です。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり調整局 住宅計画課）</p>	

交通安全対策		事業分析内容 P29～P42
指摘事項	<p>「放置自転車対策」</p> <p>市内には 34,000 台を超える自転車等が放置されていますが、</p> <p>① 自転車駐車場の利用促進に向けた各種の取組が必要です。</p> <p>② 自転車駐車場の用地確保が困難な中で、百貨店やスーパーマーケットなどの集客施設を対象とした附置義務制度の導入の検討が必要です。 (道路局 交通安全・放置自転車課)</p>	
指摘事項	<p>「違法駐車防止対策事業」</p> <p>警察が、より効果的な民間駐車監視員制度を平成 18 年度から導入していること等により、本市の違法駐車対策は、費用対効果を考慮して取組内容や執行体制を抜本的に見直す必要があります。 (道路局 交通安全・放置自転車課)</p>	

イ 重点政策 5 横浜経済元気戦略

横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開		事業分析内容 P43～P50
改善要望事項	<p>「企業誘致促進事業」</p> <p>今後の企業誘致・産業立地戦略の検討に当たっては、実際の効果について詳細に分析・検証し、より費用対効果の高い企業誘致・産業立地戦略の展開を検討する必要があります。 (経済観光局 誘致・国際経済課 産業立地調整課 ものづくり支援課)</p>	
上場企業 150 社プロジェクト		事業分析内容 P51～P54
改善要望事項	<p>「上場企業 150 社プロジェクト推進事業」</p> <p>株式「上場」は、各企業が経営戦略に基づき判断するものであり、「上場＝企業の成長指標」という図式は必ずしも成り立たなくなっています。中小・中堅企業の成長を表す指標として、「上場」以外の『市民に分かりやすい指標』を設定する必要があります。 (経済観光局 経営・創業支援課)</p>	
中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進		事業分析内容 P55～P59
改善要望事項	<p>「中小企業融資事業」</p> <p>昨今の原油価格や原材料費の高騰などの状況から、製造業、卸売業の倒産件数が増えており、対策が急がれています。市内経済の活性化に向け多様な資金需要に見合う、新たな中小企業融資施策を検討する必要があります。 (経済観光局 金融課)【一部措置済み】</p>	

中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進		事業分析内容 P60～P63
改善要望事項	<p>「横浜型債券市場推進事業」</p> <p>横浜市信用保証協会の保証付ローン担保証券（CLO）及び少額私募債は、1件当たりの融資額が多いため、経営がはたんした際に横浜市が行う代位弁済の金額が増えています。民間金融機関でも様々な中小企業の資金調達の取組が拡大していることから、代位弁済補てん補助金の制度のあり方や必要性について検討する必要があります。</p> <p>（経済観光局 金融課）</p>	
身近な商業地の活性化		事業分析内容 P65～P89
改善要望事項	<p>「商店街空き店舗活用事業」</p> <p>空き店舗が増えることは、経済上、防犯・防災上、まち全体にとって大きな損失が生じると考えられるため、今後は、地域、商店街、行政の三者が共に連携し、まちづくりという視点も踏まえ、空き店舗対策を含む商店街活性化のための方向性を検討していく必要があります。</p> <p>（経済観光局 商業・コミュニティビジネス振興課）</p>	
指摘事項	<p>「市井（しせい）の名店継承事業」</p> <p>本事業は、初年度に2件の店舗継承を成功させて以降、継承事例はありません。制度への登録者数が少なく、後継者不在という問題の有効な解決策となっておりません。</p> <p>今後は、後継者不在の解決に向けて、事業の仕組みを見直す必要があります。</p> <p>（経済観光局 商業・コミュニティビジネス振興課）</p>	
指摘事項	<p>「安全・安心な商店街づくり事業」</p> <p>小規模な商店街では、本助成制度の利用率が低くなっていることから、申請手続きの簡略化や定額補助の導入などを検討する必要があります。</p> <p>また、地域防犯力の維持・向上を図るため、区役所と密接に連携し、商店街と自治会町内会等地域との連携をより一層強化するための取組が求められます。</p> <p>（経済観光局 商業・コミュニティビジネス振興課）</p>	
指摘事項	<p>「ライブタウン整備事業」</p> <p>事業の基本計画であるライブタウンマスタープランについては、策定から14年が経過していますが、この間、関係法令である特定商業集積法が廃止されるなど事業の前提条件が大きく変化中、プランの見直しは行われていません。また、事業進捗率が23.5%にとどまるなど、具体的な事業計画がなく、成果の検証も不十分な状況です。</p> <p>今後は、事業のあり方を抜本的に見直す必要があります。</p> <p>（経済観光局 商業・コミュニティビジネス振興課）</p>	

(2) 事業分析的手法による検証結果

ア 重点政策4 駅力・地域力戦略

拠点駅周辺の整備促進	11
高齢社会に対応した住まいづくり	23
交通安全対策	29

イ 重点政策5 横浜経済元気戦略

横浜型企业誘致・産業立地戦略の展開	43
上場企業150社プロジェクト	51
中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進	55
身近な商業地の活性化	65

用語集	90
-----	----

※ 文中で（注）を付記した語句については、「用語集」に内容や意味等を記載してあります。

※ 出典の表示のない図表については、横浜市関係局等の作成した資料をもとに作成しました。

重点事業 拠点駅周辺の整備促進

【うち、二次評価で分析する個別事業等】

「拠点整備促進費(二ツ橋北部地区)」

「拠点整備促進費(その他地区)＜東山田駅周辺地区＞」

(1) 重点事業の概要

駅を中心とする地区において、地域の拠点として、駅前広場、駐輪場等の整備と、商業、住宅、文化、福祉施設などの機能集積を連携して進めます。

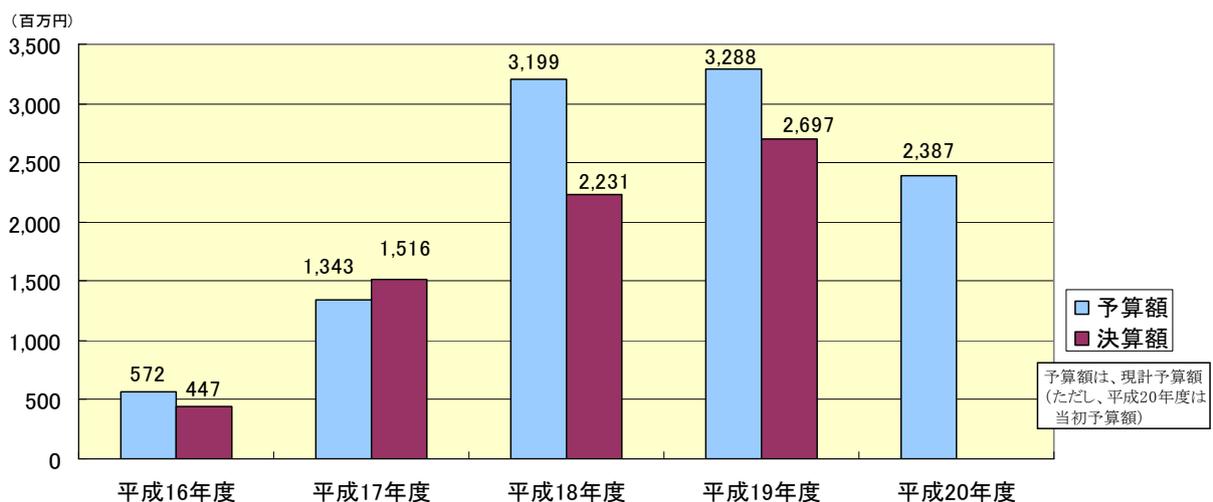
(2) 重点事業の目標と実績

平成22年度末の目標値は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を新たに推進する地区が6地区となっています。

平成19年度末までの実績は、同年度に長津田駅北口地区の市街地再開発事業が都市計画決定し、新たに推進する地区が1地区達成されました。

(3) 重点事業の予算・決算

予算額と決算額の推移は、次のとおりです。



<概要>

平成18年度及び平成19年度では、主に鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業において工事が本格化したため、事業費が増加しています。

(4) 重点事業の内容

「拠点駅周辺の整備促進」での整備手法等は、次のとおりです。

	事業や制度の名称	目的	事業の概要	主な対象地区
整備手法	土地区画整理事業	公共施設(道路、公園等)と宅地の総合的一体的な整備	・土地の区画形質の変更 ・公共施設の新設や変更	・金沢八景駅東口地区 ・下飯田駅等周辺地区 ・東山田駅周辺地区
	市街地再開発事業	建物の共同化と不燃化の促進、公共施設の整備	・建築物と建築敷地の整備 ・公共施設の新設や変更 ・当該重点事業では、第1種事業として実施(第1種：土地建物から建物床への権利変換方式)(第2種：土地建物を買収する管理処分方式)	・長津田駅北口地区 ・鶴見駅東口地区 ・上大岡C南地区 ・中山駅南口地区 ・大船駅北第二地区
制度など	規制誘導制度(地区計画など)	まちづくりのための様々な促進策や規制・誘導など	地区計画などによる、規制誘導	・杉田・新杉田地区

■ 土地区画整理事業、市街地再開発事業の施行者

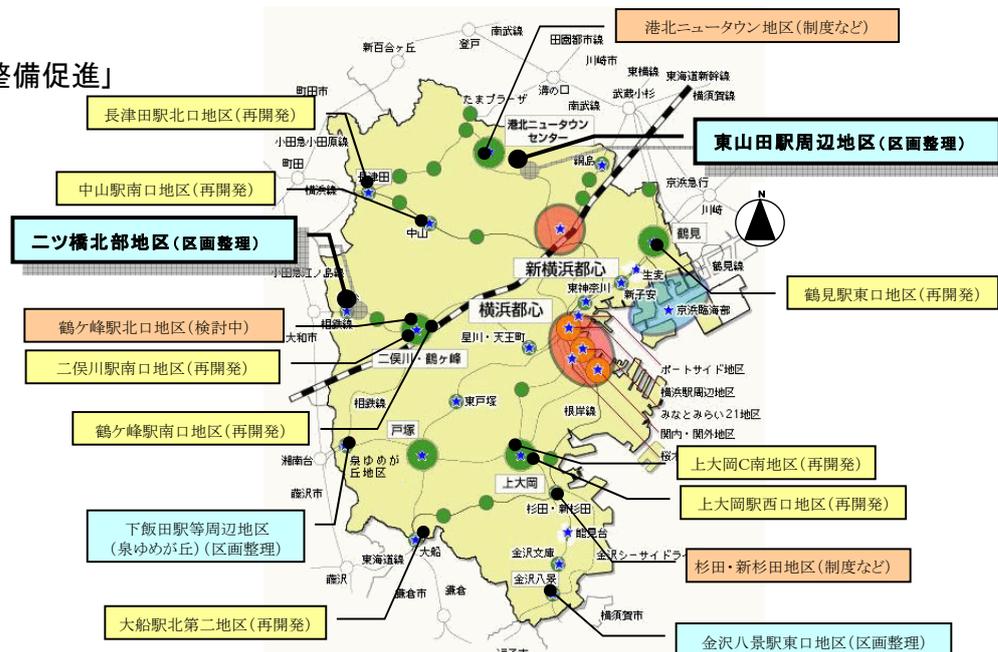
一定の要件を満たせば、公共・民間を問わず、事業の施行者(実施主体)となることができます。

公民区分	施行者の種類	法定要件など	認可者(事業計画、施行の認可等)	政令市(横浜市)の関わり
公共	地方公共団体	都道府県 政令指定市(横浜市) 市町村 都市計画決定が必要 ※国土交通大臣の指示により施行する場合がある。	国土交通大臣等	事業の施行者
	独立行政法人など	都市再生機構 地方住宅供給公社 都市計画決定が必要	国土交通大臣等	・事業計画に対する意見等 ・事業費の補助
民間	組合	土地区画整理事業 ⇒ 土地区画整理組合 市街地再開発事業 ⇒ 市街地再開発組合 ・7名(再開発は5名)以上の権利者の発起が必要 ・権利者の2/3以上の同意が必要 ・市街地再開発事業では、都市計画決定が必要	都道府県知事 政令指定市長等	・施行者に対する、認可、監督、指導等 ・事業費の補助
	個人	・権利者全員の同意が必要 ・都市計画決定は任意	都道府県知事 政令指定市長等	・施行者に対する、認可、監督、指導等 ・事業費の補助

◆ 課題1 都市計画決定^(注1)された地区の中で、二ツ橋北部地区(約172ha)については、昭和33年に土地区画整理事業を都市計画決定し、瀬谷駅前の約8.9haは完成しましたが、隣接する米軍接收地(上瀬谷通信施設)による土地利用制限等もあり、50年間もの長期にわたり事業化が困難な地区となっています。

◆ 課題2 都市計画決定に至っていない地区の中で、東山田駅周辺地区は、土地区画整理事業の発起人会(準備組織)から事業化が困難であるとして解散届が提出された地区です。

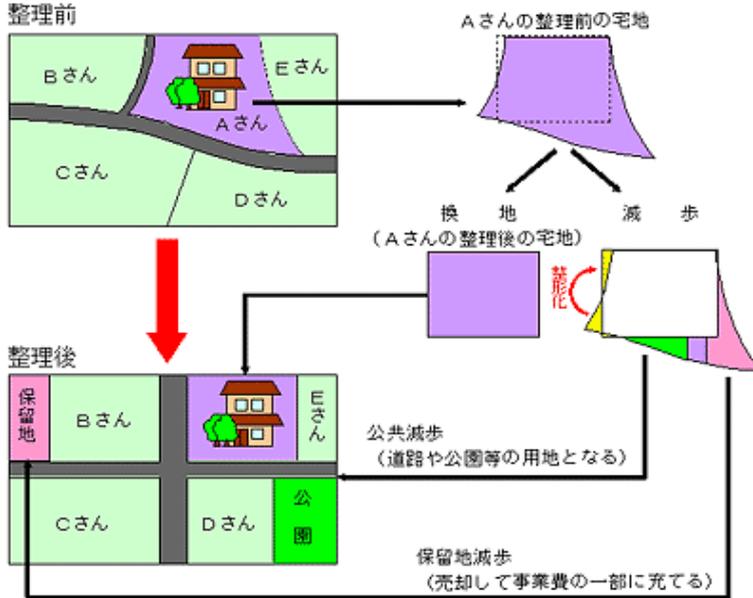
■ 「拠点駅周辺の整備促進」



整備手法等の概要について

土地区画整理事業、市街地再開発事業等の概要は、次のとおりです。

■ 土地区画整理事業

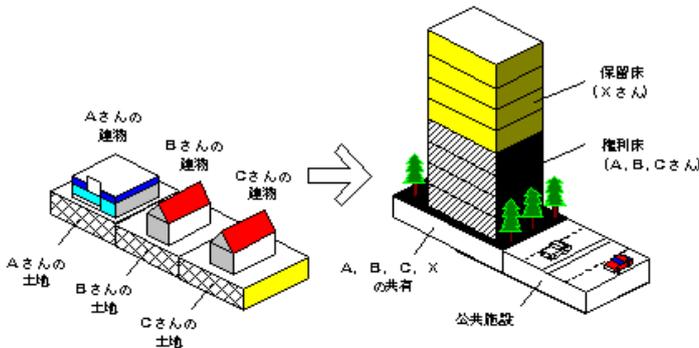


■土地区画整理事業は、都市基盤整備が不十分な地域において換地^(注2)により宅地と公共施設を一体的に整備する面的整備^(注3)手法です。

■事業の施行地区内に土地の権利を所有する権利者は、土地の増進度合^(注4)に応じた「減歩」^(注5)によって土地を提供し、施行者はこれを道路・公園など公共施設の整備用地と事業費の一部に充てる保留地とします。

※国土交通省都市・地域整備局ホームページ(平成20年8月5日現在)より転載

■ 市街地再開発事業



※国土交通省都市・地域整備局ホームページ(平成20年8月5日現在)より転載

■市街地再開発事業は、市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区等において、
 ・細分化された敷地の統合
 ・不燃化された共同建築物の建築
 ・公園広場、街路等の公共施設の整備
 等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る整備手法です。

■敷地の共同化、高度利用により公共施設用地を生み出し、権利者の権利は原則として等価で再開発ビルの床に置き換えられます。(権利床)そして、高度利用で新たに生み出された床(保留床)を処分し、事業費に充てます。

■ 規制誘導制度である地区計画



■地区計画とは、都市計画法や建築基準法のルールについて、「地区ごとに」「地区の個性に応じて」一定の修正を行うことのできる制度です。

■地区計画は、住民(地権者)の意向を反映させながら、横浜市が都市計画として計画の内容を決めます。決定された後は、計画で定めた内容に相違しないよう、個々の建物の建て方について横浜市が指導します。

■ 土地区画整理事業(対象事業)の概要

施行者 (予定を含む)	地区名	所在区	施行面積 (ha)	総事業費 (予定額) (億円)	事業の進捗と予定										備考	
					地元住民等との まちづくり 案件の検討	都市計画 決定(最終 変更年度)	組合設立 (組合施行 のみ)	事業計画 決定	仮換地 指定	工事の 着手	工事の 完了	換地 処分	事業 完了			
公共	横浜市	金沢八景駅東口地区	金沢区	約 2.4	約 91		16年度	-	18年度	21年度 (予定)	22年度 (予定)	28年度 (予定)	28年度 (予定)	28年度 (予定)	19年度～	減価 買取着手
		二ツ橋北部地区	瀬谷区	約172 (事業完了約 8.9haを含む)	未定		昭和33年	-	瀬谷駅前の約8.9haは事業完了 現在、残りの地区の整備手法を検討中							
民間	組合	下飯田駅等周辺地区 (泉ゆめが丘)	泉区	約 25	約 222	準備組合 での検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		東山田駅周辺地区	都筑区	約 18.1	約 118	整備手法等を検討中										



■ 市街地再開発事業(対象事業)の概要

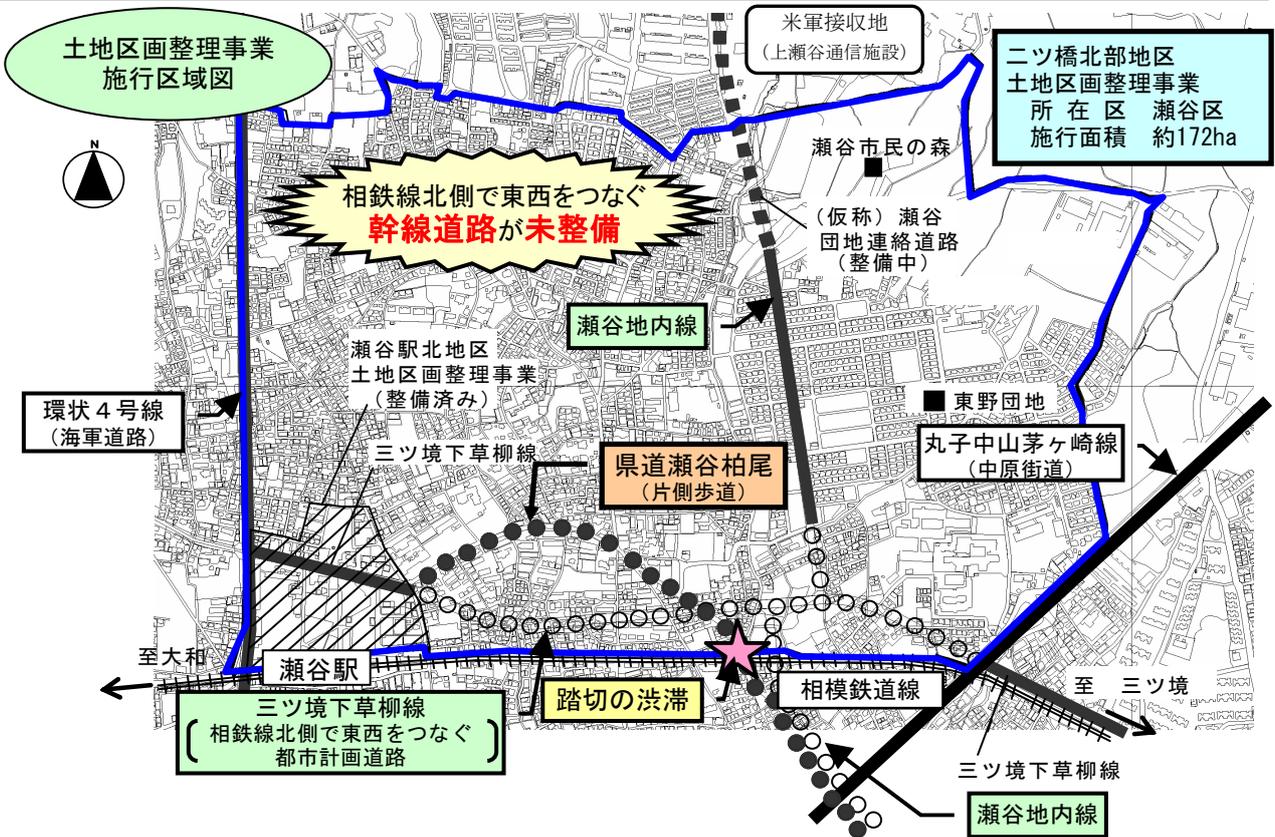
施行者 (予定を含む)	地区名	所在区	施行面積 (ha)	総事業費 (予定額) (億円)	施設建築物 (予定を含む)	事業の進捗と予定										備考
						地元住民等との まちづくり 案件の検討	都市計画 決定(最終 変更年度)	組合設立 (組合施行 のみ)	事業計画 決定	権利変 換処分 認可	工事の 着手	工事の 完了	事業 完了			
公共	横浜市	上大岡駅西口地区	港南区	約 1.3	約 1,043	商業・業務施設、公益施設、 バスターミナル等		2年度	-	3年度	4年度	4年度	9年度	9年度		
	都市再生 機構	鶴見駅東口地区	鶴見区	約 1.2	約 261	商業・業務施設、共同住宅 (約300戸)、ホテル、公益施設 (区民文化センター、国際交流 ラウンジ等)等		16年度	-	18年度	18年度	20年度	22年度 (予定)	22年度 (予定)	駅前広場は、 23年度完成 予定	
	市住宅供 給公社	長津田駅北口地区	緑区	約 2.2	約 153	商業施設、共同住宅(190戸)、 公益施設(区民文化センター、 消防出張所)		19年度	-	20年度 (予定)	21年度 (予定)	21年度 (予定)	24年度 (予定)	24年度 (予定)		
民間	組合	鶴ヶ峰駅南口地区	旭区	約 1.5	約 137	商業施設、共同住宅(252戸)、 公益施設等		14年度	16年度	16年度	17年度	17年度	19年度	20年度		
		上大岡C南地区	港南区	約 1.6	約 222	商業施設、共同住宅(346戸)、 公共自転車駐車場等		17年度	17年度	17年度	18年度	19年度	22年春 (予定)	22年度 (予定)		
		二俣川駅南口地区	旭区	約 1.8	未定	商業・業務施設、共同住宅、 公益施設等	準備組合 での検討	未定	●	●	●	●	●	●	●	●
		中山駅南口地区	緑区	約 2.6	未定	商業・業務施設、共同住宅等	準備組合 での検討	未定	●	●	●	●	●	●	●	●
		大船駅北第二地区	栄区	約 1.7	未定	商業施設、共同住宅、 交通広場等	準備組合 での検討	未定	●	●	●	●	●	●	●	●



(5) 『課題1』の検証 ニッ橋北部地区の拠点整備促進

ニッ橋北部地区(約172ha)については、昭和33年に土地区画整理事業を都市計画決定し、瀬谷駅前約8.9haは完成しましたが、隣接する米軍接收地(上瀬谷通信施設)による土地利用制限等もあり、50年間もの長期にわたり事業化が困難な地区となっています。

そこで、都市整備局では、土地区画整理事業以外の事業手法や地区内の都市計画道路^(注6)の整備などについて検討を行っています。



■ 都市計画マスタープラン 瀬谷区プラン (平成17年12月22日 都市計画決定)

<ニッ橋北部地区>
「都市計画マスタープラン 瀬谷区プラン」での位置づけ(一部)

「都市計画マスタープラン」とは、

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、おおむね20年後を見据え、望ましい都市の将来を描くとともに、それを実現させるために定めるものです。

まち環境づくりの方針

- 地震や災害に強いまちづくり
⇒ 狭あい道路整備促進路線を中心に、道路幅員を4m確保するよう区民と協力して拡幅整備を進めます。
- 市街地の改善 ⇒ 土地区画整理事業が計画されている市街地では、他の事業手法も検討しながら、地域の実情を考慮した住環境整備を進めます。

道路交通体系づくりの方針

- 中心地域の道路整備 ⇒ 厚木街道(横浜厚木線)の拡幅と瀬谷駅北側の幹線道路(三ツ境下草柳線)の整備により、相模鉄道の南北で駅周辺へのアクセスを高めます。

「瀬谷区プラン」には
幹線道路等の整備も掲載

■ 瀬谷区の道路状況

都市計画道路の整備率
(自動車専用道路、新交通システムを除く)

18区中
15位

平成20年3月31日現在

区名	計画延長 (km)	整備延長 (km)	整備率 (%)	順位
西	21.58	20.59	95.4	1
都筑	62.24	57.25	92.0	2
...
瀬谷	29.93	12.75	42.6	15
旭	33.65	13.83	41.1	16
港北	57.59	23.30	40.5	17
栄	27.37	10.27	37.5	18
合計	688.93	444.52	64.5	-

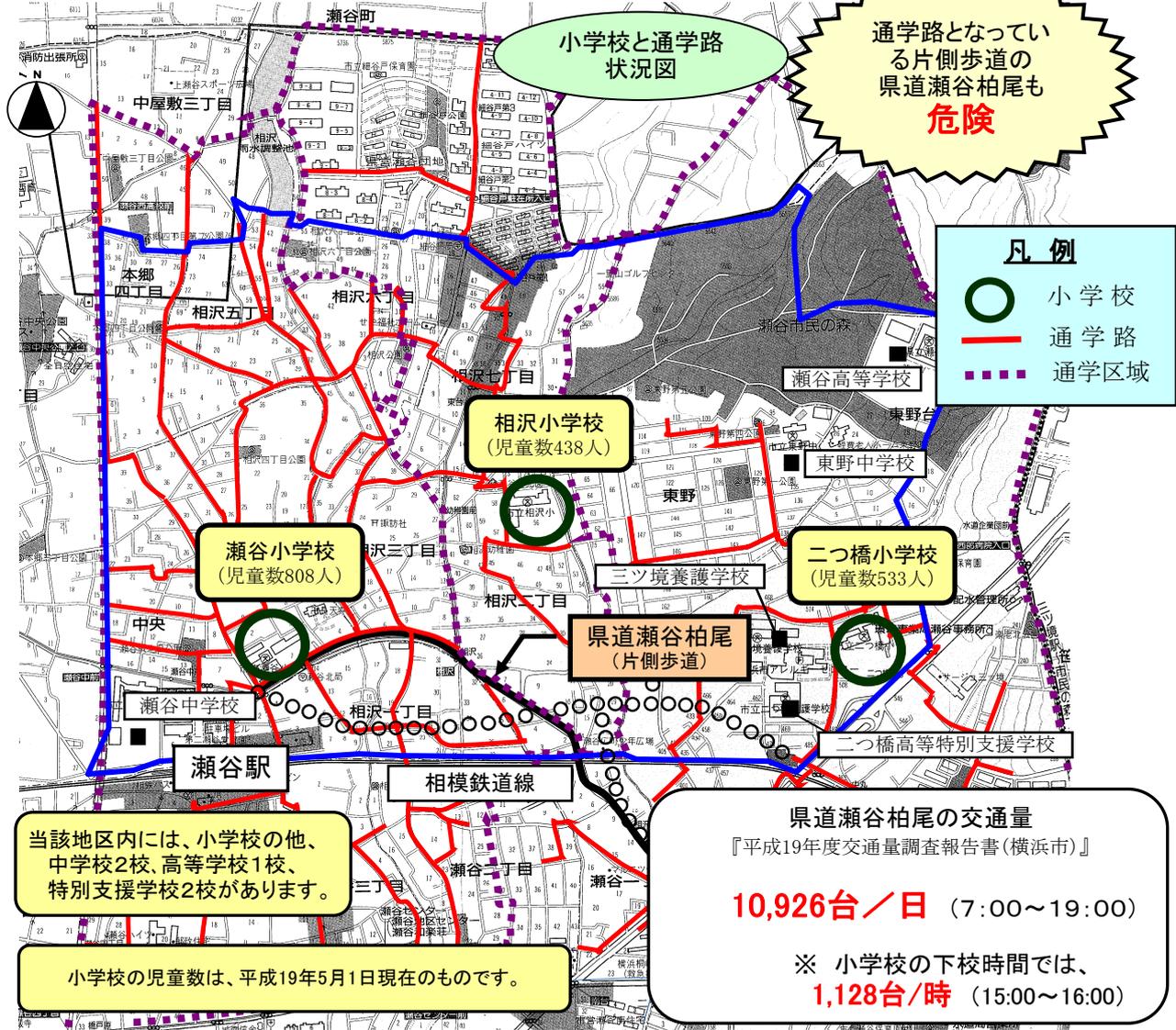
狭あい道路の割合
(幅5.5m未満)

18区中
最多

平成20年4月1日現在

区名	横浜市管理 道路延長 (km)	うち、幅5.5m未満の道路		
		道路延長 (km)	割合 (%)	順位
瀬谷	300,402	188,834	62.9	1
旭	572,001	349,338	61.1	2
泉	427,247	250,201	58.6	3
戸塚	610,699	355,643	58.2	4
...
都筑	557,130	173,610	31.2	17
青葉	720,978	159,923	22.2	18
合計	7,513,636	3,675,071	48.9	-

■ ニツ橋北部地区の小学校と通学路の状況



現在、道路局で行っている「都市計画道路網の見直し」での優先整備路線は・・・

『都市計画道路網の見直しの素案(平成20年5月)』『都市計画道路の優先整備路線(平成20年5月)』

都市計画道路(地区幹線道路)における、**I** 優先整備路線の選定の考え方

次の道路を優先的に事業着手するものとして選定

- 1 地域課題への対応(都市計画マスタープラン)
 - ①鉄道による地域分断の解消 ②高速道路インターへのアクセス改善
 - ③バス通りの安全対策
 - 2 道路ネットワークの構築
 - 3 関連事業(土地区画整理事業などのまちづくり)との整合
- ※地区幹線道路:地区内で発生・集中する交通量を処理するために、3環状10放射道路などを結ぶ道路

このため、当該地区では

都市計画道路(三ツ境下草柳線、瀬谷地内線)の「見直しの素案」での考え方 **II**

「土地区画整理整理事業の見直しに併せて検討する必要があることから、今回の見直しでは「存続」とし、関係機関とも連携を図りながら検討する。」

⇒ 『優先的に着手する時期は未定』

しかし、土地区画整理事業を考えなければ・・・

上記「優先整備路線の選定の考え方」に照らして **III** 都市計画道路(三ツ境下草柳線等)は、

- 1 地域課題への対応(都市計画マスタープラン)
⇒3項目のうち①と③が該当
- 2 道路ネットワークの構築
⇒相模線北側で東西をつなぐ幹線道路が未整備・瀬谷区は、都市計画道路の整備率 18区中15位

このことから

都市計画道路(三ツ境下草柳線等)は優先整備路線になる可能性が高いと考えられる。

<考察1> 仮に、「都市計画道路の整備」を直接買収方式で実施したら・・・



事業収支(概算)

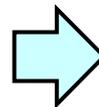
支出		収入(財源)			(億円)
用地費	47.5	国費	用地費	26.1	41.4
補償費	18.0		補償費	9.9	
工事費	9.9		工事費	5.4	
計	75.4	市費	用地費	21.4	34.0
			補償費	8.1	
			工事費	4.5	
計	75.4	計			75.4

概算

都市計画道路の整備 ⇒ 事業費 **75.4億円** (うち市費は、**34億円**)

<考察2>

仮に、都市計画道路が整備されるまでの緊急対応として、「県道瀬谷柏尾 両側歩道への拡幅整備」(現況片側歩道(1.5m))を直接買収方式で実施したら・・・



事業収支(概算)

支出		収入(財源)			(億円)
用地費	5.1	国費	用地費	2.8	5.4
補償費	4.0		補償費	2.2	
工事費	0.7		工事費	0.4	
計	9.8	市費	用地費	2.3	4.4
			補償費	1.8	
			工事費	0.3	
計	9.8	計			9.8

◆考察1と考察2の概算は、次の前提にて算出しました。
 (ア) 用地費は、公示価格より推定
 ただし、考察1「都市計画道路の整備」では、既に取得済みの土地(5,760㎡)を除いて算定
 (イ) 補償費算出で想定した移転件数は、
 考察1「都市計画道路の整備」で90件
 考察2「県道瀬谷柏尾 両側歩道への拡幅整備」で20件
 (ウ) 工事費は、一般の道路整備費を参照
 (エ) 国費は、地方道交付金事業等を適用
 (国費充当率:用地費、補償費及び工事費の合計額の55/100)

概算

県道瀬谷柏尾を両側歩道に拡幅整備 ⇒ 事業費 **9.8億円** (うち市費は、**4.4億円**)

(6) まとめ**【二ツ橋北部地区での早期の事業手法の決定と事業化について】**

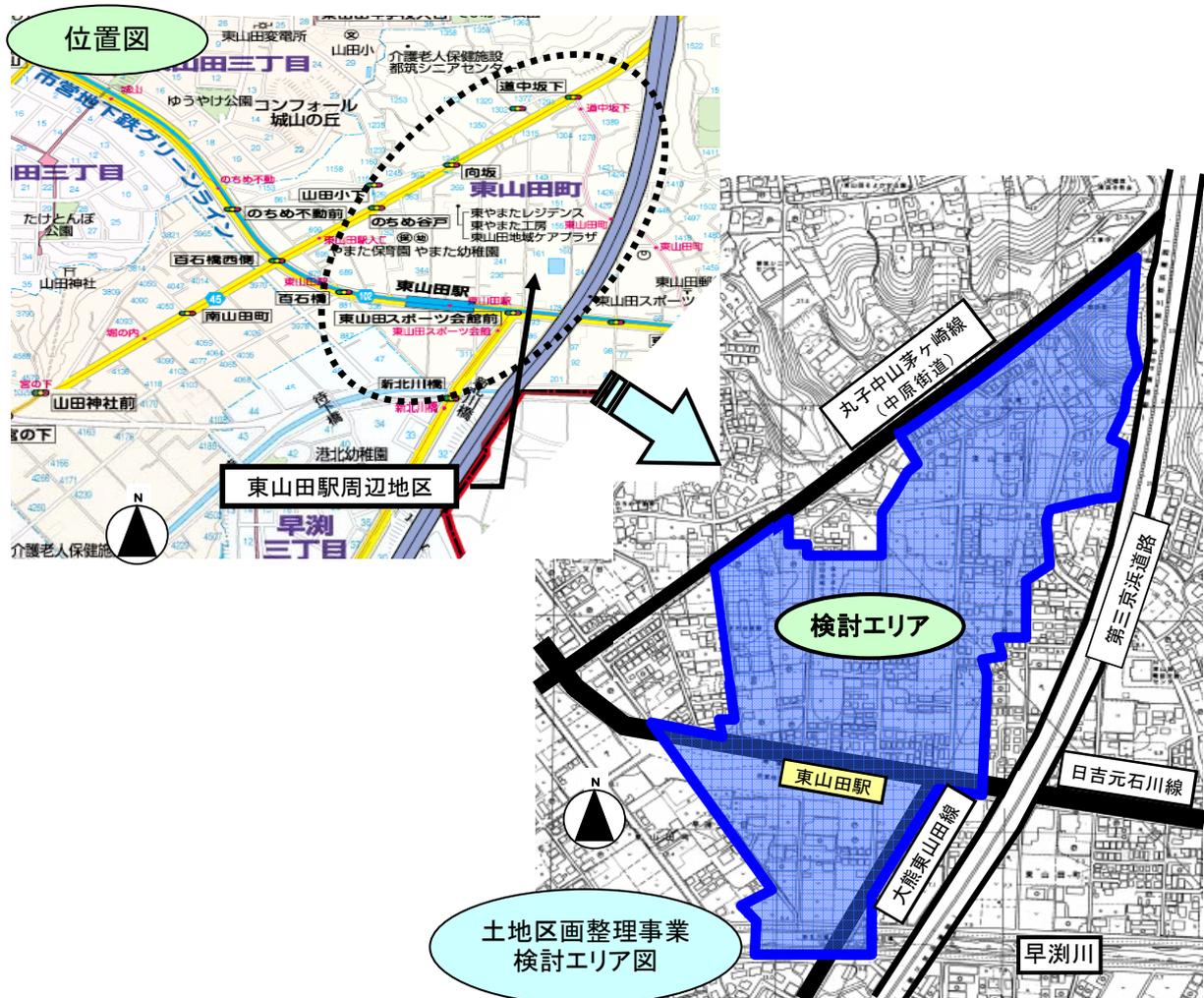
二ツ橋北部地区(約172ha)については、昭和33年に土地区画整理事業を都市計画決定し、瀬谷駅前約8.9haは完成しましたが、隣接する米軍接収地(上瀬谷通信施設)による土地利用制限等もあり、50年もの長期にわたり事業化が困難な地区となっています。これまで、都市整備局では、他の事業手法や地区内の都市計画道路の整備などについて検討を行っているところです。

しかし、地区内の都市計画道路等が未整備のところでは、片側しか歩道のない県道に多くの車両が通行し、小学生の通学路等の安全性に課題があるばかりではなく、地区内には狭い生活道路により、消防自動車等の緊急車両の通行に支障をきたしているところもあります。

そこで、安全なまちづくりを進めるには、早期に都市計画道路等を整備することが不可欠であるため、実現可能な事業手法を多角的に検討し、事業化を進める必要があります。

(7) 『課題2』の検証 東山田駅周辺地区の拠点整備促進

平成20年3月に開業した「市営地下鉄グリーンライン」の東山田駅の周辺において、交通利便性の高い拠点駅前での形成や周辺のまちづくりを進めるため、都市整備局では組合(地権者で組織)施行による土地区画整理事業の事業化に向けて調整や検討を行っています。



■ 都市計画マスタープラン 都筑区プラン (平成14年5月24日 都市計画決定)

<東山田駅周辺地区>
「都市計画マスタープラン 都筑区プラン」での位置づけ(一部)

「都筑区プラン」では
駅前広場や地区幹線道路の整備も掲載

バランスの取れた土地利用の実現

【具体的な取り組み】市街化調整区域の保全と整備

⇒ 新駅周辺などで計画的な市街地整備が行われる際には、必要な範囲で市街化区域への編入を検討

交通体系の整備

【基本方針】

⇒ 鉄道や道路などの整備に合わせ、**駅前広場や駐車場・駐輪場などの交通関連施設の整備を進めます。**

【具体的な取り組み】地区幹線道路の整備

⇒ 東山田駅(仮称)のまちづくりに合わせた**地区幹線道路の整備の検討**

「都市計画マスタープラン」とは、

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、おおむね20年後を見据え、望ましい都市の将来を描くとともに、それを実現させるために定めるものです。

計画的な市街地整備を実施し、市街化区域への編入を検討する必要がありますが、

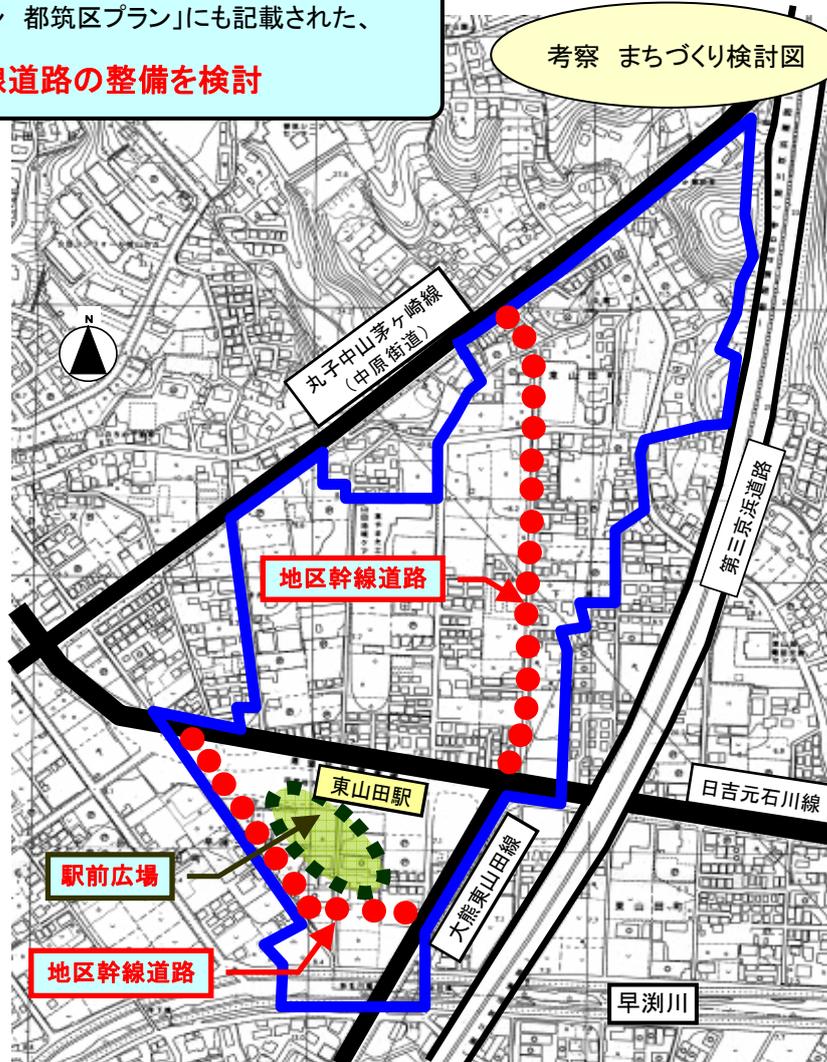
<考察>

仮に、駅前広場と地区幹線道路を直接買収方式で整備したら・・・

「都市計画マスタープラン 都筑区プラン」にも記載された、

駅前広場と地区幹線道路の整備を検討

考察 まちづくり検討図



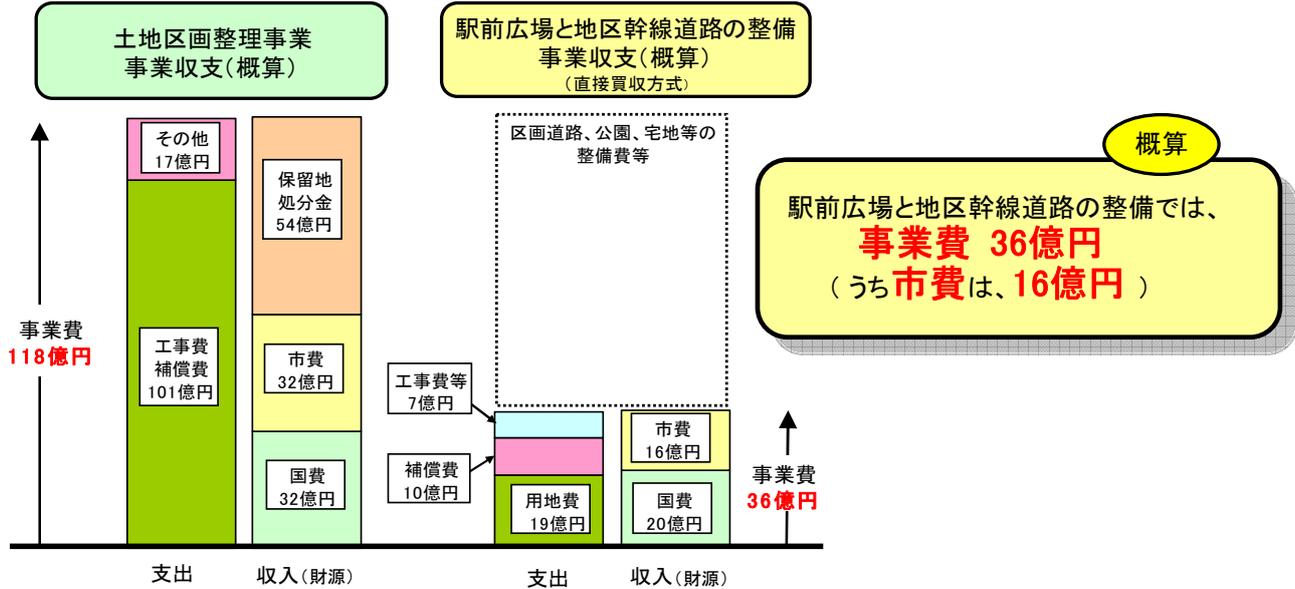
公共施設の面積

現況			土地区画整理事業		
公共施設	土地の面積	地区全体に対する割合	公共施設	土地の面積	地区全体に対する割合
道路	2.1ha	10%	道路	4.6ha	24%
公園	-	-	公園	0.9ha	4%
駅前広場	-	-	駅前広場	0.4ha	2%
水路	0.3ha	2%	水路	-	-
遊水地	-	-	遊水地	0.4ha	2%
計	2.4ha	12%	計	6.3ha	32%

駅前広場と地区幹線道路の整備 (直接買収方式)		
公共施設	土地の面積	地区全体に対する割合
道路	3.2ha	16%
公園	-	-
駅前広場	0.4ha	2%
水路	0.3ha	2%
遊水地	-	-
計	3.9ha	20%

直接買収方式では、
公共施設の面積は、1.5ha増加し、
地区全体に対する割合も、
12% → 20%に向上

■ 事業費の概算比較は



概算
駅前広場と地区幹線道路の整備では、
事業費 36億円
(うち**市費は、16億円**)

■ 概算は、次の前提にて算出しました。

- (ア) 用地費、補償費、工事費等は、発起人会(準備組織)の資料を参照
- (イ) 駅前広場と地区幹線道路は都市計画道路とする。
- (ウ) 土地区画整理事業の収入(財源)
 - 国費は、次の制度を適用
 - ・組合等区画整理補助事業実施要領(国費充当率:補助対象額の1/2)
 - ・都市再生推進事業制度要綱(国費充当率:補助対象額の1/2)
 - 市費は、次の制度を適用
 - ・横浜市土地区画整理事業補助要綱(市費充当率:補助対象額の1/2)
 - ・横浜市都市再生土地区画整理事業補助要綱(市費充当率:補助対象額の1/2)
- (エ) 駅前広場と地区幹線道路の整備(直接買収方式)の収入(財源)
 - ・国費は、地方道交付金事業等を適用(国費充当率:補助対象額の55/100)

(8) まとめ

【東山田駅周辺地区でのまちづくり等の検討について】

東山田駅周辺地区は、土地区画整理事業の組合施行を目指していた発起人会(準備組織)が解散したところですが、都市計画マスタープランの都筑区プランでも、駅前広場や地区幹線道路等の交通関連施設の整備を進めていくこととされており、駅周辺の適切な土地利用が必要となっている地区です。

そこで、今後は、都筑区プランに基づくまちづくりを進めるためにも、駅前広場や地区幹線道路等の交通関連施設の整備などのまちづくりに関する、効率的、経済的な事業手法の検討が必要です。

重点事業 高齢社会に対応した住まいづくり

【うち、二次評価で分析する個別事業等】
「高齢者住替え促進事業」

(1) 重点事業の概要

高齢者の住み替え支援や、高齢者が快適に暮らすための様々なサービスを伴う高齢者向け賃貸住宅の供給、住まいに関する情報提供を進め、高齢者の多様な居住ニーズに対応した住まいづくりを支援します。

(2) 重点事業の目標と実績

高齢者向け優良賃貸住宅認定戸数 (累計戸数)

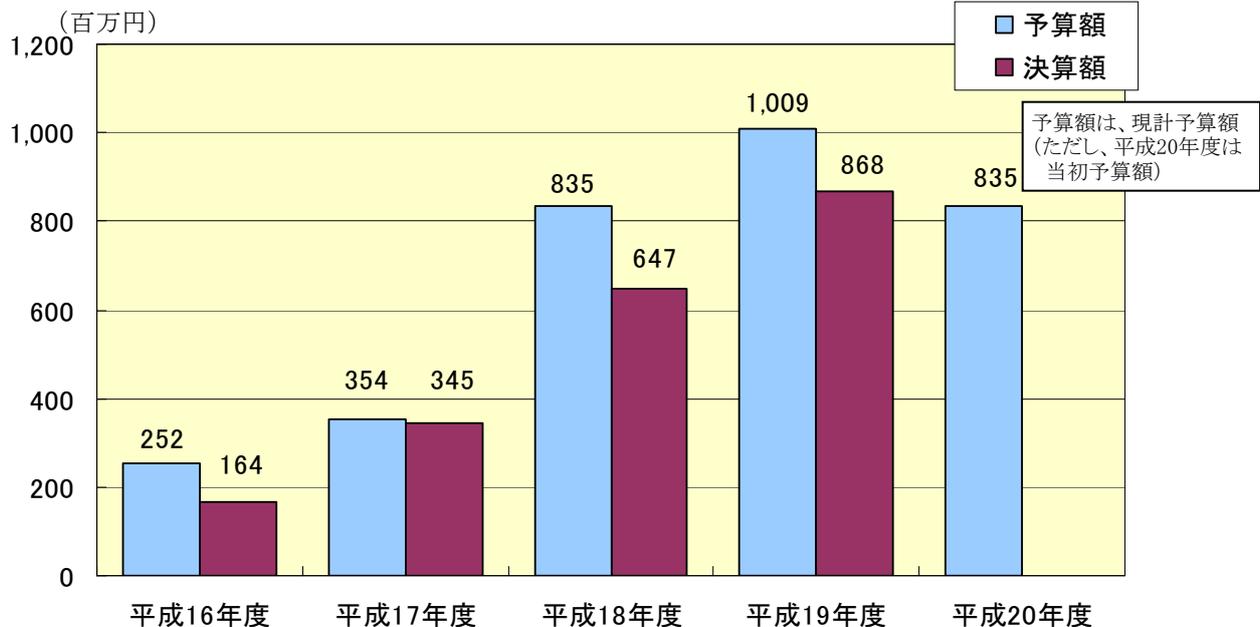
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標		1,144	1,444	1,644	1,844	2,044
実績	844	1,035	1,246			

<概要>

平成17年度から平成22年度まで新たに1,200戸を認定することを目標としていますが、平成19年度末までに402戸を新たに認定しています。

(3) 重点事業の予算・決算

予算額と決算額の推移は、次のとおりです。



<概要>

主に高齢者向け優良賃貸住宅事業の家賃減額補助対象戸数が増加したため、事業費が増えています。

(4) 重点事業の内容

「高齢社会に対応した住まいづくり」の事業内容は、次のとおりです。

1 高齢者住替え促進事業

(平成19年度決算額 11,550千円)

①高齢者住替え相談事業

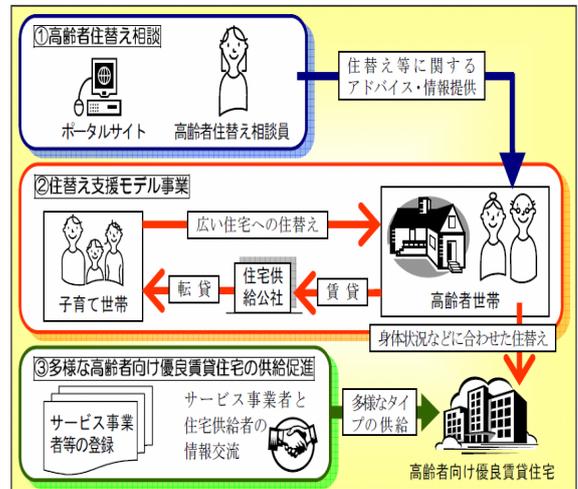
高齢者向け住宅施設の情報を窓口相談やインターネットで一体的に提供します。

②住替え支援モデル事業

住み替えをする高齢者の持ち家を借り上げ、低廉な家賃で子育て世帯に転貸します。

③多様な高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

高齢者生活支援サービス事業者等の登録を行い、住宅供給者等へ情報提供するためのデータベース運営や情報交流の支援、セミナーの開催を行います。



2 住宅施策推進事業費

(平成19年度決算額 210千円)

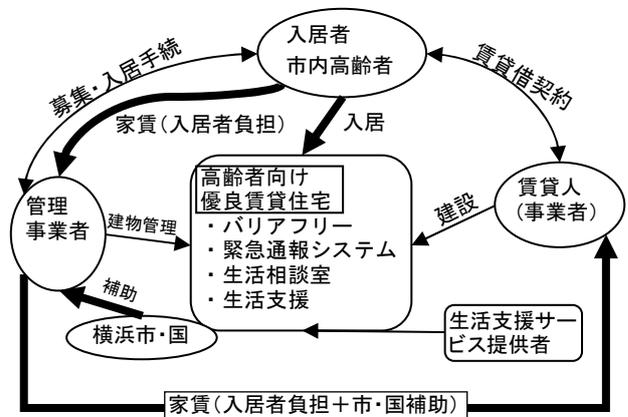
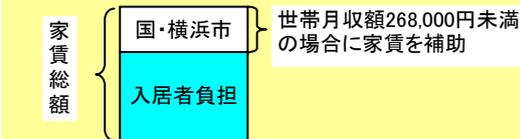
住宅政策に関する立案や施策を充実させるため、市場動向や意識の調査分析を行います。

3 高齢者向け優良賃貸住宅事業

(平成19年度決算額 850,602千円)

民間土地所有者等が建設する高齢者に配慮された賃貸住宅を活用し、入居者に高齢者向けサービスが実施される公的住宅として供給するとともに、世帯の所得に応じた家賃減額補助を行います。

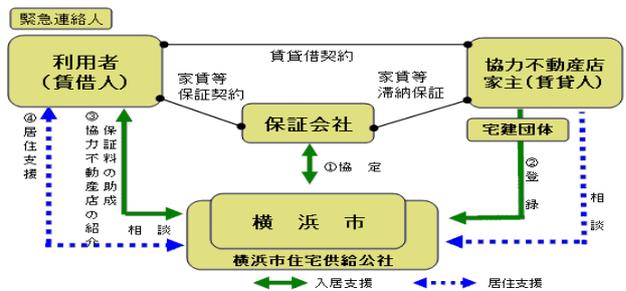
家賃補助の仕組み



4 民間住宅あんしん入居事業

(平成19年度決算額 5,425千円)

家賃支払い能力があっても保証人の見つからない高齢者等が、民間賃貸住宅に入居できるよう、民間の保証会社による家賃保証などを活用し支援を行います。



<高齢者住替え促進事業>

- ◆ 課題1 住替え支援モデル事業での住み替え実績が、平成18年度の事業開始以来ありません。
- ◆ 課題2 住替え相談窓口の相談件数が、1日2件程度にもかかわらず、1,155万円の委託料を支出しています。

高齢者住替え促進事業 開始の背景

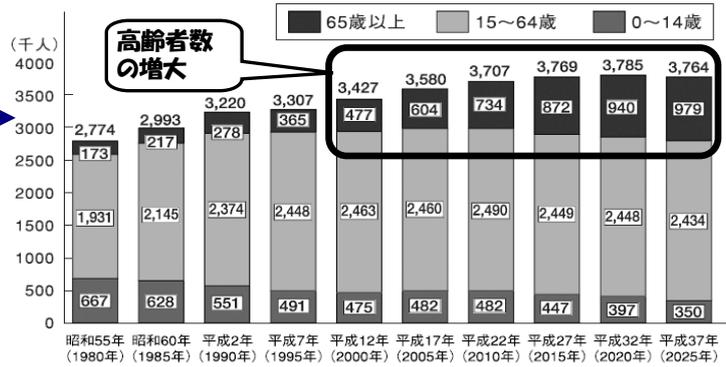
成熟社会への移行
〔・少子高齢社会の本格化
・経済の低迷 など〕

「持ち家居住の高齢者」と
「借家居住の子育て世代」で
世帯規模に応じた
住宅になっていない

横浜市住宅政策審議会の答申
(平成18年3月)
「中古住宅活用を中心として
住替え支援システムの整備」

高齢者住替え促進事業の開始
(平成18年10月)

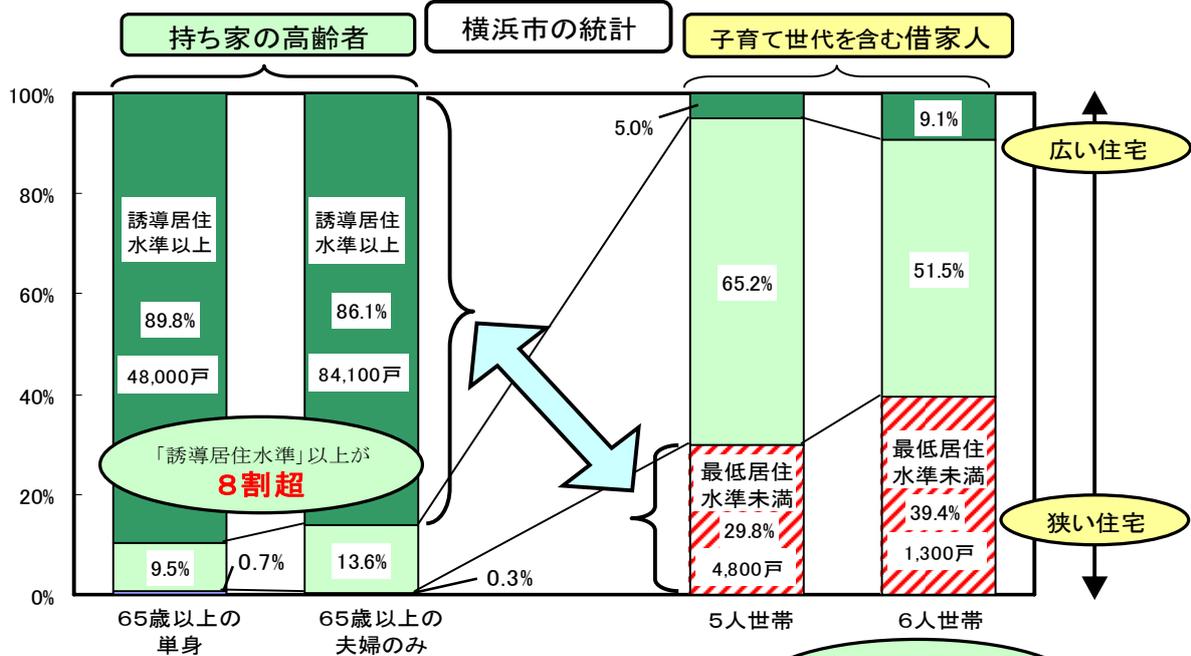
〔年齢三区分別人口の実績・推計(昭和55(1980)年～平成37(2025)年)〕



<居住水準>

考え方	最低居住水準 健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準	誘導居住水準 住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針となる水準	
		都市居住型 都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定	一般型 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定
世帯人員	住戸専用面積		
1人	18 m ²	37 m ²	50 m ²
2人	29 m ²	55 m ²	72 m ²
3人	39 m ²	75 m ²	98 m ²
4人	50 m ²	91 m ²	123 m ²
5人	56 m ²	104 m ²	141 m ²
6人	66 m ²	112 m ²	147 m ²

「持ち家居住の高齢者」と「借家居住の子育て世代」の住宅状況



世帯規模に応じた
住み替えが進んでいない

世代間で、世帯規模に
応じた住宅になっていない

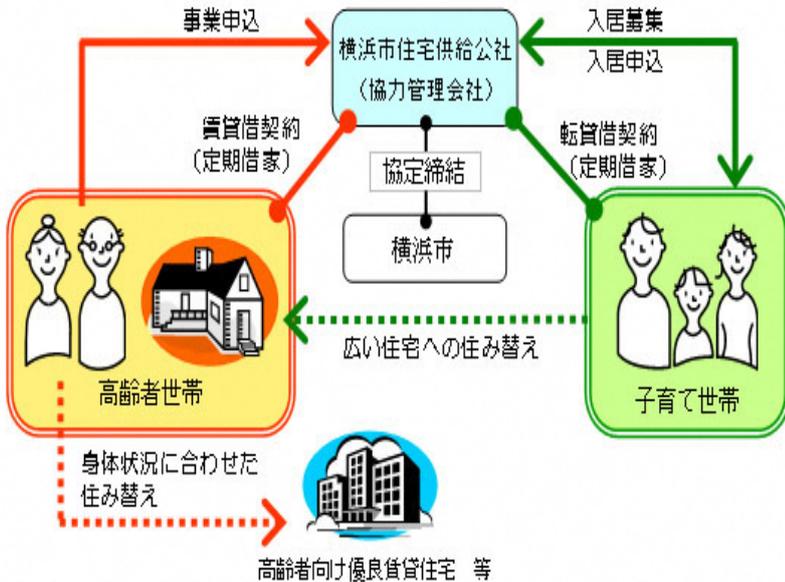
「最低居住水準」未満が
おおむね3割以上

※ 戸数は百未満四捨五入

(5) 『課題1』の検証 住替え支援モデル事業の事業実績

■ スキーム

住み替えを希望されている高齢者が所有する住宅を借り上げて、これを子育て世帯に低廉な家賃で転貸する事業をモデル的に実施し、高齢者に対しては高齢者向け優良賃貸住宅への優先入居の支援を行っています。
(平成18年度から実施)



■ 高齢者世帯の要件

- ・ 60歳以上の市内在住の高齢者世帯でかつ、住み替え先が横浜市高齢者向け優良賃貸住宅等
- ・ 床面積が55㎡以上の住宅で、耐震関係規定及び建築基準法令等に適合していること

■ 子育て世帯の要件

- ・ 18歳未満の児童がいる3人家族以上の市内在住の世帯
- ・ 一定の居住水準に満たない賃貸住宅に居住し、支援住宅に入居することによって居住水準を満たすこと

■ 事業実績がない原因について

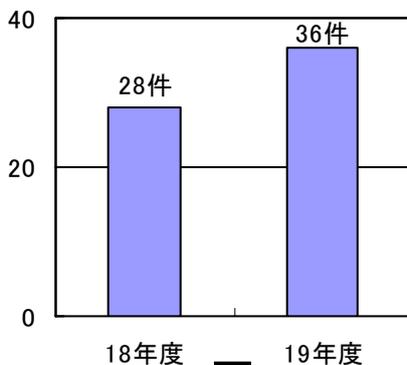
次のような理由により実績がありません。

- ・ 家族との相談の結果 家族の理解が得られない
- ・ 要件を満たさないため 耐震補強などの追加負担が必要な場合がある
- ・ 移転希望場所に、高齢者向け優良賃貸住宅がない

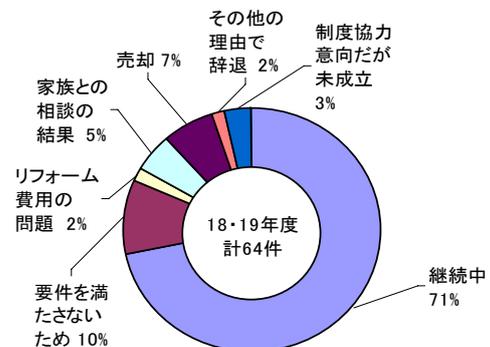
高齢者世帯からの貸家の供給がない

事業実績がない

住替え支援モデル事業の相談件数



住替え支援モデル事業の相談結果



結果は

相談事例はあるが、住み替えの実績はない

(6) 『課題2』の検証 高齢者住替え相談事業の相談実績

■ 事業スキーム

高齢者の住み替えに関する総合的な相談窓口を設置し、住宅、福祉の専門家等が相談員として相談に応じています。横浜市住宅供給公社に委託し、1,155万円の委託料を支出しています。
(平成18年度から実施)

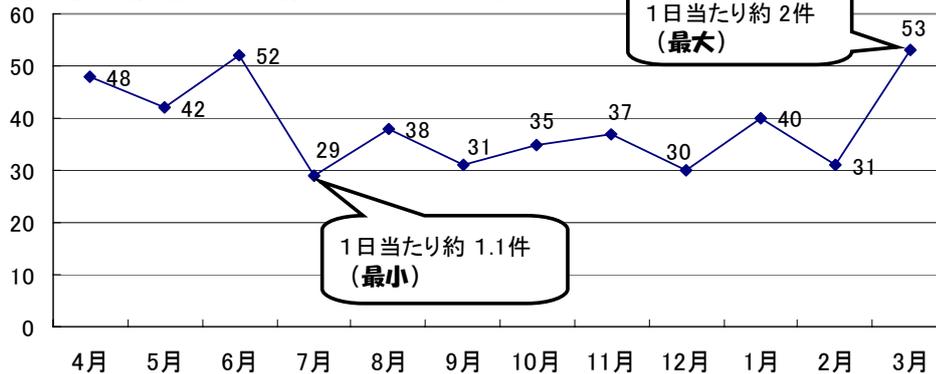
高齢者住替え相談事業について

	高齢者住替え相談事業
設置か所数	1か所(横浜駅東口近く)
受託者	横浜市住宅供給公社
業務内容	・高齢者向けの住宅の紹介 ・福祉施設の紹介 ・住宅の申込み
相談件数	平成19年度実績 466件

■ 相談実績

住み替え相談窓口への相談実績が、相談件数が多い月でも1日平均約2件(相談時間1件当たり約30分)にもかかわらず、常勤2名、非常勤(週1日)1名の相談員を配置しています。

住み替え相談窓口への相談件数(平成19年度)



<考察>

仮に、常勤相談員を2名から1名に削減すると・・・

現在、相談員は常勤2名、非常勤(週1日)1名の体制であるため、常勤相談員を1名に削減してみると、委託料を424万円削減できます。

相談体制の見直しの効果



(7) まとめ

【住替え支援モデル事業の抜本的な見直しについて】

住替え支援モデル事業は、単身の高齢者などが所有する住宅を子育て世帯に低家賃で転貸する事業です。しかし、相談事例はあるものの、平成18年10月に事業を開始してから、住替えの実績がありません。その原因は、貸主と借主の双方の経済的条件や希望に合致しない制度にあると考えられます。

そのため、モデル事業の検証に際しては、これまでの実績や市民ニーズを踏まえ、市民が利用しやすい制度となるよう抜本的な見直しや事業の廃止が必要です。

【高齢者住替え相談事業の相談体制等の見直しについて】

高齢者住替え相談事業では、横浜市住宅供給公社に委託して、高齢者の住替えに相談窓口を設置し、住宅、福祉の専門家等が相談員として相談に応じています。

しかし、1日当たりの相談件数が2件程度ですが、常勤相談員2人と非常勤1人(1日/週)分に相当する1,155万円の委託料を支出しています。

そのため、費用対効果に見合うよう、実績に応じた委託料の見直しが必要です。

重点事業 交通安全対策

【うち、二次評価で分析する個別事業等】
「放置自転車対策」
「違法駐車防止対策事業」

(1) 重点事業の概要

横浜市が警察と連携しながら、安全啓発活動、放置自転車対策、歩行空間の整備を総合的に進めます。

(2) 重点事業の目標と実績

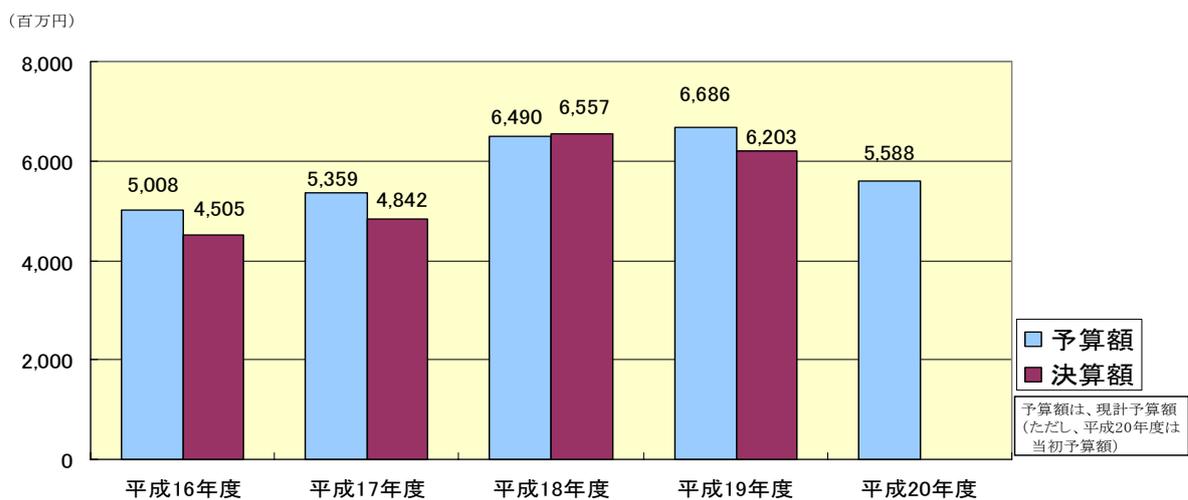
市内の年間交通死傷事故の発生件数

平成22年末の目標値は、「市内の年間交通死傷事故の発生件数」が1万9千件となっています。(平成17年末の状況は、2万2千件)

平成19年の実績は、1万9千件です。(平成18年末までの実績は、2万1千件)

(3) 重点事業の予算・決算

予算額と決算額の推移は、次のとおりです。



<概要>

主に日吉駅自転車駐車場の工事が本格化したため、平成19年度まで増加しています。(平成20年4月に供用開始しました。)

(4) 重点事業の内容

① 交通安全・放置自転車対策

(平成19年度決算額 5,662,112千円)

交通安全施設整備と連携し、交通安全啓発活動や放置自転車対策を進め、歩行者の安全を確保します。

放置自転車対策

(平成19年度決算額 3,365,438千円)

違法駐車防止対策事業

(平成19年度決算額 11,080千円)

② あんしん歩行空間整備推進事業

(平成19年度決算額 253,717千円)

警察と連携しながら、歩行空間の整備や自動車の速度抑制につながる施設を設置し、面的・総合的な安全対策を実施します。交通安全施設整備と連携し、交通安全啓発活動や放置自転車対策を進め、歩行者の安全を確保します。



③ 踏切安全対策事業

(平成19年度決算額 287,300千円)

踏切を渡る歩行者の安全性を確保するため、踏切への歩道設置やカラー舗装等による歩道部分の明確化などの対策を実施します。



◆ 課題1<放置自転車対策> 市内の放置台数は年々減少傾向にありますが、平成19年度の一斉調査では、放置台数は34,901台と、依然として高い水準にあります。

◆ 課題2<違法駐車防止対策事業> 違法駐車等防止監視員が違法駐車等防止活動等を行っていますが、平成18年に神奈川県警察での民間駐車監視員制度が導入されたことにより、その取組や効果の検証が必要な事業です。

<放置自転車対策>

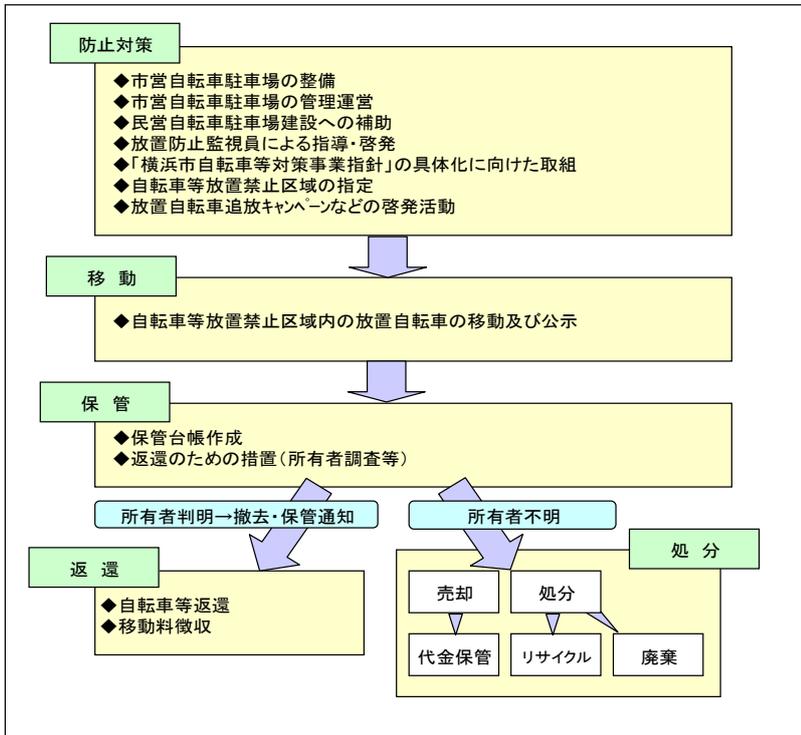


<違法駐車対策>



(5) 『課題1』の検証 放置自転車対策

横浜市の放置自転車等に関する取組は、次のとおりです。



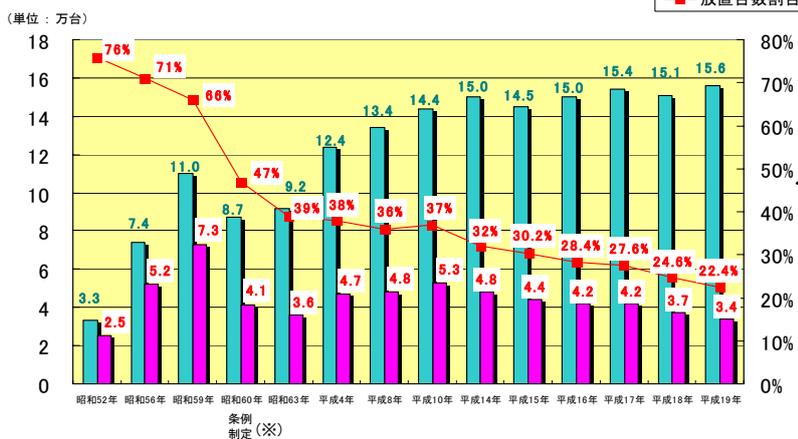
<市営自転車駐車場>



<警告札>



乗入台数、放置台数及び放置台数割合の推移
(自転車、原動機付自転車、自動二輪車)



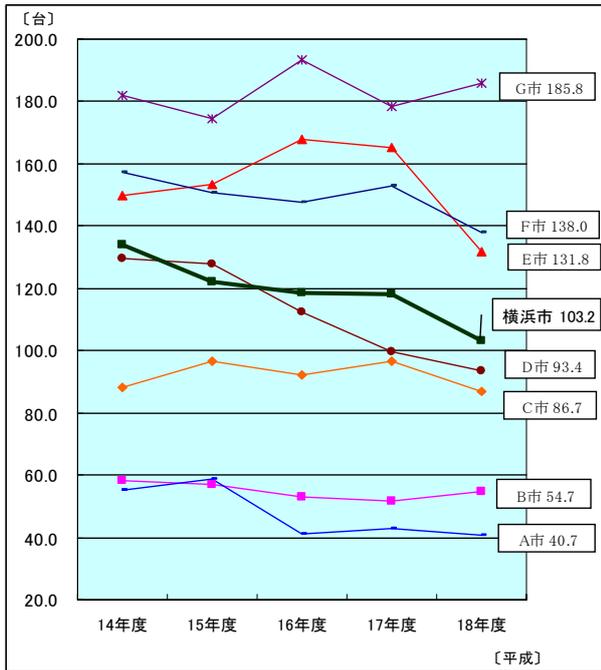
(※)横浜市自転車等の放置防止に関する条例

自転車の放置は、視覚障害者誘導ブロックの利用を妨げたり、歩道幅が狭くなるなど、交通安全上の問題もあります。

平成19年度の放置台数
34,901台



政令指定都市人口1万人当たり放置台数比較

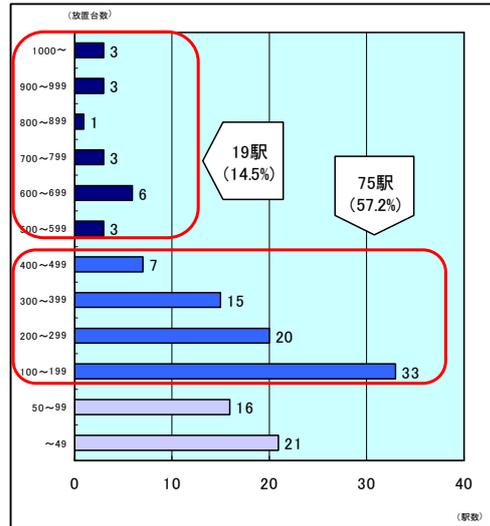


※ 『平成19年度市区町村自転車対策事業紹介(全国版)』より作成

■人口1万人当たりの放置台数では、比較可能な8政令市中4番目に多くなっています。

■放置台数が500台以上の鉄道駅が19駅、100台以上500台未満の駅が75駅あり、放置防止のための対策が必要です。

放置台数別の鉄道駅数

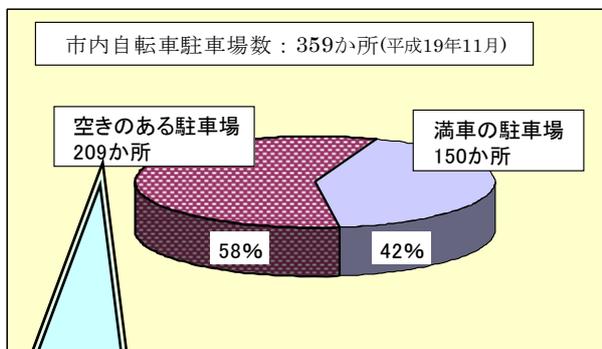


※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

◆ 『検討課題1』 自転車駐車場の利用率向上

市内の自転車駐車場の約6割が利用率100%に達していないため、空き台数の有効活用により、放置台数の減少が期待されます。

市内自転車駐車場の利用率



【利用率】
自転車駐車場の利用台数/収容台数

※一時的に収容数以上に収容している駐輪場もあるため、利用率が100%以上になる場合があります。

※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

空きのある自転車駐車場の平均利用率は約68%

$$\frac{\text{利用台数}}{\text{収容台数}} = \frac{44,824}{66,258}$$

放置台数を減少させるためにも、自転車駐車場の利用率向上に向けた取組が必要です。

■ 『事例1』 自転車等放置禁止区域の未指定地区における放置状況

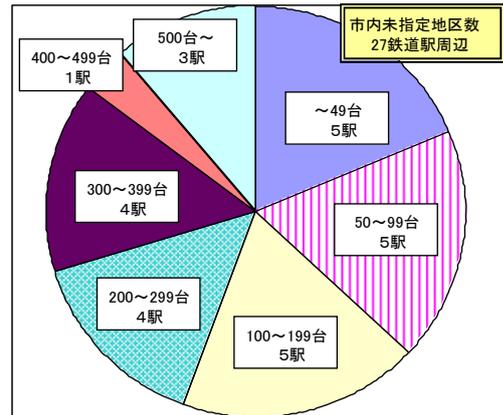
自転車等放置禁止区域
(以下、「禁止区域」)の概要

名称	自転車等放置禁止区域
指定の根拠	横浜市自転車等の放置防止に関する条例第8条
指定者	横浜市長
定義	公共の場所における自転車等の放置を防止するため必要があると認めるときに、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を指定
指定の基準	(1)放置が多く、歩行者等の交通の安全、良好な環境が阻害される状況にあること (2)放置台数をある程度収容できる自転車駐車場が整備されていること (3)放置防止推進協議会による広報啓発等市民の理解と協力が得られること
指定範囲	おおむね300メートル(半径)路線指定
指定要件	自転車等放置禁止区域標識及び告示板の設置
指定状況 (平成19年11月現在)	<指定区域> 市内104鉄道駅周辺地区 (全131駅中79%) <未指定地区> 市内27鉄道駅周辺地区 (全131駅中21%)

自転車等放置禁止区域の未指定地区
(以下、「未指定地区」)の鉄道駅では、

- ・300台以上放置されている駅が8駅
- ・うち、500台以上放置されている駅が3駅

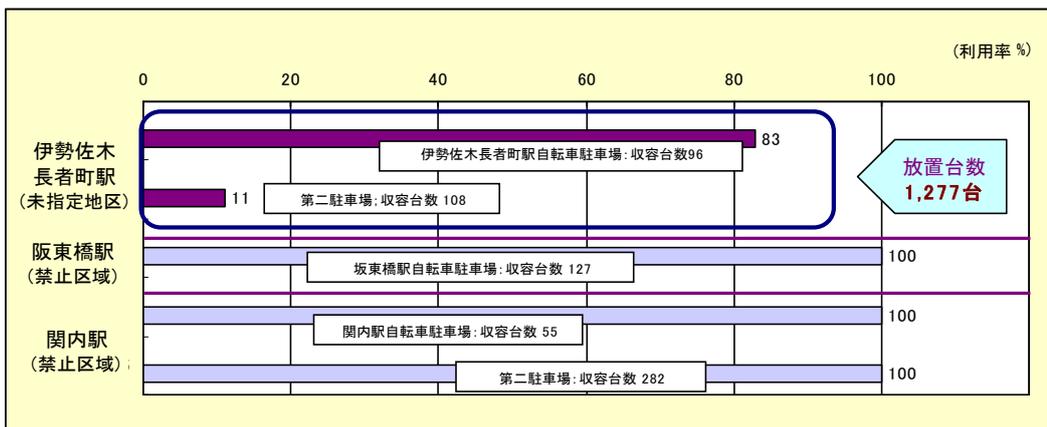
未指定地区における放置台数別の鉄道駅数



※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査 (平成19年11月)』より作成

伊勢佐木長者町駅及び隣接駅の
市営自転車駐車場利用率

※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査 (平成19年11月)』より作成



◇伊勢佐木長者町駅は禁止区域に指定されていないため、**放置台数1,277台**と市内で最も放置台数の多い駅となっています。

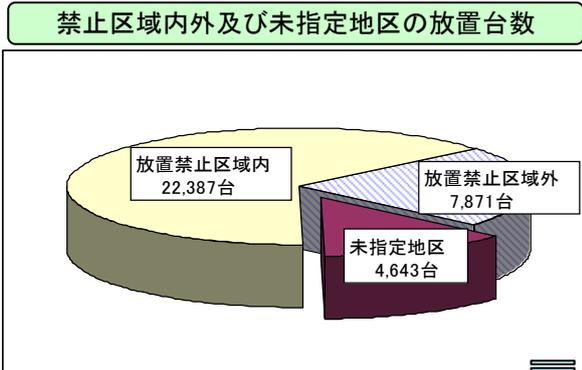
◇近隣の阪東橋駅・関内駅(禁止区域)では、伊勢佐木長者町駅に比べて自転車駐車場の利用率が高くなっており、禁止区域の指定は放置防止に効果があることがわかります。

未指定地区のうち、放置台数が多い、かつ、自転車駐車場が整備されている地区については、早期に禁止区域に指定するなどの対応が必要です。

■ 『事例2』 禁止区域に指定されているが、区域外の放置自転車等が多い地区



禁止区域内から一歩外に出ると、極端に放置台数が増えている事例が見受けられるため、放置状況に応じて、適宜禁止区域を拡大するなどの対応が必要です。



<センター南駅 自転車駐車場と放置自転車等の状況>

自転車駐車場	台数(台)		割合	放置自転車	
	台数(台)	割合		台数(台)	割合
収容台数	1,077	—	禁止区域内	239	47.6%
利用台数	754	70.0%	禁止区域外	263	52.4%
空き台数	323	30.0%	計	502	100.0%

(注) 駅中心から半径350mまで調査

※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

全市的にも放置自転車等の約5台に1台は禁止区域外に駐車されています。

■ 『事例3』 民営自転車駐車場の利用状況

民営自転車駐車場の空き台数比率は、市営に比べて高い傾向にあります。そして、建設費の一部補助を行った民営自転車駐車場で、利用率が100%未満のもの空き台数比率は、約37.4%となっています。

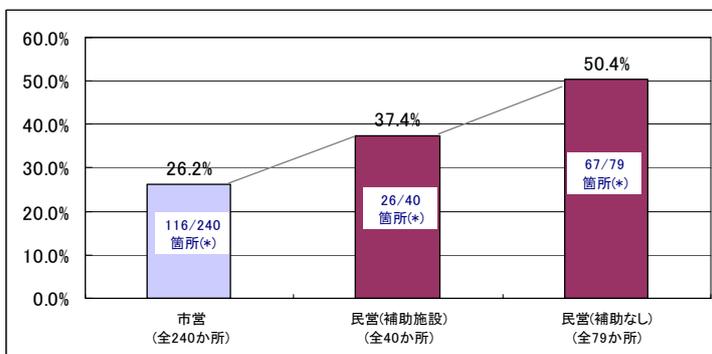
※ 空き台数比率=空き台数/収容台数=1-利用率

特に、建設費補助を行っている民営駐車場については、利用率向上の働きかけが必要です。

民営自転車駐車場 建設費補助概要

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅からおおむね300m以内の地域 ◆ 収容台数50台以上(増設は増設後台数100台以上) ◆ 平置式5年以上、立体自走式7年以上、立体機械式10年以上営業すること 								
補助内容	建設費の3分の2、ただし、次の表に掲げる自転車等1台当たりの基準単価に収容台数を乗じて得た額の3分の2を限度とする。								
	<table border="1"> <tr> <td>平置式</td> <td>@6万円</td> </tr> <tr> <td>立体自走式(地上式)</td> <td>@15万円</td> </tr> <tr> <td>立体自走式(地下式)</td> <td>@30万円</td> </tr> <tr> <td>立体機械式</td> <td>@30万円</td> </tr> </table>	平置式	@6万円	立体自走式(地上式)	@15万円	立体自走式(地下式)	@30万円	立体機械式	@30万円
平置式	@6万円								
立体自走式(地上式)	@15万円								
立体自走式(地下式)	@30万円								
立体機械式	@30万円								
根拠法令	横浜市民営自転車駐車場建設費補助金交付要綱								

市営・民営自転車駐車場の利用状況比較 (利用率が100%未満の自転車駐車場で空き台数比率)



※ 『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

(*) 市営・民営(補助施設・補助なし)各自転車駐車場における利用率100%未満の駐車台数/それぞれの全駐車台数

(注) 民営自転車駐車場(補助施設)は平成9年度～18年度の10年間に補助を行った施設を対象としています。また、民営駐車場については、利用率が算定可能な119箇所について集計しています。

＜考察＞

仮に、すべての市営有料駐車場の利用率が100%になったら・・・

※『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

利用率が100%に満たない駐輪場の空き台数

7,299台 (※)

(※)ただし、放置台数が市営有料駐車場の空き収容台数の合計に満たない鉄道駅については、放置台数を満たしうる空き台数として集計しています。

利用率が100%になると

約1億7千万円の増収見込み

◆空き台数をすべて屋根なしの一時利用(自転車)と仮定し、年間有料利用日数294日(平成19年度)を乗じて算出
 [空き台数7,299台] × [屋根なし一時利用料金80円/日] × [年間有料利用日数294日]

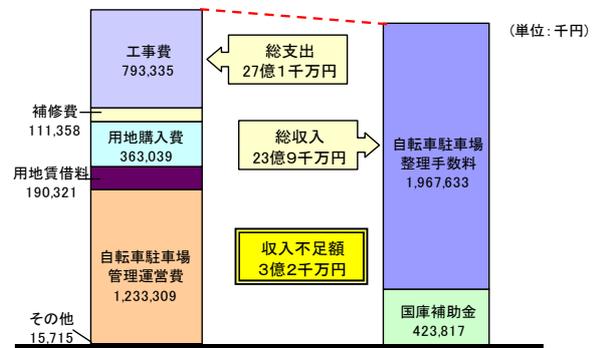
利用率を向上させ、
 放置台数の減少と収益の向上
 を図る必要があります。

参考:市営有料自転車駐車場収支
 (平成17~19年度平均)

※右の収支計算を前提として算出すると、

収支不足額が
約53.1%
 縮減可能
 (単年度ベース)

増収見込額:1億7千万円/収入不足額3億2千万



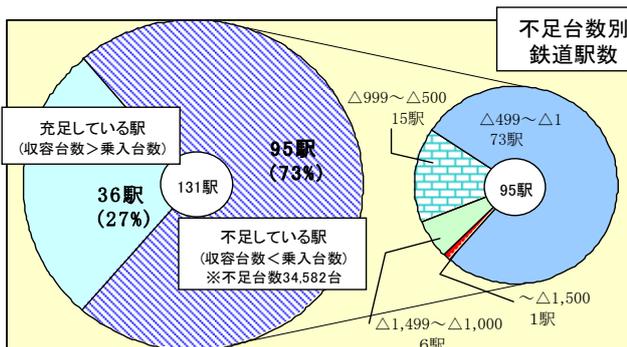
次の前提にて算出しました。

- ・平成17~19年度の収入額と支出額を平均して算定
- ・自転車駐車場整理手数料を全額収入に計上
- ・整備に伴う市債及びその償還金を除外して算定

◆『検討課題2』自転車駐車場の整備

市内の鉄道駅(131駅)の73%に当たる95駅で自転車駐車場が不足しており、更なる整備が必要です。

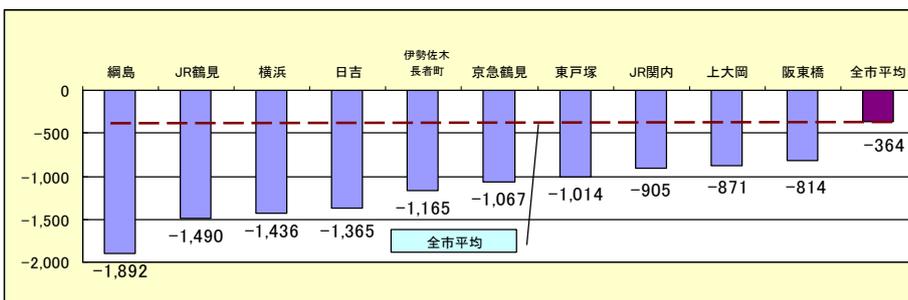
市内鉄道駅での自転車駐車場充足状況(収容台数と乗入台数比較)



(注)乗入台数 = 自転車駐輪場利用台数 + 放置台数

※『横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査(平成19年11月)』より作成

乗入台数と比較して、自転車駐車場の収容台数が不足している鉄道駅上位10駅



■ 『事例1』現在の整備状況

平成19年度は市営自転車駐車を13か所整備し、また、民営駐車場6施設への建設費補助により収容台数が4,574台増加しましたが、用地確保が困難などの課題もあり、いまだ不足している状況です。

市営・民営自転車駐車整備状況

	市営	民営	計
箇所数(箇所)	242	120	362
収容台数(台)	98,960	34,674	133,634
平成19年度 整備状況			
箇所数	13	6(※)	19
収容台数	3,044	1530(※)	4,574

◇箇所数及び収容台数:平成20年4月現在
※ 横浜市道路局資料より作成

(※)平成19年度整備状況中、民営駐車場の箇所数及び収容台数は本市が建設費補助を行った施設のみの集計です。

■ 『事例2』横浜市自転車等対策事業指針(平成18年3月策定)の概要及び取組状況

横浜市自転車等対策事業指針(以下、「指針」)には、行政と市民等関係者が連携した取組の必要性、各関係者の役割分担及び具体的な対策が挙げられていますが、特に、鉄道事業者や商店街等との連携による取組はあまり進んでいません。

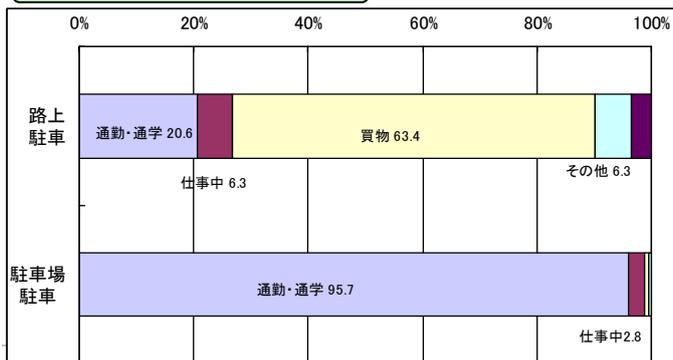
主な関係者	条例(※)における責務	指針における新たな責務	主な取組状況
鉄道事業者	自転車駐車整備の設置に関する積極的な協力	自転車駐車整備、啓発・広報活動等放置自転車全般に関する更なる積極的な参加・協力	△ 鉄道駅周辺関係者連絡会への参加(他都市視察、情報交換等年3回開催)
商店街等	大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は必要な自転車駐車の設置に努力	複数の小規模店舗からなる商店街全体としての協力	△ 市内1商店街で商店街関係者連絡会の設置・開催(1回開催) × 商店街地区における放置禁止区域未指定 △ 公開空地の活用による自転車駐車の整備(1か所整備)
行政	全市を対象とした施策の推進 ・自転車駐車の設置 ・適正な駐車情報の指導啓発 ・関係機関等との協力体制の確立等	区役所が主体となり地区の特性に合った放置自転車等対策を推進	○ 歩道等道路上における自転車駐車の整備(平成17~19年度:11か所 1,168台) × 自転車駐車場附置義務の制度化未実施 △ 放置自転車追放キャンペーンの実施、放置自転車等対策関連ニュース発行(18年度2回) △ 鉄道駅周辺関係者連絡会、商店街関係者連絡会への参加

(※)横浜市自転車等の放置防止に関する条例

○:実施済
△:検討中・一部実施
×:未実施

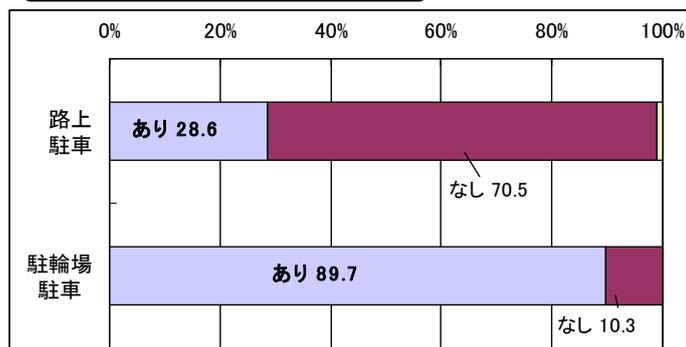
■ 『事例3』駅周辺における自転車等利用者アンケート結果

自転車駐車の目的



※ 『駅周辺での自転車利用に関するアンケート調査結果(平成17年11月)』より作成

自転車駐車後の鉄道利用の有無



■駐車の目的は、通勤・通学や買物利用が多く、特に駐輪場では約96%が通勤・通学を占めています。
■駐車後の鉄道利用は、路上駐車で約3割、駐輪場利用で約9割となっています。

■ 『事例4』_政令指定都市の自転車駐車場附置義務条例の制定状況

制定済み 政令指定都市	未制定の 政令指定都市	
札幌	千葉	
仙台	大阪	
さいたま	横浜	
川崎	/	
新潟		
静岡		
浜松		
名古屋		
京都		
堺		
神戸		
広島		
北九州		
福岡		
計		計
14市		3市

17政令指定都市中、横浜市を除く14市では既に、附置義務条例を制定しています。

自転車附置義務条例とは

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」に基づき、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等、大量の自転車の駐車需要を発生させる施設に対し、自転車駐車場の設置及び管理を義務付けることを目的とした条例

※ 『平成19年度市区町村自転車対策事業紹介(全国版)』より作成

用地確保などの課題や利用者の実態を踏まえ、**附置義務条例の制定**による民間施設の自転車駐車場整備の推進や、**鉄道事業者等に対する積極的な協力への働きかけ**などが必要です。

(6) まとめ

【放置自転車の防止に向けた取組の推進について】

鉄道駅周辺の放置自転車は減少傾向にありますが、平成19年度の一斉調査では、依然として34,000台を超える自転車等が放置されています。道路局では、平成18年3月に横浜市自転車等対策事業指針(以下「指針」)を策定し様々な対策を講じていますが、放置自転車を防止し、良好な生活環境を保持するため、次の取組が必要です。

放置自転車の中には、自転車駐車場が空きがあるにもかかわらず、自転車等放置禁止区域(以下「禁止区域」)を指定していない歩道等に放置されているものも多くあります。また、横浜市が建設費の一部を補助している民間の自転車駐車場において、収容台数に対する空き台数の割合が、市営自転車駐車場よりも11ポイントも多い約37パーセントとなっています。

したがって、自転車駐車場への利用を促進するため、禁止区域の新設や拡大とともに、補助金を交付している民間管理者に働きかけ等が必要です。

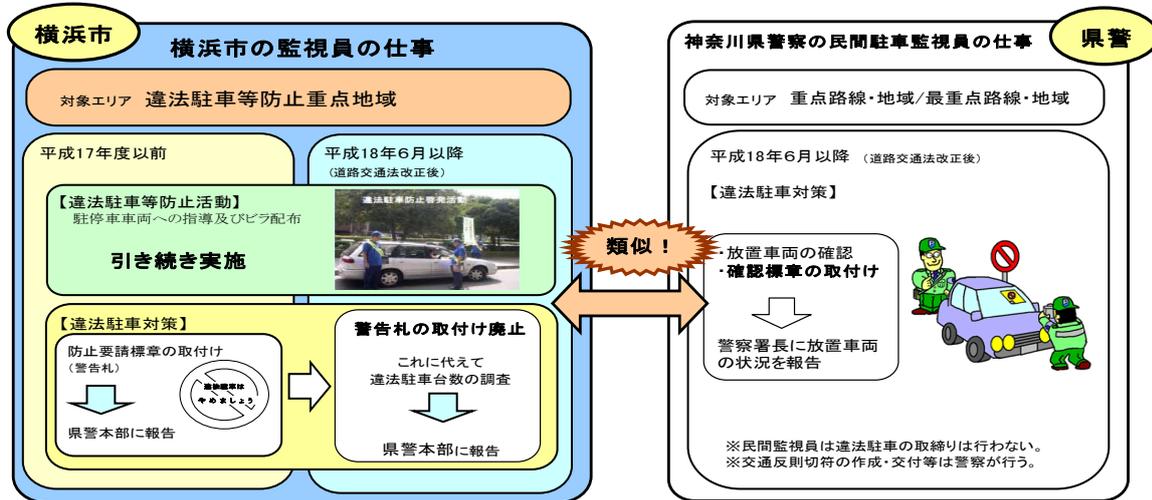
また、市内の鉄道駅131駅のうち、自転車駐車場が不足しているものが95駅もあり、用地の確保が困難な中、指針に従って自転車駐車場を着実に整備していくためには、鉄道事業者や商店街等の協力に向けた積極的な働きかけを行うとともに、自転車駐車場附置義務制度の導入について検討が求められます。

(7) 『課題2』の検証 違法駐車防止対策事業

「横浜市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止重点地域に指定した区内地区・バス7路線等において、違法駐車等防止監視員(以下「監視員」)が違法駐車等防止活動(ビラ配布等)及び違法駐車対策(実態調査)を行っています。

■ 違法駐車対策事業の取組

監視員が違法駐車等防止活動(ビラ配布等)及び違法駐車対策(実態調査)として、次の仕事をしています。



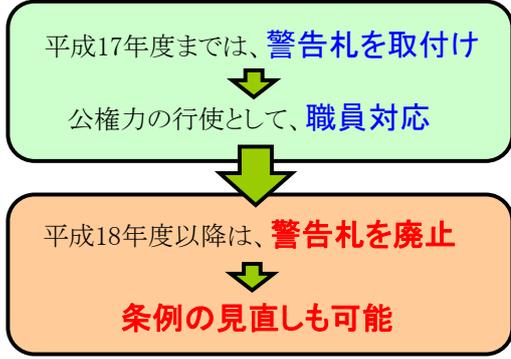
横浜市の監視員は、「確認標章の取付け」は行っていませんが、神奈川県警察の民間駐車監視員と類似の仕事を行っています。

■ 横浜市の監視員

監視員の要件

「横浜市違法駐車駐車場等の防止に関する条例」では、監視員は横浜市職員であることを要件としています。

横浜市違法駐車駐車場等の防止に関する条例
(違法駐車等防止監視員)
第14条 市長は、第9条第1項各号に掲げる措置その他違法駐車等の防止に関する事務を行わせるため、**横浜市職員のうちから**違法駐車等防止監視員(以下「監視員」という。)を任命する。



体制(人数)の推移

監視員は横浜市の嘱託員で、シルバー人材センター(委託)の補助員とともに、2人体制(平成20年度)で業務を行っています。

年度	監視員 (横浜市嘱託員)	補助員 (シルバー人材センター)	計
平成17年度	17人	3人	20人
平成18年度	2人	1人	3人
平成19年度	2人	1人	3人
平成20年度	1人	1人	2人

平成18年度には、道路交通法改正に伴う、神奈川県警察での民間駐車監視員制度の導入により、横浜市の監視員等を大幅に減員しました。

■ 横浜市の違法駐車等防止重点地域

「違法駐車等防止重点地域」とは

神奈川県警察の「重点路線」等との比較

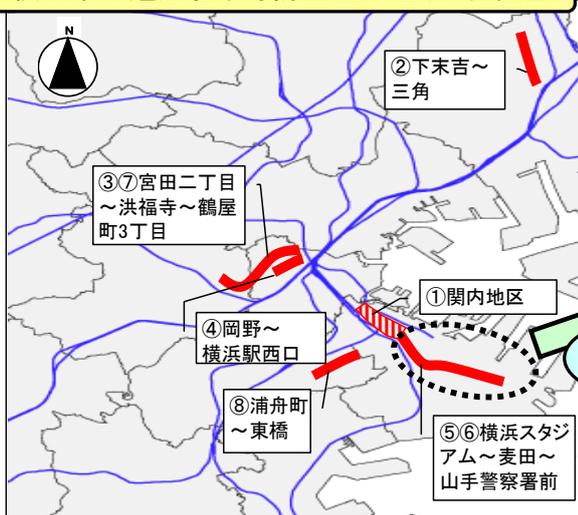
横浜市		県警
違法駐車等防止重点地域	名称	重点路線、重点地域（最重点路線、最重点地域）
横浜市違法駐車等の防止に関する条例	根拠	「取締り活動ガイドライン」(道路交通法)
横浜市長	指定者	警察署長
違法駐車等に起因する障害が発生している地域又は道路のうち、特に違法駐車等を防止する必要があると認められる地域又は道路	定義	民間駐車監視員が放置車両の確認等を行うために、重点的に巡回すべき路線及び地域
地区 1 路線 7 計 8か所	箇所数	(横浜市内) 重点：地域 73 路線 42 小計 115 最重点：地域 19 路線 17 小計 36 計 151か所

※神奈川県警察ホームページ(平成20年8月1日現在)より作成

指定状況 1地区、7路線を指定しています。

違法駐車等防止重点地域		<参考> 路線名等	延長又は面積
地区指定	① 関内地区（地域指定）	—	0.533km ²
路線指定	② 下末吉～三角	末吉大通り	0.9km
	③ 洪福寺～鶴屋町3丁目	環状1号線	2.3km
	④ 岡野～横浜駅西口		0.7km
	⑤ 山手警察署前～麦田	本牧通り	1.7km
	⑥ 麦田～横浜スタジアム前	本牧通り	1.1km
	⑦ 洪福寺～宮田二丁目	国道16号	0.4km
	⑧ 浦舟町～東橋		0.6km

横浜市の違法駐車等防止重点地域 位置図



神奈川県警察の最重点路線(山手警察署管内)



※神奈川県警察ホームページ(平成20年8月1日現在)より作成

横浜市のすべての違法駐車等防止重点地域は、そのほとんどが、

神奈川県警察の「重点路線・地域（最重点路線・地域）」にも指定されています。

<市営地下駐車場の状況>

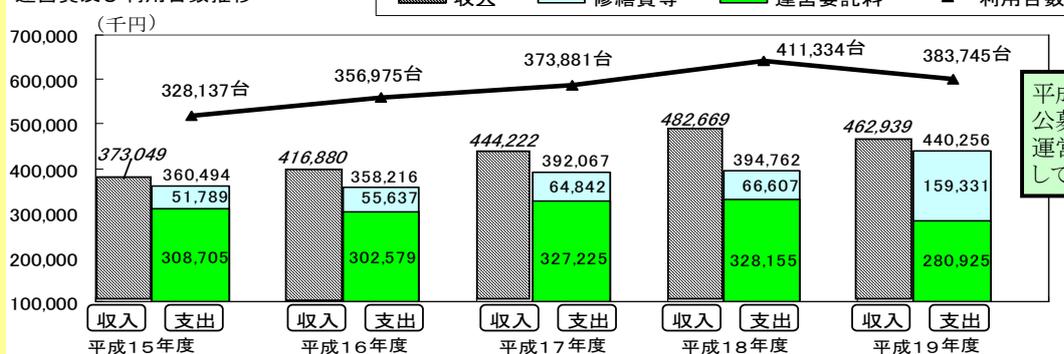
違法駐車を防止し、安全で円滑な都市交通の確保や都心部の活性化を図るため、道路下等を利用して整備した市営地下駐車場(6か所)を運営しています。



地下駐車場名	開業年月	総事業費	構造及び形式	収容台数	昼間時間帯 利用料金
福富町西公園地下駐車場	9年4月	54億円	地下式4階 自走機械併用式	184台	200円/30分
ポートサイド地下駐車場	10年6月	69億円	地下式2階 機械式	200台	100円/10分
馬車道地下駐車場	11年4月	72億円	地下式2階 自走機械併用式	200台	100円/15分
山下町地下駐車場	13年4月	72億円	地下式3階 自走機械併用式	193台	100円/12分
日本大通り地下駐車場	14年4月	73億円	地下式3階 機械式	200台	100円/12分
伊勢佐木長者町地下駐車場	15年4月	84億円	地下式3階 機械式	200台	100円/15分
		424億円		1,177台	

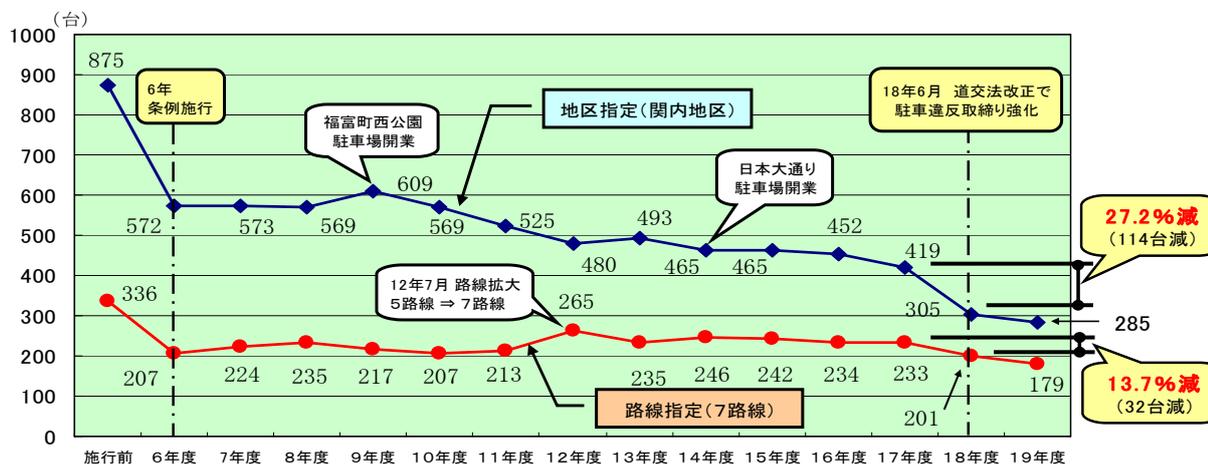
※1台当たり約3,600万円(総事業費の合計/収容台数の合計)

運営費及び利用台数推移



平成19年度は、公募入札の結果、運営委託料は減少しています。

違法駐車等防止重点地域での違法駐車台数の推移



違法駐車台数は、条例による取組や駐車場の整備等により、大きく減少

しかし、14年度ごろからは減少幅が縮小

平成18年の道路交通法改正による警察の取締り強化で
対前年比 **27.2%減** (114台減)
(関内地区)

平成18年に警告札を廃止

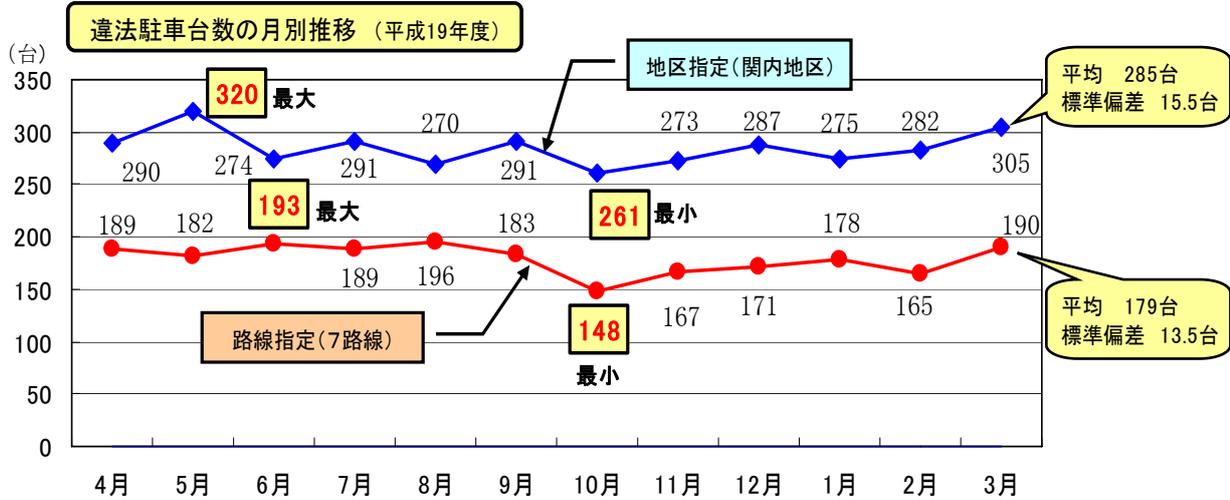
横浜市の監視員が行っている「違法駐車等防止活動」は、(ピラ配布等)効果が低いと考えられる

警察の取締り強化は、効果があるが...

■ 「違法駐車対策(実態調査)」の実績

違法駐車等防止重点地域における違法駐車の実態調査を行っています。

※ 調査方法 ⇒ 監視員と補助員〔3人体制(平成20年度からは2人体制)〕で、地域ごとに毎月1日(3回/日)実施



違法駐車台数の各月の変動は小さいため、
年間を通じた調査は不要

調査回数は、**削減可能**
また、専門の嘱託員ではなく、
委託化も可能

<考察>

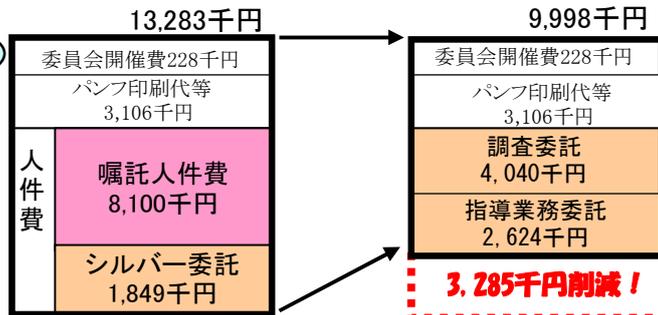
仮に、次のような民間委託を実施したら・・・

- ① 現状と同じ仕事を、民間委託した場合 ② 仕事を見直して、民間委託した場合

※ 見直し内容 ⇒ 「違法駐車等防止活動(指導及びビラ配布)」を廃止
⇒ 「違法駐車対策(違反台数の調査)」を地域ごとに年1日(現在は、毎月1日)に変更

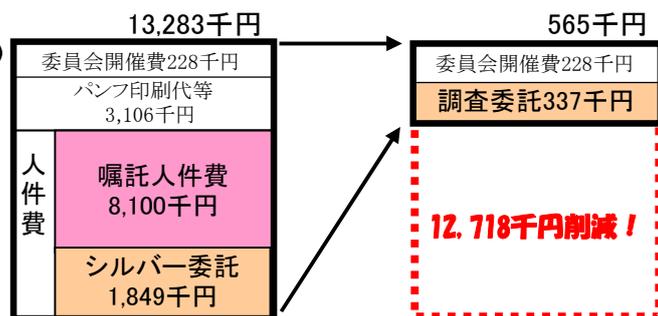
① 現状と同じ仕事を、
民間委託した場合

現状



② 仕事を見直して、
民間委託した場合

現状



■ 概算は、次の前提にて算出しました。
(ア) 調査委託については、設計業務委託等技術者単価表の作業員及び主任技師の単価にて1か所当たり作業時間を半日、作業員2名として計算しました。
(イ) 指導業務委託については、公共工事設計労務単価表の交通誘導員Bの単価にて、19年度実績日数の49日、指導員3名として計算しました。

(8) まとめ

【違法駐車防止対策事業の見直しについて】

違法駐車防止対策事業では、「横浜市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止重点地域に指定した関内地区・バス路線(全8地域)において、違法駐車等防止監視員(以下「監視員」)が違法駐車等防止活動及び違法駐車対策を行っています。

違法駐車等防止活動については、停止車両への指導や違法駐車防止のビラ配付を行っていますが、平成18年の道路交通法改正に伴い、警察での民間駐車監視員制度が導入されたことなどにより、駐車台数減少が認められることから、費用対効果を考慮して見直しが必要です。

違法駐車対策については、平成18年の道路交通法改正による警察での民間駐車監視員制度の導入を受け、違法駐車車両に対する防止要請標章(警告札)の取付けを廃止し、違法駐車台数の調査を毎月行っています。

については、各月の調査台数の変動が小さいために、必要最小限の調査回数に削減するとともに、あわせて、条例を見直して民間委託化するなど、効率的、経済的に事業を執行する必要があります。

重点事業 横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開

【うち、二次評価で分析する個別事業等】
「企業誘致促進事業」

(1) 重点事業の概要

横浜経済の持続的発展、雇用機会の増大を図るため、企業の投資動向等に的確に対応した企業誘致・産業立地策を実施します。

(2) 重点事業の目標と実績

① 誘致・新規立地企業(累積)件数 (件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標		50	100	150	200	250
実績	(参考:49)	51	118			

② 工場新增設等促進(累積)件数 (件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標		40	80	120	160	200
実績	(参考:12)	40	73			

※平成17年度、平成18年度は単年度の件数

<概要>

誘致・新規立地企業(累積)件数は、目標値を上回って達成されています。
工場新增設等促進(累積)件数は、目標値の90%となっています。

(3) 重点事業の予算・決算 (千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算	181,295	501,857	764,371	9,735,233	1,311,118
決算	226,244	484,159	668,270	9,645,674	

※平成19年度は、産業立地推進事業で土地開発公社の土地の買戻しを行ったため、一時的に予算・決算額が大きくなった。

(4) 重点事業の内容

<重点事業を構成する各事業>

事業名	開始年度	事業の趣旨
1 企業誘致促進事業	平成16年度	企業誘致・立地を促進することで、市民雇用の増大、市内企業の事業機会の拡大を図り、横浜市経済を活性化する。
2 産業立地推進事業	平成15年度	企業立地促進エリア等へのより一層の産業集積の促進を図るため、企業誘致に係る事業の企画や土地利用動向への対応策等を検討・調整する。
3 IT産業集積推進事業	平成16年度	戦略的なIT産業振興を推進することで、IT産業リーディング都市・横浜の確立を目指す。
4 工業集積促進事業	平成18年度	工業集積地の維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた立地支援策を実施する。
5 経済の視点に立ったまちづくり推進事業	平成19年度	工業系集積地域の操業環境保全や産業立地を促進するため、関係局等と連携し、経済の視点に立った土地利用の規制・誘導策等を検討する。

主に大企業対象

- 企業誘致促進事業
<企業立地促進条例>
- 産業立地推進事業

横浜経済の
持続的発展、雇用の増大

重点産業:横浜市が重点的に振興すべき産業8分野
⇒IT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術、デザイン

主に製造業を営む中小企業対象

- 工業集積促進事業
<工業集積促進助成制度>

重点産業及び外資系企業対象

- 企業誘致促進事業
<重点産業立地促進助成制度>
<重点施設立地促進助成制度>
- IT産業集積推進事業

(5) 企業誘致促進事業について

<企業立地促進条例の概要>

1 条例の目的	企業立地等促進特定地域において、固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金を交付することにより、企業立地等の促進を図り、市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることで、横浜市経済を活性化する。		
2 対象	<工場の新築・増築・取得、設備の新設・増築等をする場合を対象> ・市内に新たに工場を設置するほか、既存敷地へ工場を設置する場合も対象 ・設備更新については、研究開発の成果や技術革新による新製品の生産を図る場合に限定 ・賃貸工場・事務所も対象 ・商業施設・物流施設は対象外		
3 対象期間	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで (期間内に事業計画書を提出)		
4 特定地域	①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑤京浜臨海部地域 ⑥臨海南部工業地域 ⑦内陸南部工業地域 ⑧内陸北部工業地域 ⑨港北ニュータウン地域		
5 支援内容			
	対 象	支 援 内 容	
※特定地域ごとに定められた企業立地等を行うことが条件	投下資本額 (固定資産の取得)	市税税率の特例	助成金の交付
中小企業者 [中小企業基本法第2条各号に定める会社又は個人]	1億円以上 5億円未満	固定資産税・都市計画税 税率 1/2 (5年間)	—
	5億円以上	同上	投下資本額の10%(注) (1地域当たり限度額: 50億円)
大企業者 [中小企業者以外の会社又は個人など(SPC(特定目的会社)、協同組合等の法人を含む)]	10億円以上 50億円未満	固定資産税・都市計画税 税率 1/2 (5年間)	—
	50億円以上	同上	投下資本額の10%(注) (1地域当たり限度額: 50億円)
(注) 神奈川県補助金の対象となった固定資産の取得費用が含まれる場合は、投下資本額の3%(限度額15億円)となる。			
6 その他	・事業計画については、事業実施による経済波及効果などを審査し、横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定。 ・神奈川県の不動産取得税の軽減措置を受けられる場合がある。		

◆ 課題

企業立地促進条例の成果:

中期計画の重点政策「横浜経済元気戦略」の中でも、非常に重要な施策である「企業立地促進条例」について、平成20年度末に条例の期限を迎えるに当たり、その成果を検証します。

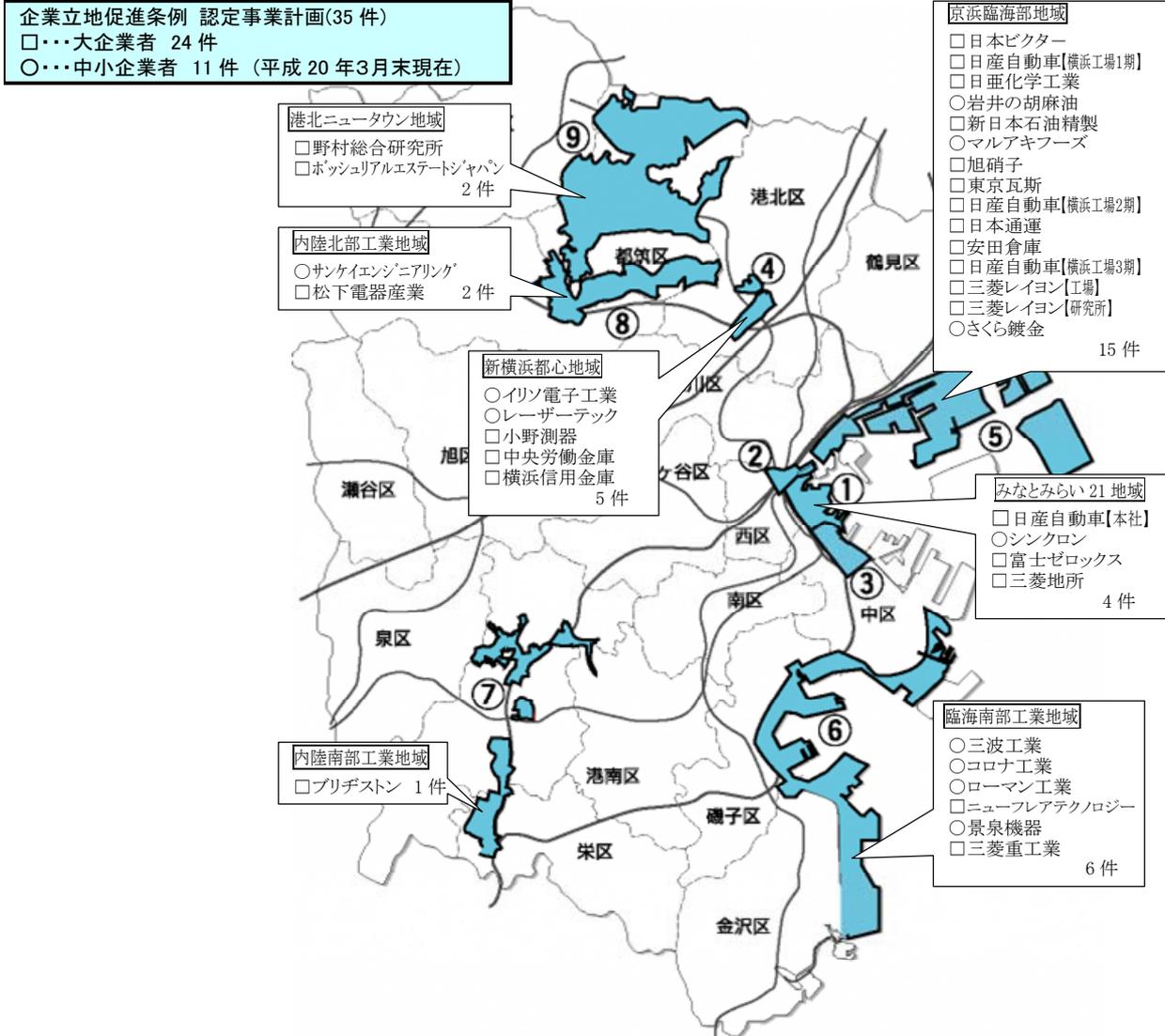
課題の検証1: 企業立地促進条例により、どの地域にどのような企業の立地が促進されたのか。特に、条例制定当初の目標であった「みなとみらい21地区」(186ha)と「京浜臨海部」(約1,200ha)の低未利用地の解消等について成果を上げたのか。

課題の検証2: 誘致した企業が、横浜経済に対してどのような寄与をしているのか。市政に対する寄与はどうか。

(6) 課題の検証1

企業立地促進条例により、平成20年3月末現在で35件の事業計画が認定されています。
内訳としては、大企業者24件、中小企業者が11件となっています。

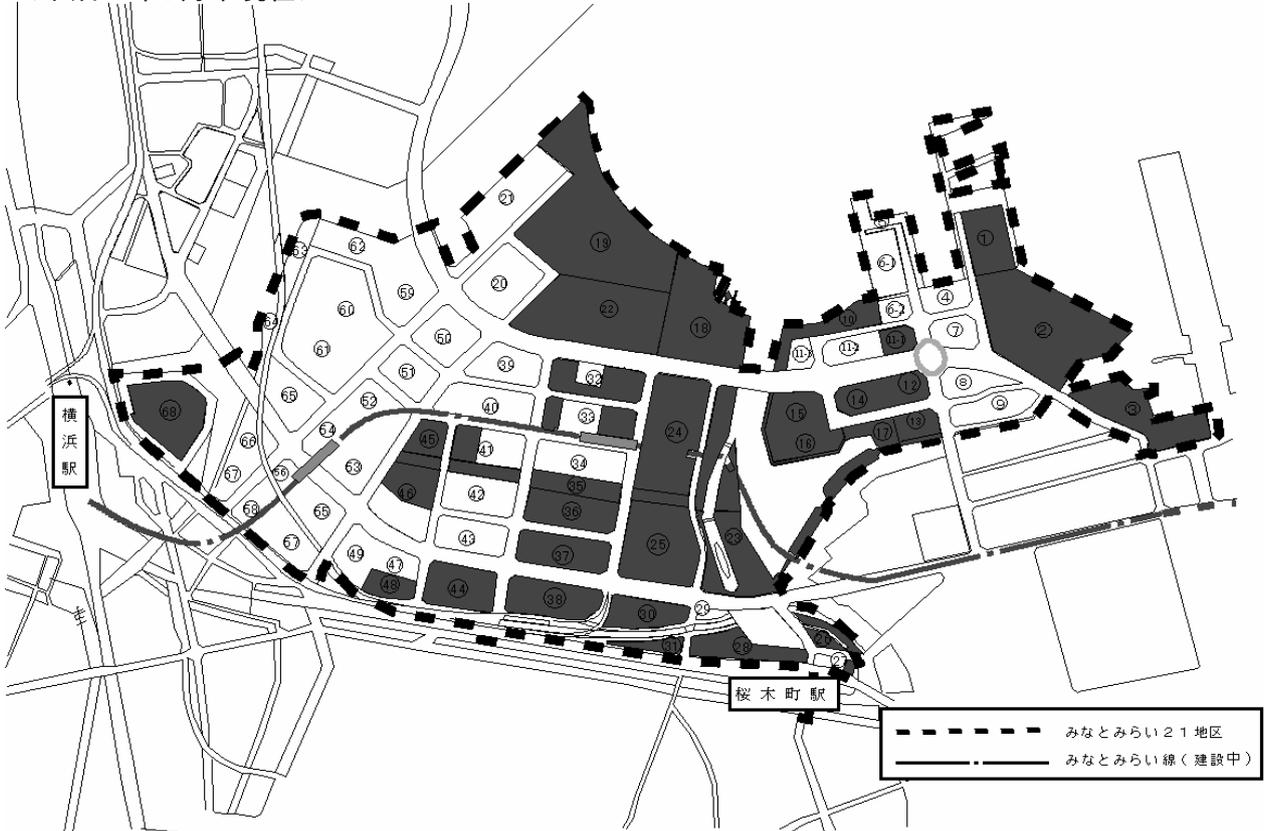
企業立地促進条例 認定事業計画



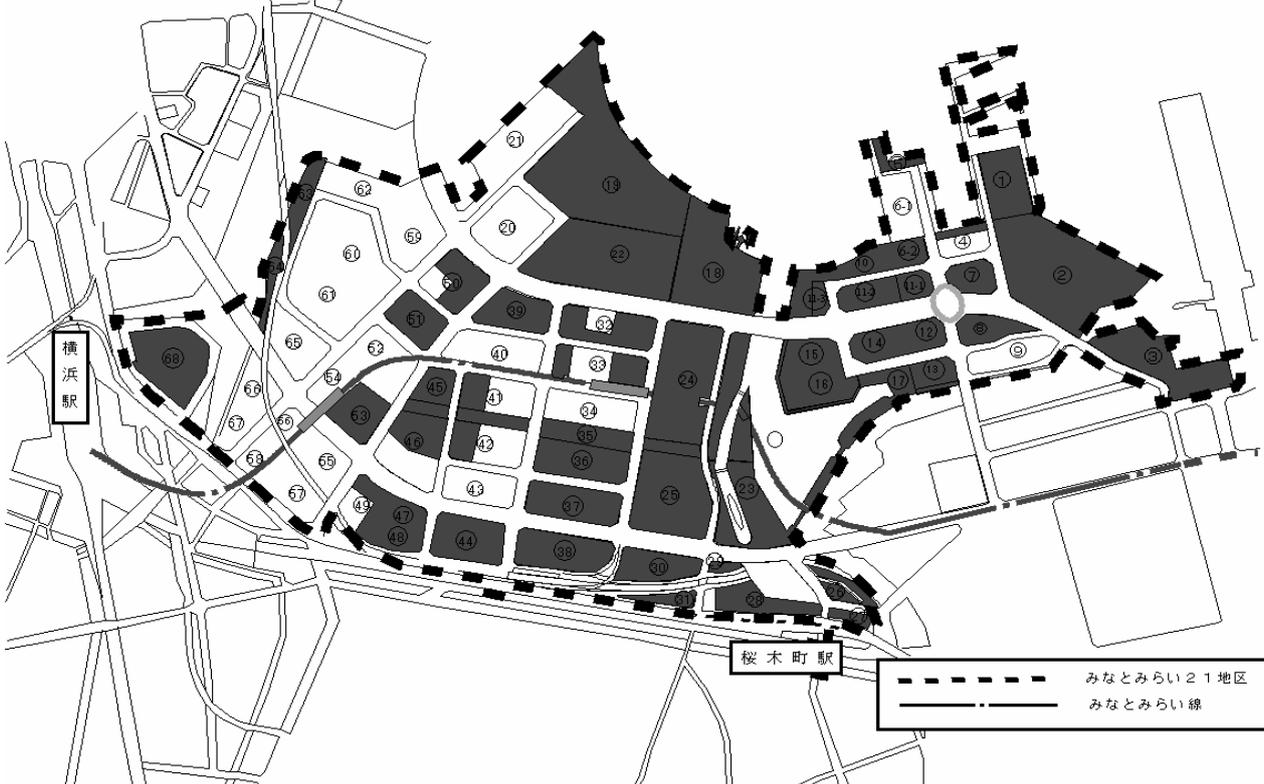
	特定地域(対象地域)
①	みなとみらい21地域
②	横浜駅周辺地域
③	関内周辺地域
④	新横浜都心地域
⑤	京浜臨海部地域
⑥	臨海南部工業地域
⑦	内陸南部工業地域
⑧	内陸北部工業地域
⑨	港北ニュータウン地域

みなとみらい21地区における街区開発の進捗状況をみると、平成16年4月1日現在の事業進捗率は約50%でしたが、平成20年3月末現在には約77%になりました。街区の開発面積は23ha増え、そのうち条例申請企業による立地は約8ha、34%を占めています。着実に土地利用が進んでいます。

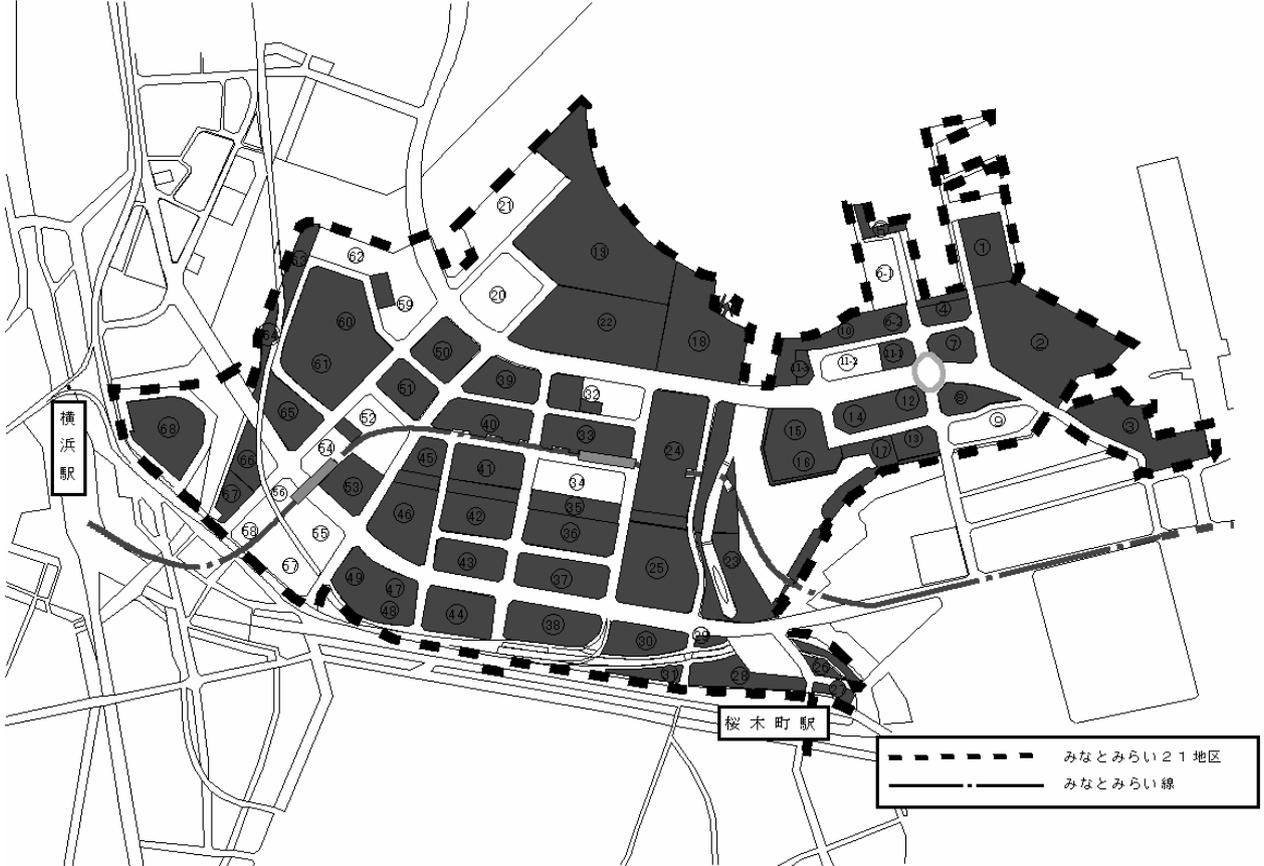
みなとみらい21地区の開発状況図(黒い部分が開発済み。建設中、計画中を含む。)
 <平成11年3月末現在>



<平成16年4月1日現在>



<平成20年3月末現在>



(注)○の中の数字は、街区番号を表す。

次に、京浜臨海部における低未利用地等の状況ですが、京浜臨海部再編整備協議会などが行った調査により、横浜市部分の低未利用地(※)等の推移をみると、平成13年:約73ha→平成16年:約51ha→平成19年:約15haと大幅に減少してきています。
(※)低未利用地:利用度が著しく低いか、非本来的・暫定的な利用がなされている土地



※国土地理院「地球地図日本(JPGIS版)」により作成

(7) 課題の検証2

企業誘致・産業立地の促進のため、横浜市と同様に50億円以上の大規模助成を行っている都道府県、政令指定都市の数は、それほど多くありません。政令指定都市をみると、現状では横浜市だけです。

府県・政令指定都市	制度・条例	助成金限度額
岩手県	特定区域における産業の活性化に関する条例	上限なし
新潟県	産業立地促進事業補助金	50億円
富山県	企業立地助成金・主要工業団地等企業立地助成金	50億円
千葉県	立地企業補助金交付要綱	50億円
三重県	企業立地促進条例 (産業集積促進補助金)	90億円
大阪府	企業立地促進補助金 (先端産業補助金)	150億円
兵庫県	産業集積条例 (新事業・雇用創出型産業集積促進補助金)	上限なし
和歌山県	立地奨励金・雇用奨励金	100億円
岡山県	大規模工場立地促進補助金	70億円
宮崎県	企業立地促進補助金	50億円
横浜市	企業立地促進条例	50億円

(注) 助成金に上限がないものも大規模助成に含めている。
 ※各都市のホームページ(平成20年7月31日現在)により作成

企業立地促進条例による経済波及効果を、企業から提出された事業計画書により推計すると、平均して約4年で助成金及び軽減税額の回収が可能となります。

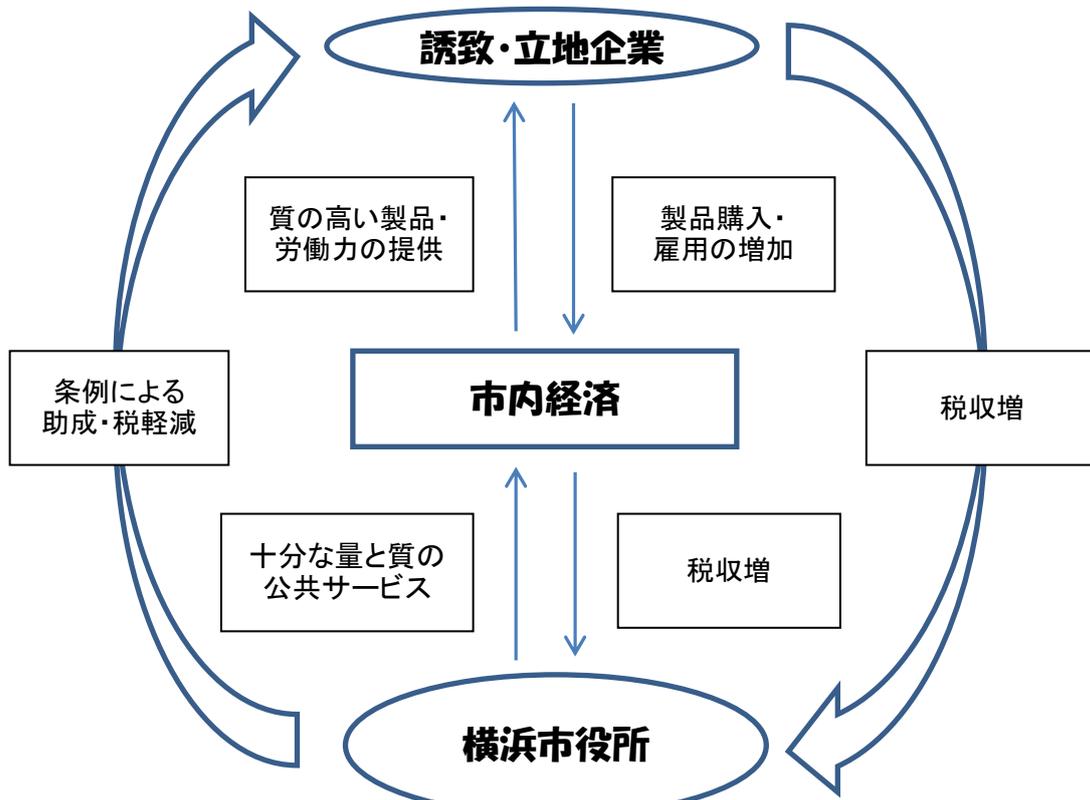
また、平成16年度から平成19年度までに認定された35件の事業計画すべてが実施されると、8,018億円の生産誘発効果と51,765人の雇用誘発効果が生じると推計されています。横浜市の平成17年度の市内総生産額は12兆6,934億円であり、生産誘発効果の金額はその約6%であることを考えると、十分な経済波及効果が期待されます。

＜企業立地促進条例による事業計画件数、支援内容、税収、経済波及効果(推計)＞

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計	平均 (1件当たり)
認定事業計画件数	6件	7件	12件	10件	35件	—
対象投下資本額	227億円	713億円	886億円	421億円	2,247億円	64.2億円
支給額(合計)	20.7億円	51.5億円	53.9億円	31.0億円	157.1億円	4.5億円
助成予定額 (10年間)	15.4億円	36.4億円	34.2億円	22.6億円	108.6億円	3.1億円
税軽減額 (5年間)	5.3億円	15.1億円	19.7億円	8.4億円	48.5億円	1.4億円
税						
税収額 (試算)	3.6億円	14.0億円	14.4億円	9.1億円	41.1億円	1.2億円
税回収年 (推計)	5.7年	3.7年	3.7年	3.4年	(平均)3.8年	—
経済波及						
生産誘発	829億円	2,049億円	2,808億円	2,333億円	8,018億円	229億円
雇用誘発	5,278人	12,638人	19,903人	13,946人	51,765人	1,479人

(注1) 数値は認定された事業計画書により算出

(注2) 経済波及効果の生産誘発の合計値が4年間の累計値となっていないのは、端数処理の関係である。



(8) まとめ

【今後の企業誘致・産業立地戦略の展開について】

企業立地促進条例については、みなとみらい21地区、京浜臨海部の土地の利用状況が当初と比較して大幅に改善していることから、一定の成果があったものと評価できます。

また、この条例の下で、平成16年度から平成19年度までの4年間で35件の事業計画を認定することにより31社の企業立地を促進し、試算ではありますが、生産誘発効果として約8,000億円、雇用誘発効果として約51,000人を見込んでおり、事業効果も十分期待できます。

企業立地促進条例の期限は平成20年度末であり、今後の企業誘致、産業立地のあり方について、再度横浜市企業等誘致推進本部で検討が行われる予定です。今後の企業誘致策を検討するに当たっては、推計では十分な効果が見込まれていますが、認定された事業計画が実施されることによる実際の効果について詳細に分析・検証し、より費用対効果の高い企業誘致・産業立地戦略の展開を、都市間競争も踏まえつつ、世界的な視点も含めて幅広く検討する必要があります。

重点事業 上場企業150社プロジェクト

【うち、二次評価で分析する個別事業等】
「上場企業150社プロジェクト推進事業」

(1) 重点事業の概要

活力ある横浜経済の確立に向けて、株式上場企業の集積促進を図るために、開港150周年(平成21年)までに上場企業を150社以上とする具体的な数値目標を掲げ、企業のステージに応じた株式公開支援策を展開します。

(2) 重点事業の目標と実績

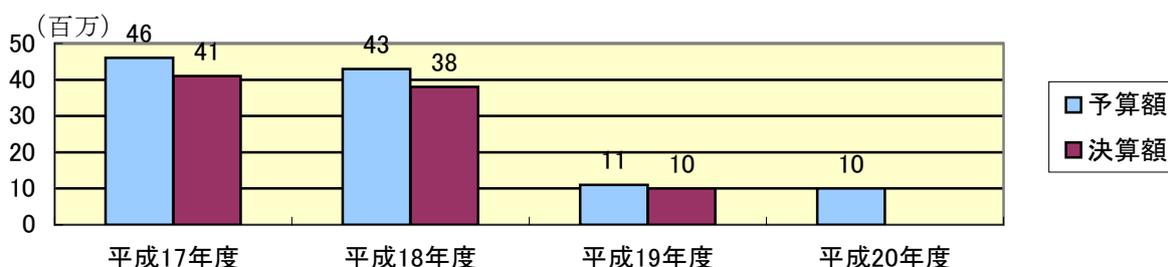
市内に本社・本店を持つ株式公開企業の数 (社)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	128	129	131	140	150	150
実績	121	123	128			

<概要>

目標には達していませんが、平成19年度末では目標数値に近い上場企業数となっています。

(3) 重点事業の予算・決算



(4) 重点事業の事業内容

平成17年度から平成19年度まで

- 専門家による株式公開相談及びセミナーの開催
- 新規株式公開実現のための民間専門家による支援

平成20年度

メニューを充実

- 株式上場に向けたセミナー・講座等の開催
- 株式公開 (IPO^(注7)) 相談事業
- 上場支援ネットワークのコーディネート
- ベンチャーキャピタル^(注8)、証券取引所、監査法人等の上場支援機関とのネットワークを生かした有望企業の発掘・上場支援

【他都市での同様施策の実施状況】

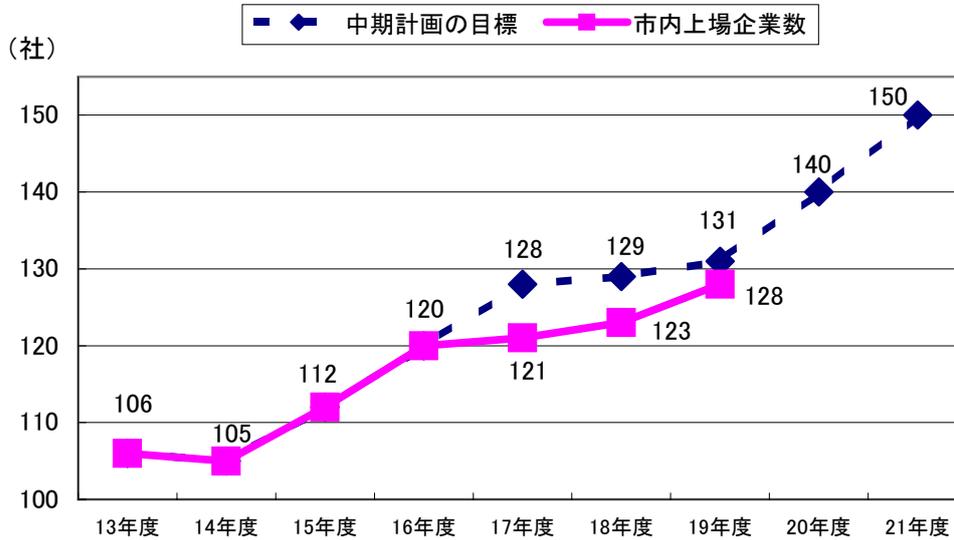
政令指定都市: 札幌市「札幌元気ファンド(市、市内金融機関が共同出資して設立)」で投資
千葉市、北九州市などの外郭関連団体において経営相談の中で株式上場支援事業を実施

都道府県: 埼玉県が県として株式上場支援策を実施(外郭関連団体で各種事業を展開)
青森県、茨城県、京都府、山口県などがファンドを設立し、上場を目指す企業を資金面から支援

◆ 課題

企業の上場目標数は平成19年度の上場数128社から、平成20年度には12社、21年度は10社と急激に上昇します。中期計画の開始時から3年間で7社の増という実績を踏まえると、目標と見込みに差があります。

上場企業数実績と目標



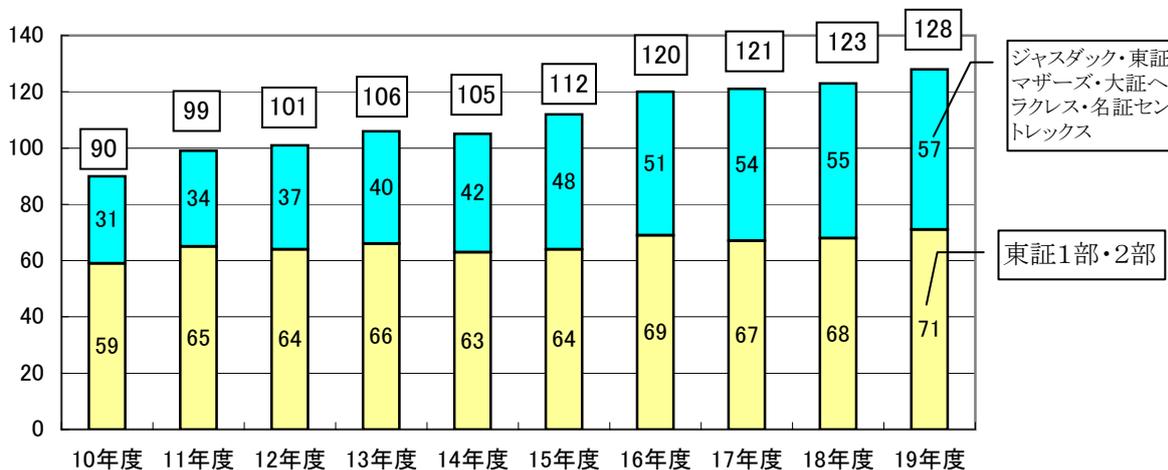
■ 『課題』の検証

ここ10年程度の市内上場企業数は、10年間で40%以上の伸びをみせています。その大きな要因として、ジャスダック、東証マザーズなどの新興企業、ベンチャー企業向け市場の伸びが大きいことが挙げられます。

平成10年度から19年度までの間に、東証1・2部に上場した企業数は12社の増、それ以外の市場に上場した企業数は、26社の増となっています。

特に、東証マザーズが創設された平成11年末以降、平成16年度までの5年間は21社増、そのうちジャスダック、東証マザーズなどの市場に上場した企業数の増が17社と3/4以上を占めていました。

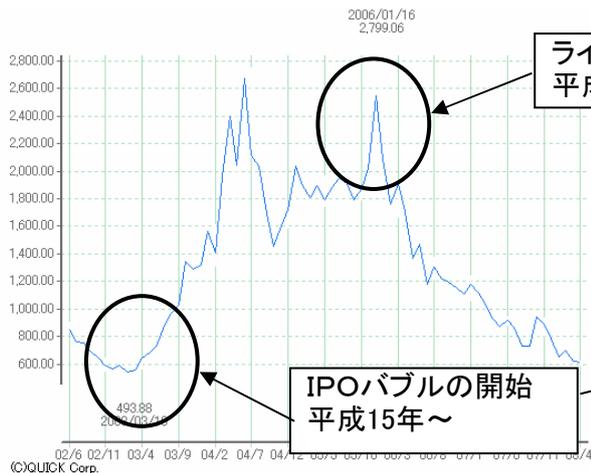
(社)



市場全体の動きについては、2003(平成15)年頃から、新規公開銘柄の初値が軒並み公開価格を上回る、いわゆるIPO(株式公開)バブルの状況を迎えました。
 2006(平成18)年頃からライブドアショックをきっかけとして新興市場全体の株価が下落を続け、初値が公開価格を下回ること(公募割れ)も見受けられるようになり、IPOバブルは崩壊したと言われています。

市場の状況

東証マザーズ指数



※東京証券取引所ホームページより転載
 「株式指数ヒストリカルグラフ-東証マザーズ指数-」

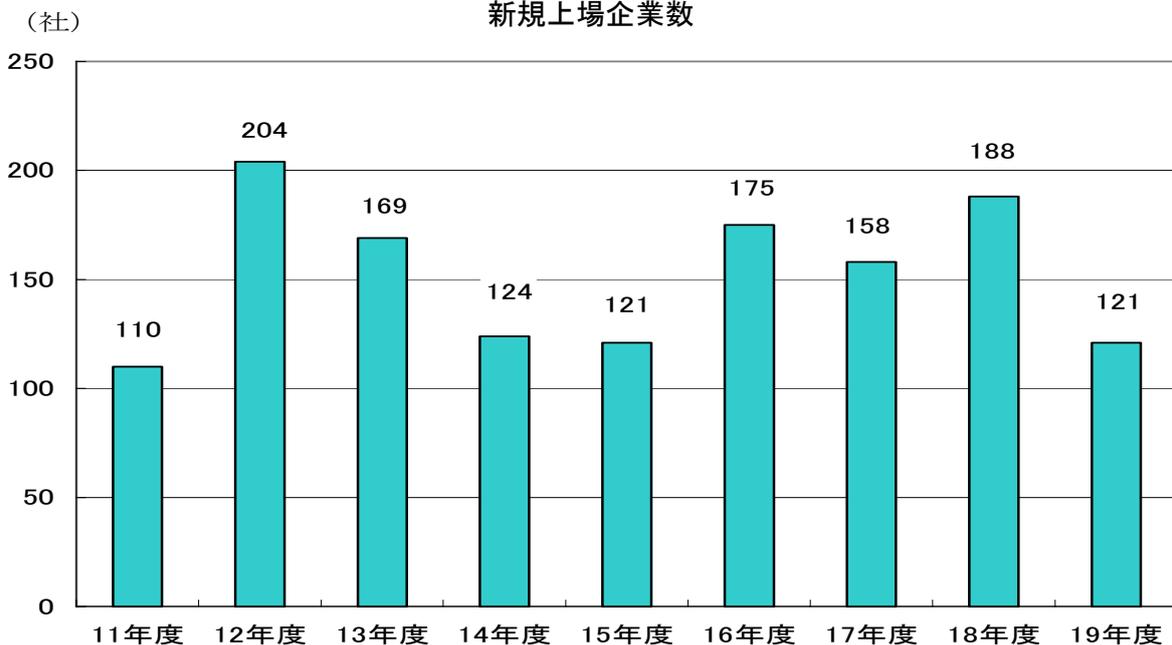
日経ジャスダック平均株価



※ジャスダック証券取引所ホームページより転載
 「日経ジャスダック平均株価 株価・チャート」

新規株式上場企業数についてみると、IPOバブルの流れを受けて、平成18年1月のライブドアショックまでは活況を呈していましたが、それ以降状況が変わっています。
 平成19年は史上2位の上場数を記録した平成18年に比較すると、大きく数を減らして121社となっています。

新規上場企業数



※中小企業庁(2008)『2008年版中小企業白書』より転載

帝国データバンクの調査では、『株式上場を「予定」又は「希望」している企業数は984社で、予定している企業の割合は平成15年以來の減少』となりました。

また、『株式上場を予定・希望する時期については、(中略)調査年を含めて2年以内に上場を予定・希望する企業は94社、構成比は9.5%となり、前回調査を6.1ポイント下回った。上場時期を未定とする回答も前回調査比3.1ポイント増加しており、全体の傾向として上場時期の先送り、計画の見直しをしている企業が増えてきていると推測される。』と分析されています。

株式上場予定・希望時期

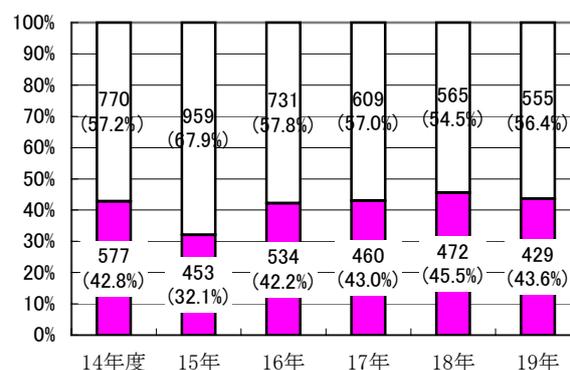
	2007年調査		2008年調査	
	社数	構成比	社数	構成比
2007年	58	5.6	-	-
2008年	104	10.0	25	2.5
2009年	157	15.1	69	7.0
調査年を含め2年以内	162	15.6	94	9.5
2010年	180	17.4	164	16.7
2011年	53	5.1	152	15.4
2012年	-	-	75	7.6
2012年以降	69	6.7	-	-
2013年以降	-	-	66	6.7
未定	311	30.0	326	33.1
非公開・未回答	105	10.1	107	10.9
総数	1,037	100.0	984	100.0

注1: (-)は調査回答項目なし

注2: 端数処理の関係で、構成比の合計が100%とならない場合がある

※株式会社帝国データバンク(2008)『特別企画:株式上場予定・希望企業の動向調査』より転載

株式上場への取組状況



- 希望(具体化はしていないが上場の希望がある)
- 予定(具体的な上場の予定・計画がある)

(5) まとめ

【中小・中堅企業の成長指標に関する目標設定について】

平成21年度末までに上場企業数を150社にするというこの事業は、現在のところ目標数値に若干届かない状況ですが、横浜開港150周年事業を契機とした、より一層の横浜経済の活性化に向けた目標を達成するための努力を、引き続き行う必要があります。

しかしながら、「株式上場＝企業の成長の指標」という図式は必ずしも成り立たなくなっています。株式上場は、各企業が、事業の性質を考慮し、経営戦略によって上場するかしないかを判断するものであり、現状では企業の意向は上場の先延ばしなど、計画の見直しを行っている例もあります。

活力ある横浜経済の実現のために、横浜独自の企業成長指標である「横浜価値組企業」や「横浜型地域貢献企業」の周知をさらに強化するとともに、幅広い業種の中小・中堅企業の成長を表す指標として、「上場」以外にも『市民に分かりやすい指標』を目標として設定する必要があります。

重点事業 中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進

【うち、二次評価で分析する個別事業等】

「中小企業融資事業」「横浜型債券市場推進事業」

(1) 重点事業の概要

中小企業等の資金需要に的確に対応するため、中小企業融資制度、債券市場の充実、産業活性化資金等の見直し等により、施策と連携した金融支援策を推進します。

(2) 重点事業の目標と実績

① 制度融資額

(億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標		1,055	2,110	3,210	4,310	5,410
実績	2,508	1,345	2,963			

※目標は平成18年度から22年度までの、実績は平成17年度は平成15年度からの累計値。平成19年度実績は、18年度からの累計値。

<概要>

預託金を使った制度融資^(注9)については、目標額を上回る実績が上がっています。

② 横浜型債券市場に参加した企業数、利用額

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標		350社 200億円	650社 400億円	950社 600億円	1,250社 800億円	1,550社 1,000億円
実績	434社 277億円	752社 510億円	991社 670億円			

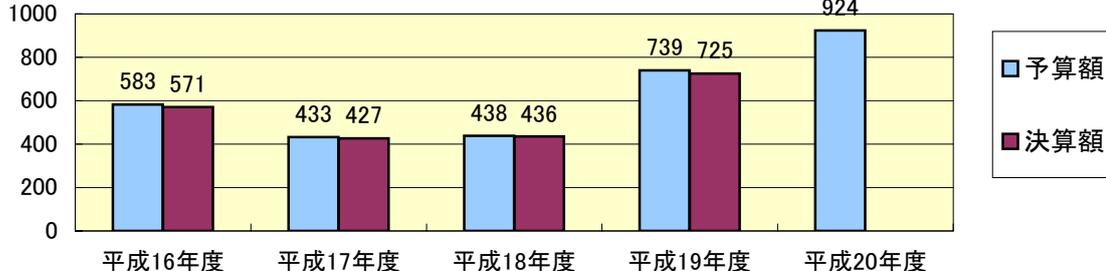
※目標は平成18年度から22年度までの、実績は平成17年度から19年度までの累計値。

<概要>

横浜型債券市場利用企業数は、事業開始当初はかなり順調であったものの、平成19年度は目標を下回りました。ただし、累計でみると社数・利用額ともほぼ目標どおりであり、順調な状況であるといえます。

(3) 重点事業の予算・決算

(億円)



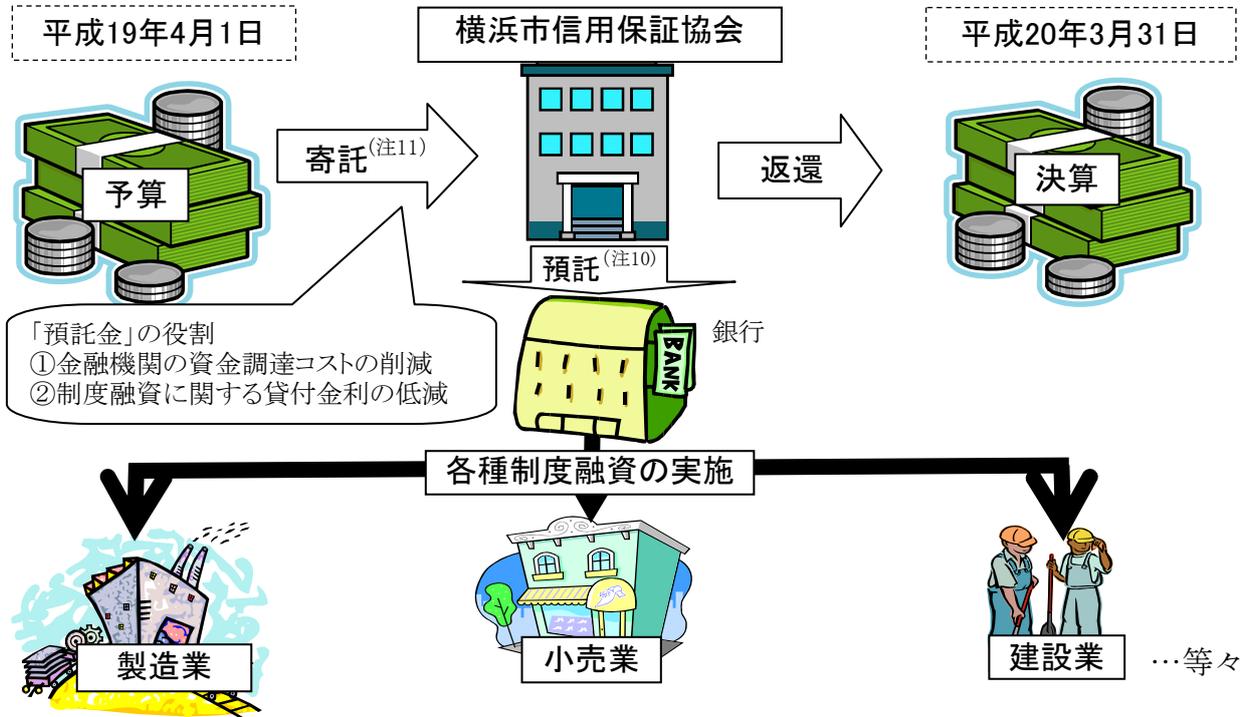
(4) 重点事業の内容

事業名	内容
中小企業融資事業	市内中小企業を育成強化して活力ある横浜経済を振興するため、市内中小企業者が事業資金を円滑に調達できるよう、預託金を活用した間接融資により、各種制度融資を実施します。また、中小企業者の借入れコストの負担軽減を図り、本市中小企業融資に係る信用保証料の一部(又は)全部補助を行います。横浜市信用保証協会への出えん及び代位弁済に対する損失補償により、積極的な保証の促進を図ります。
産業活性化資金融資事業	民間金融機関のみでは資金供給が困難な公益性の高いプロジェクト等に対し、金融面での支援を行うことで、本市産業政策の推進と地域経済の継続的発展を目指します。
横浜型債券市場推進事業	証券化手法を活用し、中小企業者が成長段階に応じて多様な資金調達を可能とすることで、成長を後押しする「横浜型債券市場」について、社債やローン担保証券の発行を支援します。
中小企業経営安定事業	経営悪化に苦しむ中小企業者を支援するため、経営相談、経営安定診断等を実施します。

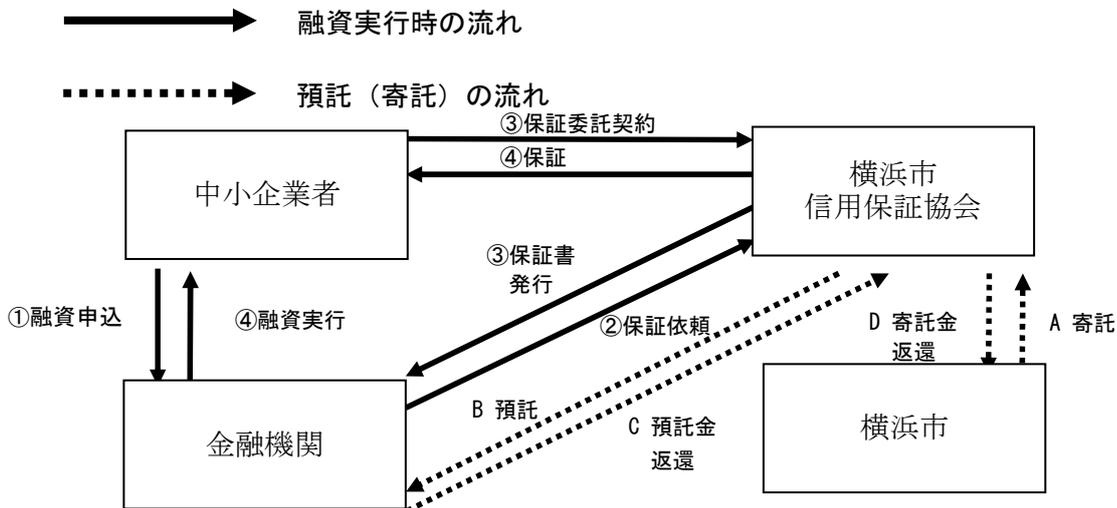
(5) 事業内容 ① 中小企業融資事業

< I 預託金の流れ >

横浜市では、中小企業が民間金融機関から通常の融資より低利で資金を借り入れができるよう、制度融資を行っています。預託金は、制度融資を実施する際に、市中の金利より低く設定してもらうために、民間金融機関に無利子で資金を預託しています。年度当初に横浜市信用保証協会を通じて各金融機関に預託され、年度末に返還されます。



< II 融資実行の流れ >



制度融資実行の流れ

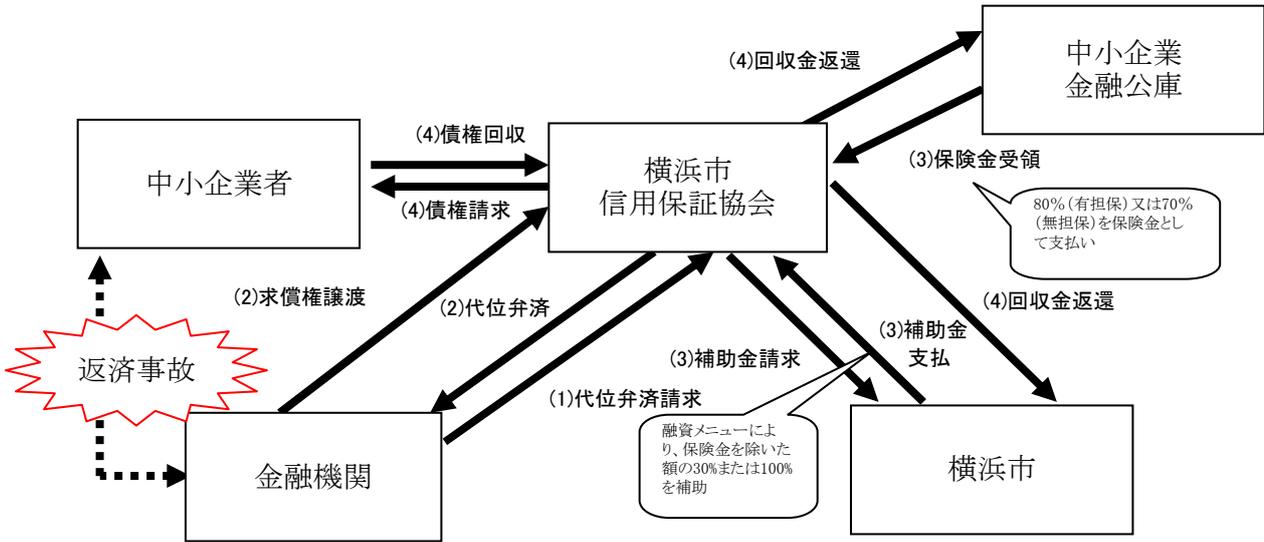
- ① 中小企業者が融資の申込を行います。
- ② 金融機関が融資すると判断をした場合、金融機関は保証協会に保証依頼を行います。
- ③ 保証審査で適正と判断された場合、保証協会は信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。また、中小企業者は保証委託契約の対価として信用保証料を支払います。

預託の流れ

- A 4月1日に、貸付原資の一部として信用保証協会に寄託します。
- B 信用保証協会は、市からの原資を融資取扱金融機関に同日に預託します。
- C 3月31日に、金融機関は信用保証協会に預託金を返還します。
- D 信用保証協会は、同日に寄託金を横浜市に返還します。

<Ⅲ 代位弁済の流れ>

代位弁済とは、横浜市信用保証協会が保証を付けた融資メニューで返済事故(債務不履行)が発生した場合に、債務の一部又は全部を中小企業者に代わって弁済することをいいます。制度融資にかかる一部のメニューに対しては、横浜市がその一部又は全部を補助しています。



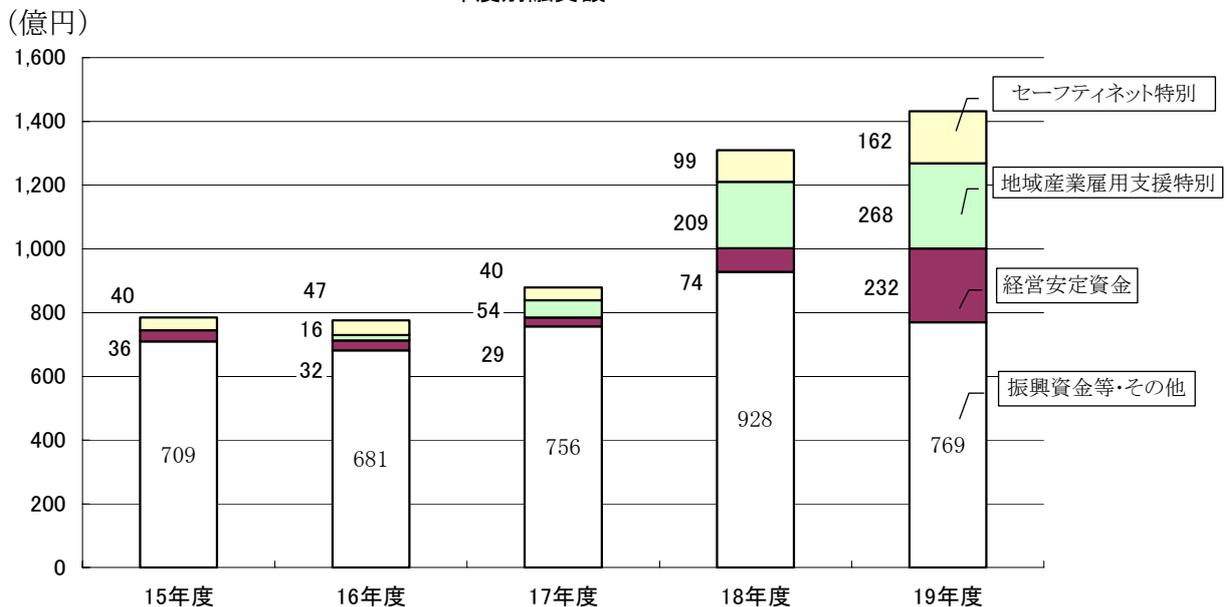
代位弁済の流れ

- (1) 中小企業が債務不履行(返済事故)となった場合、金融機関は保証協会に代位弁済の請求を行います。
- (2) 保証協会は適正と認めた場合、金融機関に対し、代位弁済を行い、企業への求償権を取得します。
- (3) 保証協会が代位弁済をした際は、保険契約に基づき、中小企業金融公庫から保険金を受領するとともに、市の代位弁済補てん金の対象資金の場合は、横浜市に代位弁済補てん金交付要綱に基づく交付要求を行い、補てん金を受領します。
- (4) 保証協会は債権の回収を図ります。回収できた場合は、中小企業金融公庫の保険金及び代位弁済補てん金を負担割合に基づいて返還します。

◆ 課題1

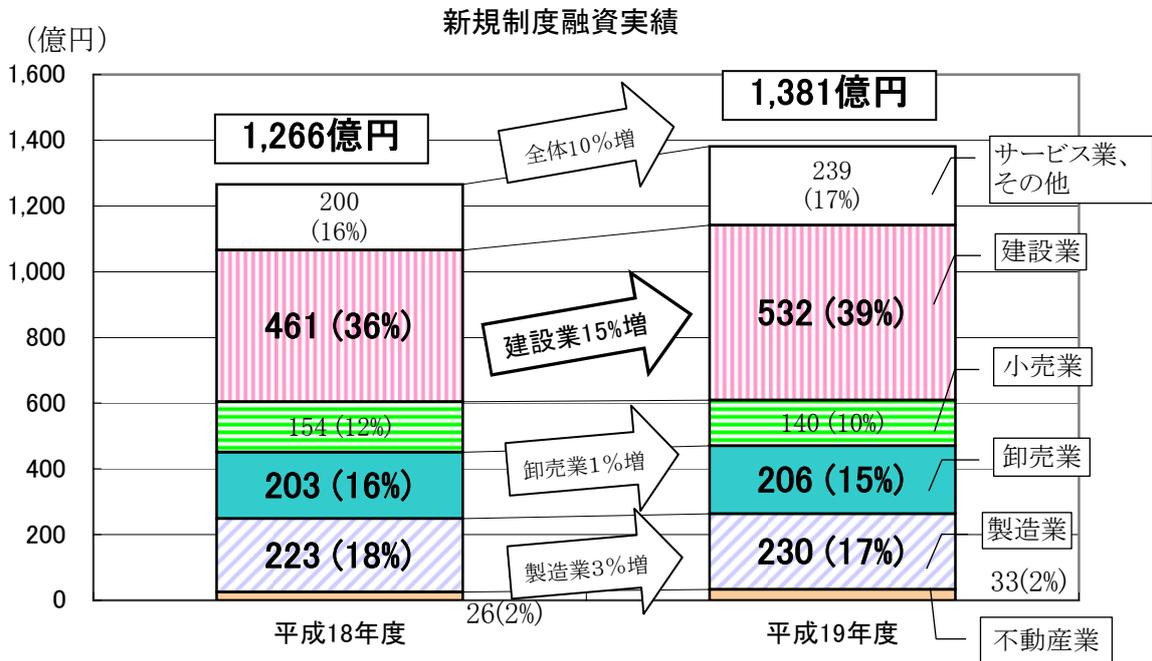
建設業に対する緊急支援策である「地域産業雇用支援特別」等が平成16年度当初から始まり、この3年間で融資額が急増しています。また、売上や利益が減少している企業等を対象とする「経営安定資金」や国が指定した不況業種等について、保証限度額の別枠化等を行うセーフティネット保証制度(経営安定関連保証)に対応した「セーフティネット特別」も増えています。

年度別融資額



■ 『課題1』の検証

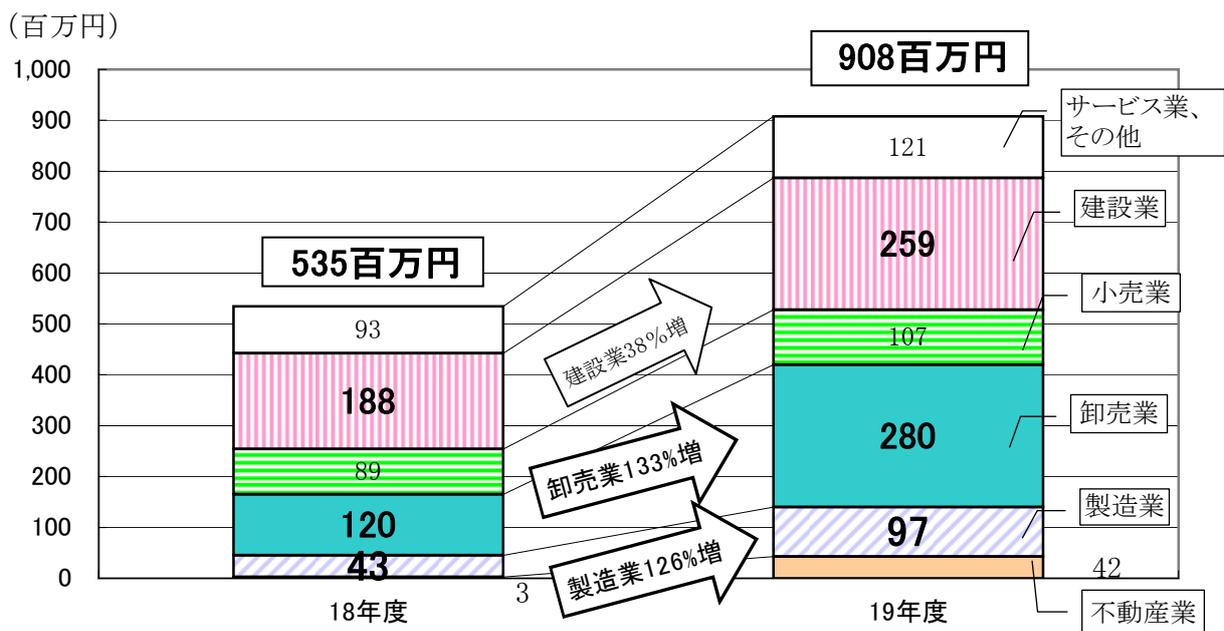
新規制度融資実績を業種別にみると、建設業への融資は融資全体の伸び(10%増)を上回る15%増であり、4割近い割合を占めています。一方、製造業、卸売業に対する融資実績はそれほど伸びていません。



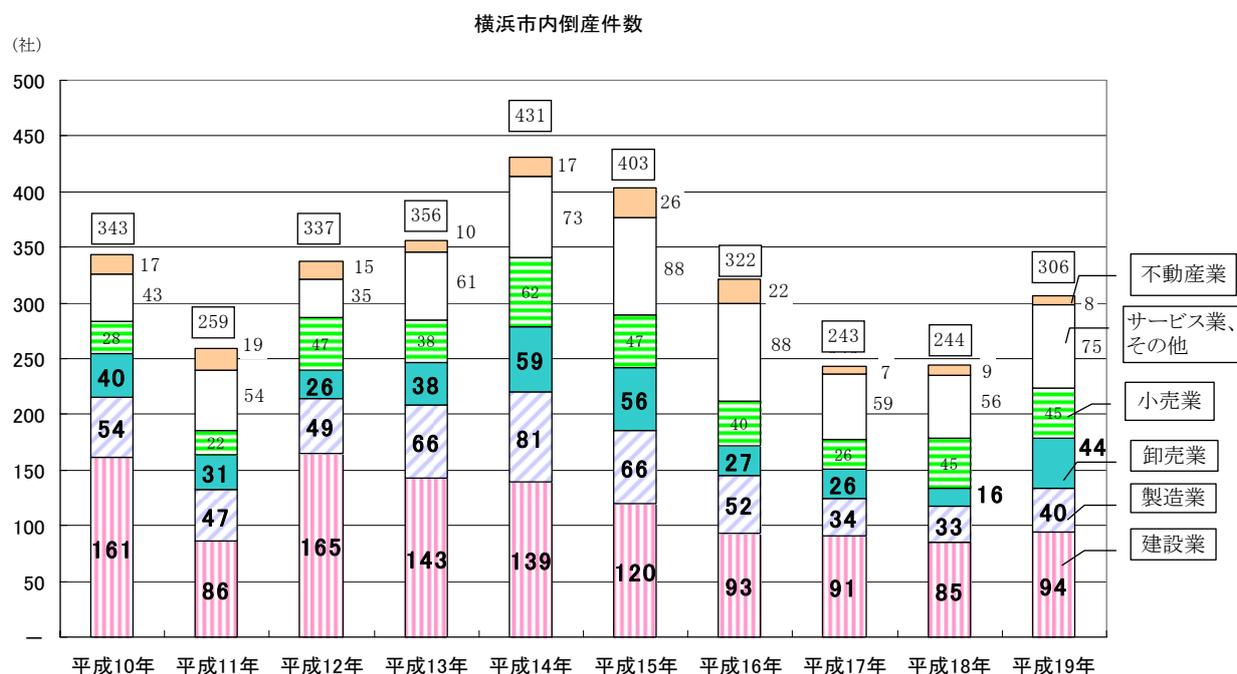
※新規制度融資額から、貿易振興金融制度の融資額を除いた額

これに対し、代位弁済を業種別にみると、建設業が代位弁済額に占める割合は高いですが、対前年度比の伸び率では製造業、卸売業が非常に高い状況であることがわかります。

代位弁済業種別内訳



市内の業種別倒産件数は、製造業、卸売業が伸びており、建設業は漸減している状況です。18年度と19年度を比較すると、建設業については、85社から94社へ(11%の増)、製造業は33社から40社へ(21%の増)、卸売業は16社から44社へ(175%の増)となっています。



(5) まとめ

【市内経済活性化に寄与する新たな中小企業制度融資施策の検討について】

近年の建設業に対する集中的な支援策は効を奏しつつあり、建設業の倒産件数は大きな伸びを見せていません。これに対し、製造業、卸売業の倒産件数が増加しています。これは原油などの輸入価格の高騰が、国内での取引に反映できないことが大きな原因と考えられます。

神奈川県が行った『平成20年度原油・原材料高騰に関する緊急中小企業経営実態等調査結果』では『原油・原材料の価格については、今後も上昇傾向で推移していくものと推察され、一次産業をはじめ、製造業やサービス業など幅広い分野の産業に影響が及び、県民生活をさらに圧迫することも懸念されます。』という分析がなされています。

横浜市では、平成17年11月から、原油・原材料等の価格上昇に対応し、指定業種に限らず、利益率が減少している中小企業に対して、「経営安定資金」による金融支援を実施するとともに、不況業種の追加指定に合わせて、「セーフティネット特別」資金による金融支援を拡大しています。

今後の原油価格や原材料費の高騰などの状況、市内企業の状況について注意しながら、市内経済の活性化に向け、多様な需要に見合う、新たな中小企業金融施策を検討する必要があります。

(6) 事業内容 ②横浜型債券市場推進事業

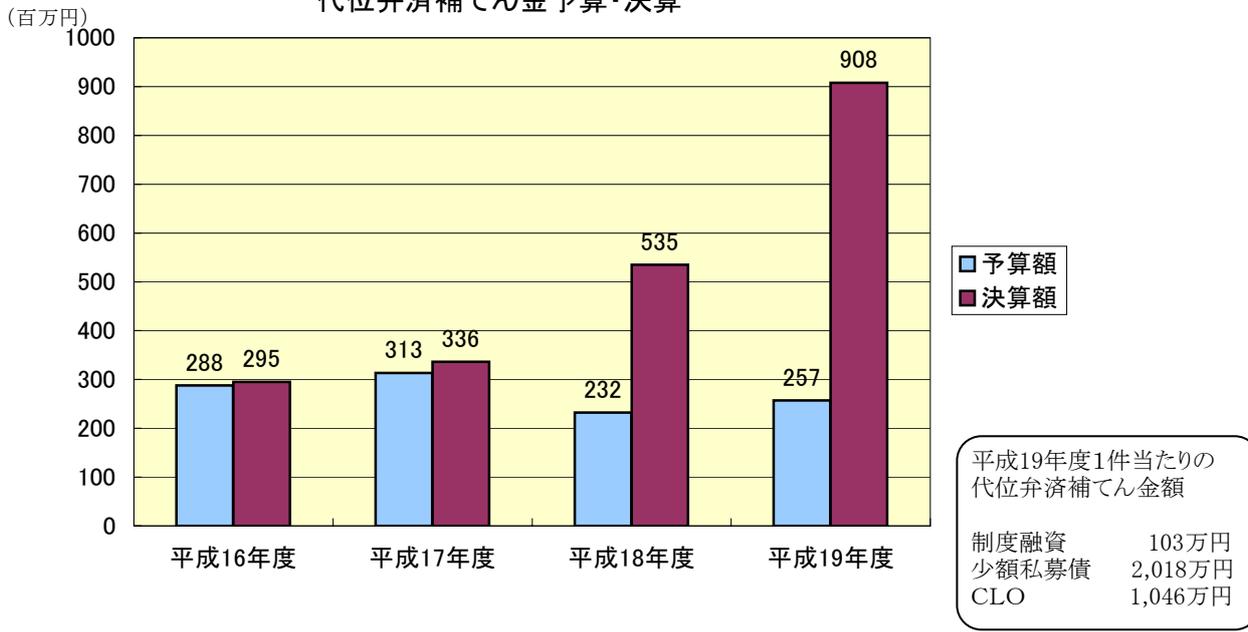
少額私募債やローン担保証券(CLO)、社債担保証券(CBO)の発行支援など、証券化^(注12)手法を取り入れたメニューを提供し、市内企業の資金調達が多様化・円滑化を推進します。

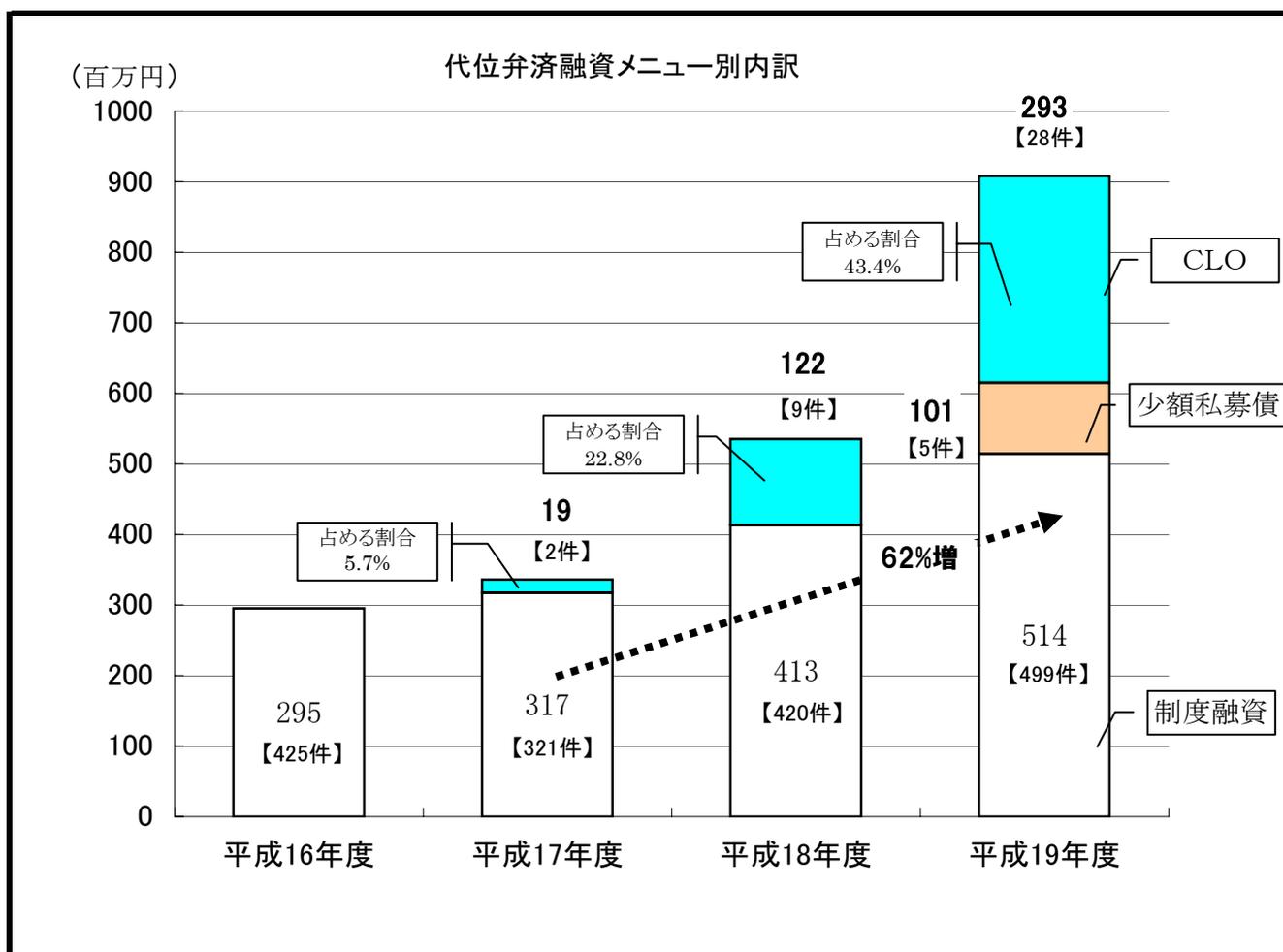
メニュー	信用保証の有無 (補てん割合)	概要	仕組み	19年度発行実績
ローン担保証券 (CLO)	無(金融機関独自 実施) 又は 有(100%)	金融機関の貸出債権を一まとめにして証券化。証券を投資家に販売することで市場から資金を調達する仕組み(信用保証付のCLOは大阪市・神戸市・東京都と連携して実施)		保証なし 28社 2,385百万円 保証あり 147社 6,028百万円
社債担保証券 (CBO)	無	中小企業が発行する社債を一まとめにして証券化。証券を投資家に販売することで、市場から資金を調達する仕組み		発行実績なし
少額私募債発行支援	有(30%) (19年度まで100%)	横浜市信用保証協会の保証付金融機関引受社債(私募債)に対し、市が信用保証料を一部助成することで、社債発行の促進を図る仕組み		61社 7,490百万円
少人数私募債発行支援	無	少人数の身近な人(取引先、従業員)を対象とした社債		3社 114百万円

◆ 課題2

代位弁済補てん金が予算額の2倍、3倍となっています。制度融資額が平成17年度から19年度までの間に63%増加していることに比例して、関連する代位弁済補てん金も62%増加しています。また、平成16年度から始まった横浜型債券市場の保証メニューである少額私募債とCLOに対する代位弁済補てん金の占める割合が、年を追って平成17年度は5.7%、18年度は22.8%、19年度は43.4%になっています。しかも、1件当たりの代位弁済補てん金は制度融資の10倍から20倍の金額となっています。

代位弁済補てん金予算・決算





■ 『課題2』の検証

代位弁済の補てん割合については、横浜市信用保証協会の行う代位弁済のうち、制度融資の各資金に対し一定の割合で補てんを行っています。ほとんどの補てん割合が30%であり、100%であるのは、経営安定資金のうちの「風水害」や「創業ベンチャー促進資金」などのメニューに限定されています。

これに対し横浜型債券市場のメニューは、平成19年度まで少額私募債及びCLOともに代位弁済の100%を補てんしています(少額私募債は平成20年度発行分より30%となっています)。

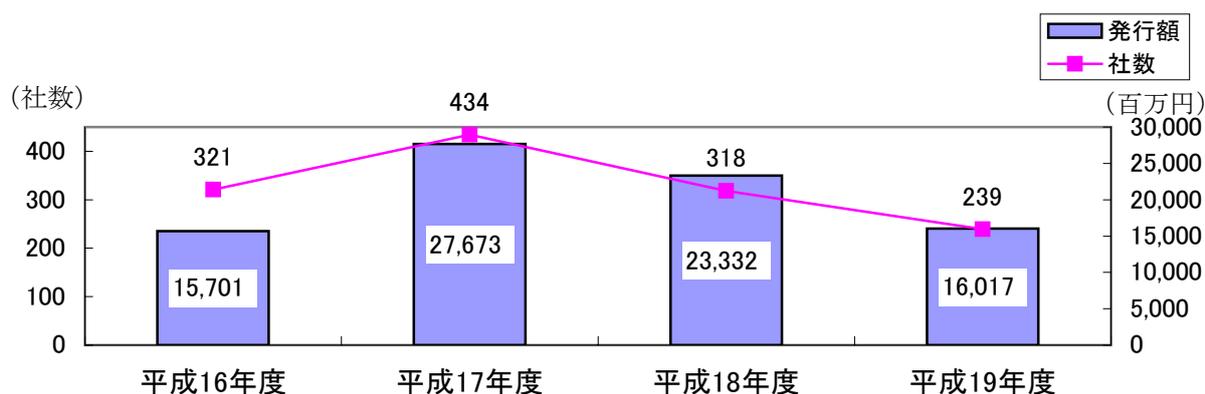
融資メニュー	補てん割合	融資メニュー	補てん割合
小規模企業資金	30%	建物移転資金	100%
小口	30%	創業ベンチャー促進資金	—
振興資金	30%	開業支援	100%
企業価値向上資金	—	ビジネスプラン	100%
成長支援	30%	再挑戦支援	100%
地域貢献企業支援	30%	経営安定資金	30%
環境保全	30%	経営安定資金(セーフティネット特別)	30%
産業立地促進	30%	経営安定資金(風水害)	100%
ものづくり支援資金	30%	経営安定資金(地域産業雇用支援特別)	30%
拠点整備特別支援	30%	地域連携迅速対応資金	30%
流動性担保資金	30%	少額私募債保証制度(平成19年度まで)・CLO	30%

横浜型債券市場のメニューの利用実績は、平成19年度にサブプライムローンの問題などを受けて初めて目標の発行額を下回りました。発行額、件数とも平成17年度をピークに減少しています。

横浜型債券市場の実績

(社・百万円)

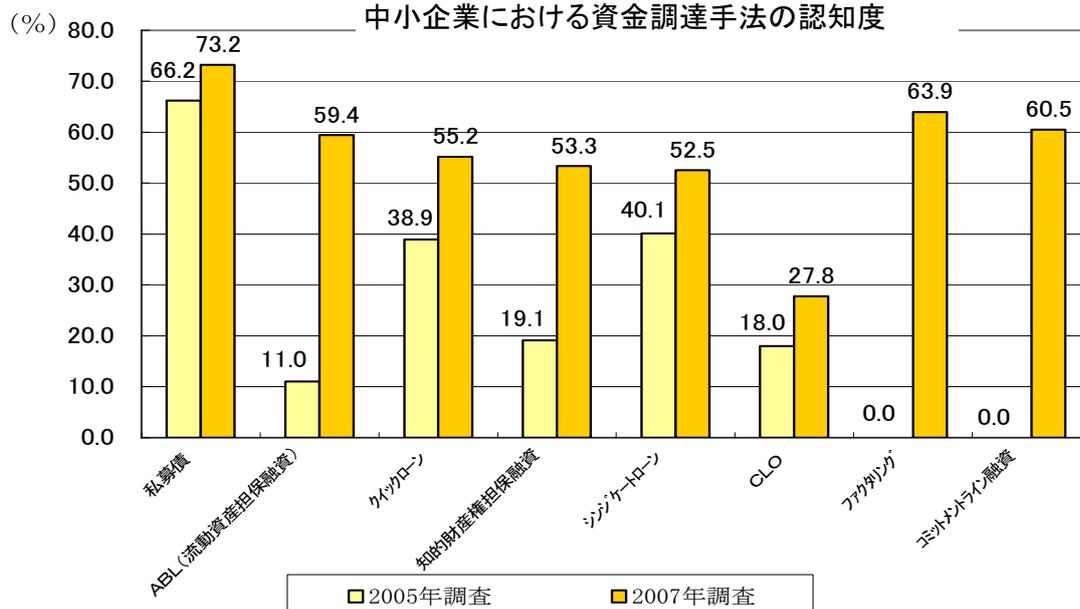
		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		社数	金額	社数	金額	社数	金額	社数	金額
CLO	保証なし	3	180	52	3,877	68	4,657	28	2,385
	保証付	289	11,781	252	10,566	156	6,645	147	6,028
社債発行	私募債	29	3,740	70	9,220	85	11,530	64	7,604
	CBO	0	0	60	4,010	9	500	0	0
計		321	15,701	434	27,673	318	23,332	239	16,017
目標		300	15,000	350	20,000	350	20,000	300	20,000



横浜型債券市場のメニューは、担保や保証人が不要で、市場から直接資金を調達できる手法としては有効な手段ではありますが、資金調達手法に関する中小企業側の認識は変化してきています。中小企業白書によると、中小企業向けに様々な金融メニューが用意されてきていること、間接金融に限らない各種資金調達手法に対する認知度も向上しつつあります。

横浜市では、このうち、横浜型債券市場のメニューとして「少額私募債」「CLO」を実施しています。

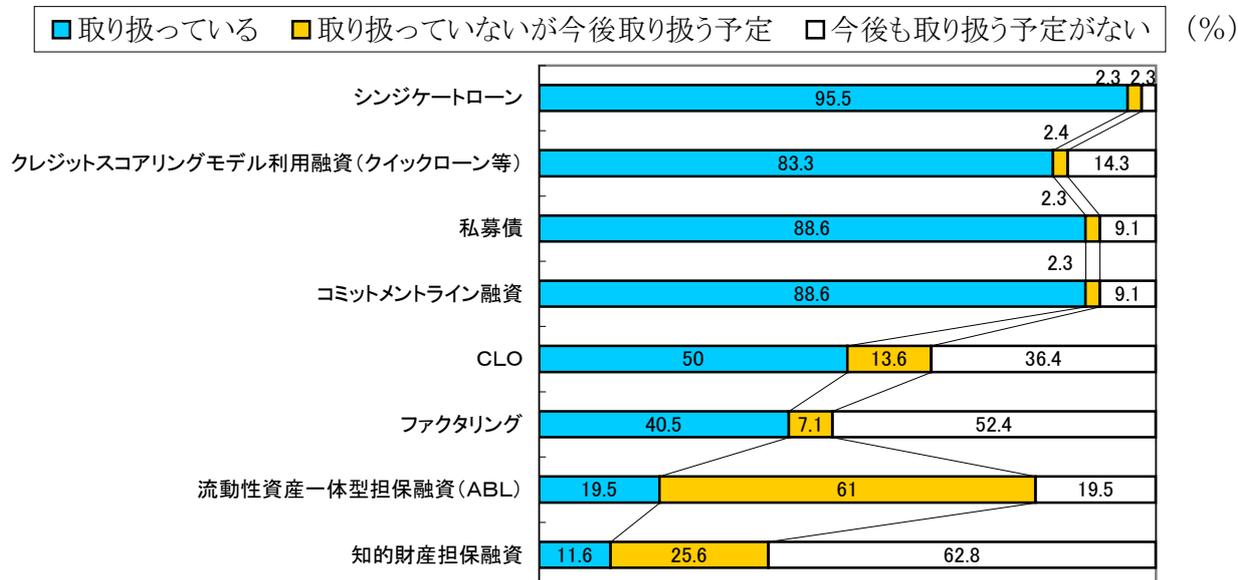
中小企業における資金調達手法の認知度



※中小企業庁(2008)『中小企業白書2008』より転載

また、中小企業向けに事業を充実させてきている地方銀行・第二地方銀行などでもABL(流動資産担保融資)保証制度など、様々な資金調達手法に取り組んでおり、または今後取組む予定をしていると回答しています。

地方銀行・第二地方銀行における中小企業向け金融手法の取り扱い



※中小企業庁(2008)『中小企業白書2008』より転載

(7) まとめ

【横浜型債券市場の信用保証協会に対する代位弁済補てん補助金の負担割合について】

横浜型債券市場の各メニューは元気な中小企業の資金調達手法として「間接金融」から「直接金融」へとステージアップをしていくためのメニューとしては、中小企業の資金調達の方法の一つとして必要であり、適しています。

しかしながら、債務不履行となった場合の代位弁済補てん金の金額を1件当たりで比較すると、通常の制度融資に比較して、市財政への負担が非常に高い状況となっています。

また、こうした中小企業支援の資金調達の手法については、民間金融機関でも取組が進んでいるようです。

市がどこまで代位弁済を行うべきなのか等を検討し、バランスの取れた一定の基準を定めていくことが必要です。

重点事業 身近な商業地の活性化

【うち、二次評価で分析する個別事業等】

「商店街空き店舗活用事業」「市井(しせい)の名店継承事業」
「安全・安心な商店街づくり事業」「ライブタウン整備事業」

(1) 重点事業の概要

市民生活を支える商店街を中心とした地域経済の活性化を推進するため、「元気づくりの支援拠点」を地域の中に設置するとともに、商店街等が行う活性化に向けた取組に対し、ソフト・ハード両面の支援を行います。

また、魅力ある特産品などの市場の集荷販売力の強化を通じて市場の活性化を図り、小売店等の販売力向上等を推進します。

(2) 重点事業の目標と実績

元気づくりの支援拠点(累計)

(か所)

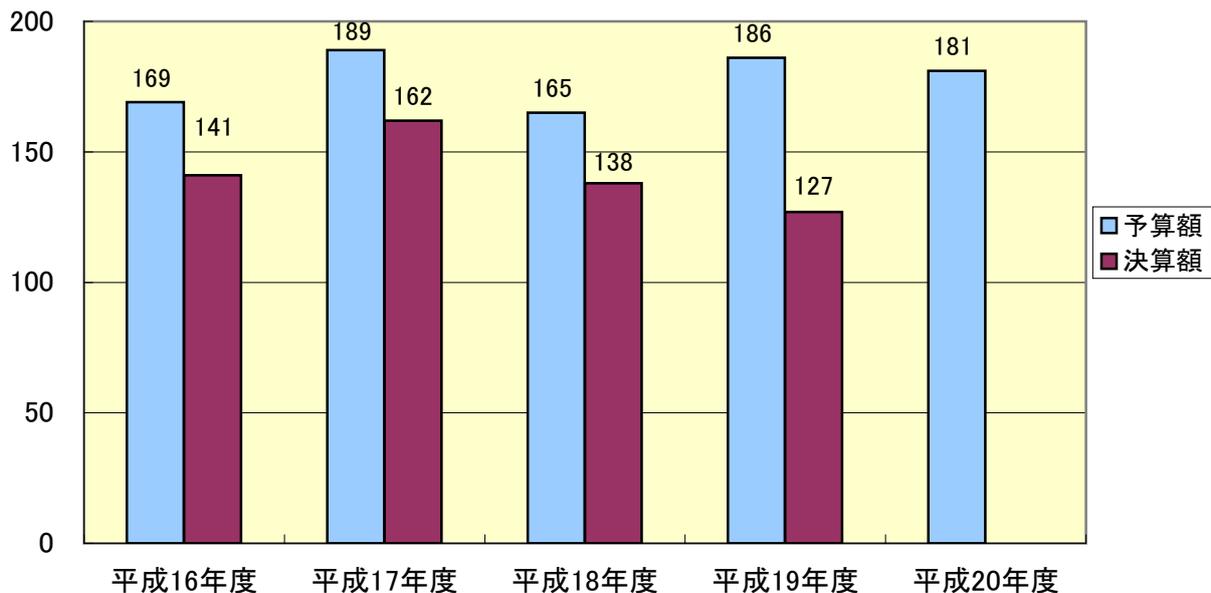
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	2	4	6	8	8
実績	2	4			

<概要>

平成19年度末現在、4か所の支援拠点を設置しました。

(3) 重点事業の予算・決算

(百万円)



(4) 重点事業の内容

商店街関係

~~~~計画策定支援~~~~

**地域経済元気づくり事業(18,500千円)**

地域経済活性化をコーディネートする時限的支援拠点(NPO法人等運営団体)を設置し、商店街への事業提案や新規事業者の商店街への出店誘導を行います。

**商店街と個店の経営支援事業(8,000千円)**

商店街や個店に中小企業診断士等を派遣し、現状分析や問題点の抽出を行うとともに、今後の方向性についての提案やビジョンづくりの支援等を行います。

~~~~後継者・空き店舗対策~~~~

商店街空き店舗活用事業(15,000千円)

P67~

商店街の空き店舗を解消するため、空き店舗を活用して事業を始める開業希望者に対して、店舗改装費、店舗賃借料を補助します。

市井(しせい)の名店継承事業(5,000千円)

P73~

個店の継承者問題を抱えている事業主と、店舗・設備や商標等の継承を前提とした開業希望者とを引き合わせ、店舗の継承について両者の合意形成を図ります。

~~防犯活動支援~~

安全・安心な商店街づくり事業(25,000千円)

P79~

自主防犯活動を実施している商店街を対象に、防犯活動経費及び街路灯電気料について補助します。

~~~~ソフト事業支援~~~~

**事業提案型活性化事業(20,000千円)**

地域経済元気づくり事業を実施する商店街を対象に、商店街自らが策定した事業計画に従い実施されるソフト事業に対して補助します。

**商店街活性化プラン支援事業(10,000千円)**

<プラン実践支援事業>

商店街が実施する賑わいづくりにつながるソフト事業(情報紙、ホームページ作成、アドバイザー派遣など)に対して補助します。

<商学連携支援事業>

大学等と連携して活性化に取り組む商店街に対して補助します。

**商店街活性化イベント助成事業(16,000千円)**

商店街と地域との交流等、消費者の来街を促進する商店街主催のイベント事業に対して補助します。

~~~~ハード整備支援~~~~

事業提案型活性化事業【再掲】

地域経済元気づくり事業を実施する商店街を対象に、商店街自らが策定した事業計画に従い実施されるハード事業に対して補助します。

商店街共同施設整備助成事業(35,000千円)

商店街が独自に設置する街路灯、防犯カメラ、アーケード等の共同施設整備に対して補助します。

ライプタウン整備事業(18,000千円)

P83~

ライプタウン整備地区に選定された51地区を対象に、公共施設(道路等)整備と一体的に行われる商業基盤施設(カラー舗装、アーケード等)整備に対して、計画費・設計費・整備費の補助を行います。

市場関係

横浜旬鮮市場プロモーション事業(10,000千円)

横浜市場の市民へのPRと市場集荷販売力を強化するため、広報ビデオの配布や市民公開講座の開催、全国特産品のPRイベントの開催等を実施します。

食肉流通広報PR事業(5,000千円)

横浜食肉市場で生産された「安全・安心で新鮮・高品質」な食肉について、「市場発横浜牛」としてブランド表示するとともに、イベントを通じて市民へのPRを行います。

※ 白抜き事業 ⇒ 二次評価で分析した事業
 ※ 金額は平成19年度予算額

商店街空き店舗活用事業

■ 事業の概要

商店街の空き店舗を解消するため、空き店舗を活用して商店街等が運営する店舗、施設の改装費、家賃等について助成します。併せて、商店街の魅力アップを図るソフト事業の経費について助成します。

■ 事業の目標と実績

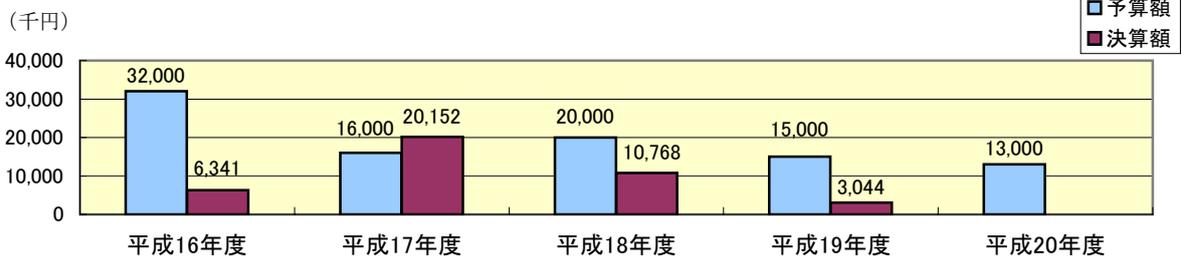
商店街空き店舗活用事業の利用件数 (件)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 目標 | 5 | 9 | 7 | 4 |
| 実績 | 8 | 8 | 5 | 4 |

<概要>

商店街空き店舗活用事業の利用件数に大きな変化はありません。

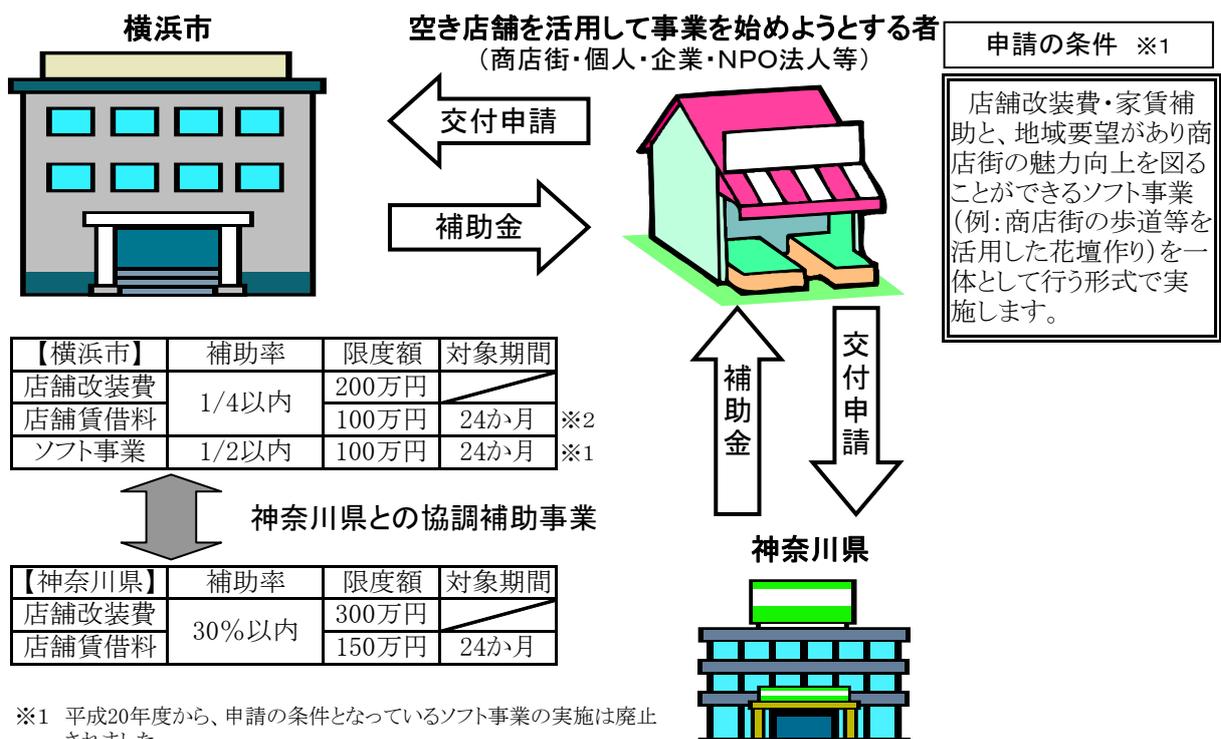
■ 予算・決算



<概要>

決算は、平成17年度以降減少し、平成19年度の決算は予算を大きく下回っています。

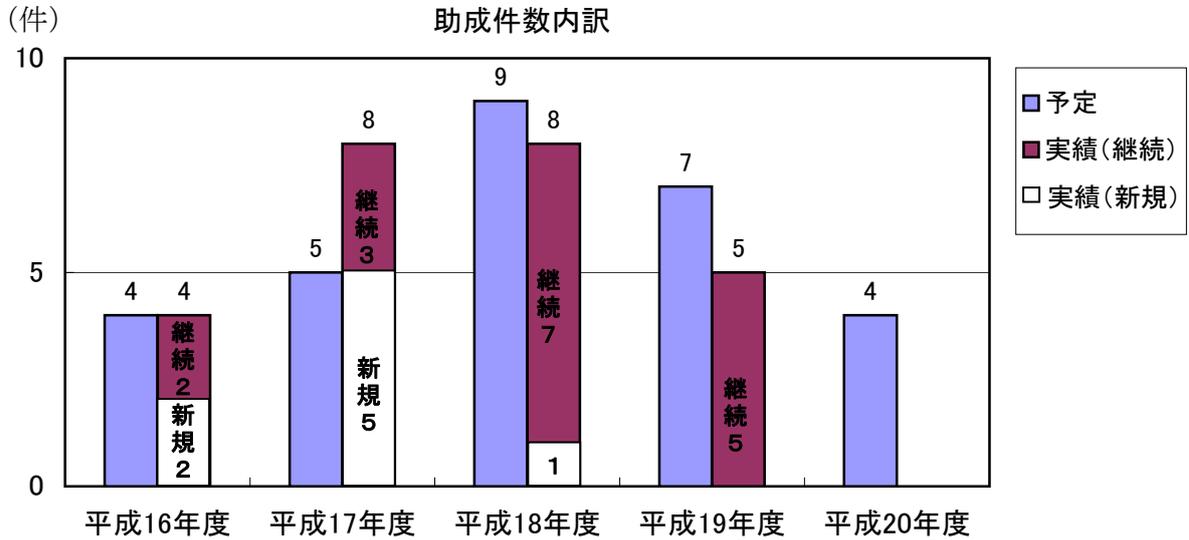
■ 事業の仕組み



■ 事業実績

① 助成件数内訳

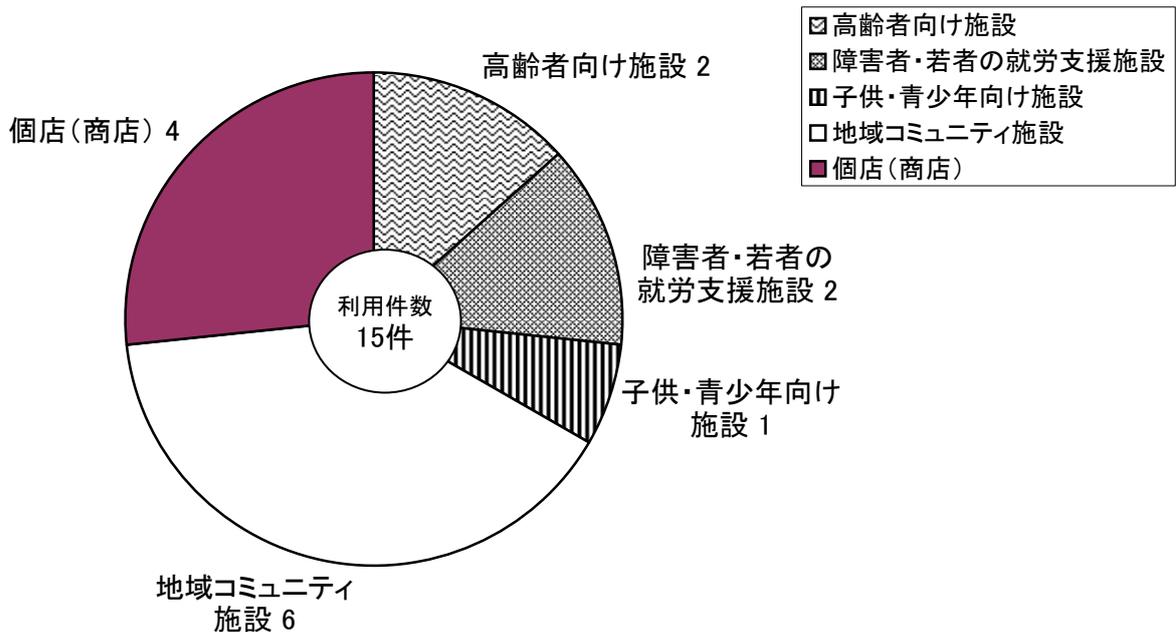
新規の件数は、平成17年度は5件でしたが、平成19年度は新規の実績がありません。



(注) 新規：新たに店舗改装及び店舗賃借料の助成を行った件数
 継続：前年度から継続して店舗賃借料の助成(24か月間)を行った件数

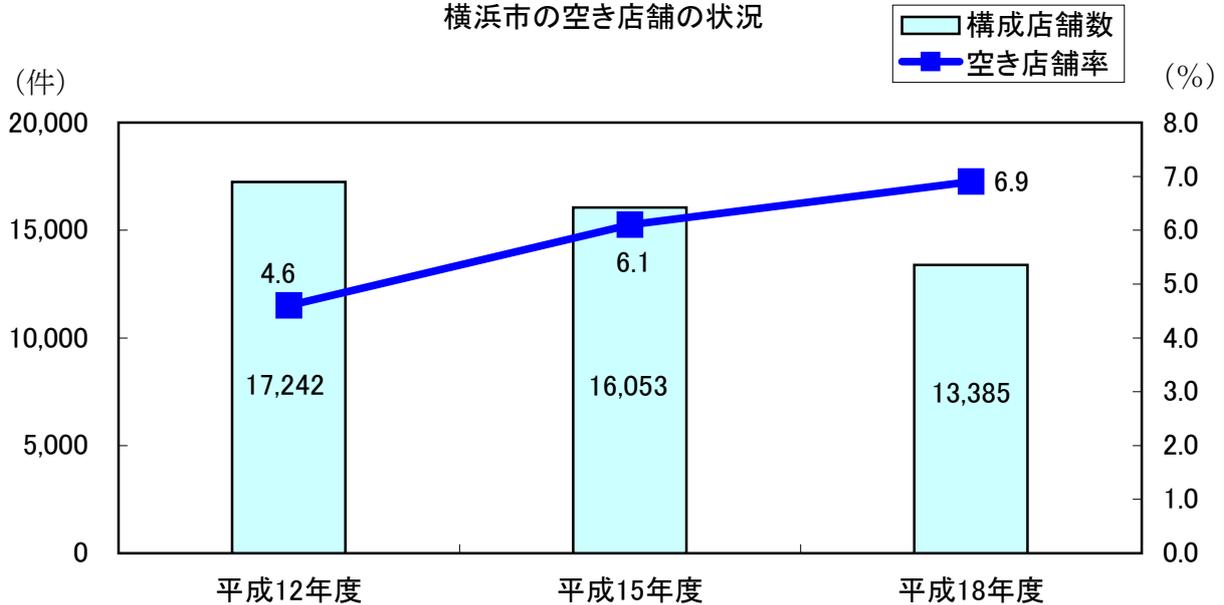
② 利用実績

この事業は平成8年度から開始され、これまでに15件の助成を行いました。内訳は、次のとおりです。



◆ 課題
 空き店舗率(空き店舗数÷商店街構成店舗数)は、平成12年度以降上昇し、平成18年度には6.9%となっています。

横浜市の空き店舗の状況

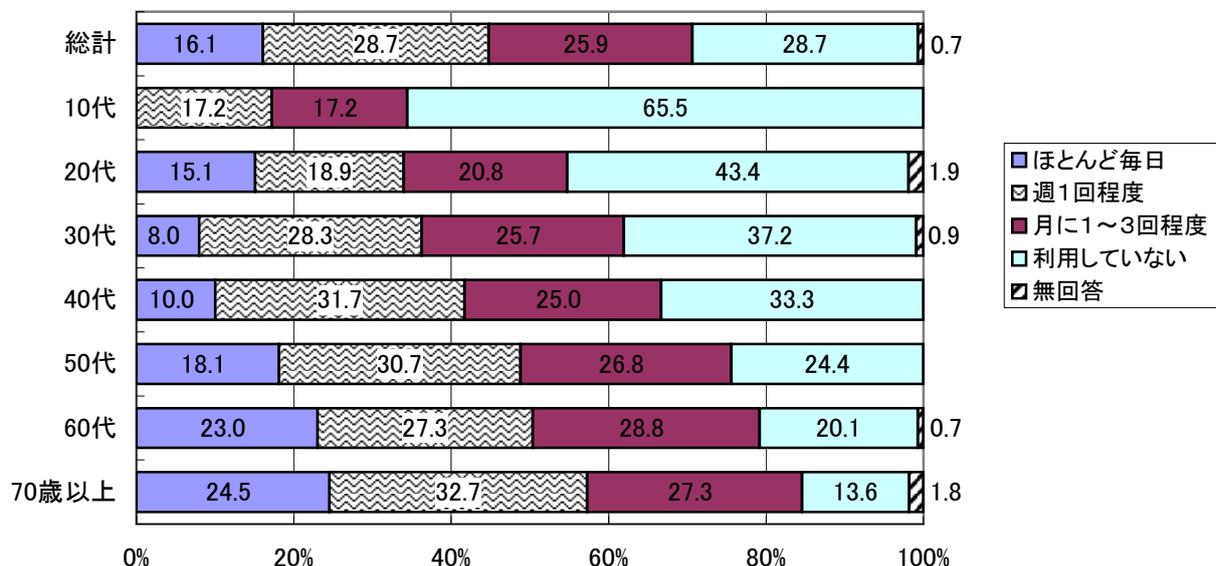


(5) 課題の検証

■ 商店街の利用者(横浜市の状況)

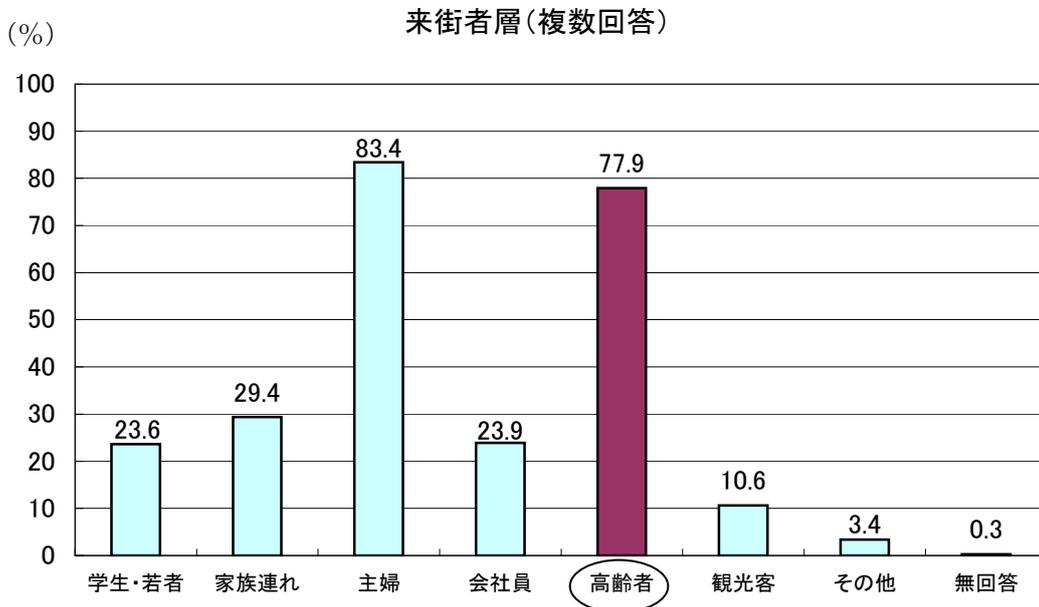
商店街の利用状況をみると、年代が高くなるほど商店街の利用も高くなっています。

商店街利用者の商店街利用頻度／年齢別



■ 商店街の利用者(全国の状況)

全国的にみると、商店街の利用者は、高齢者層が77.9%となっています。



※全国商店街総連合会(中小企業庁委託)(平成19年3月)『平成18年度商店街実態調査報告書』p25より転載

国が行った高齢者の購買行動調査によると、商店街がなくなったら困ると回答した人は約7割を占めています。

高齢者の購買行動調査結果

「商店街がなくなったら、困ることはありますか？」

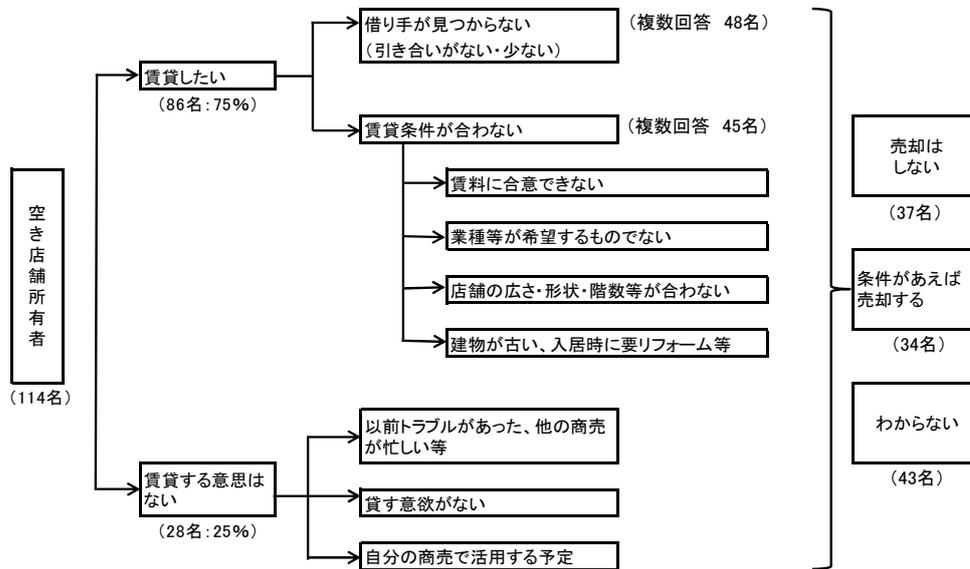
| 回答 | 回答者数 | 割合 | コメント例 |
|-----------------|------|-------|--|
| あ る | 641 | 68.6% | <ul style="list-style-type: none"> ・何よりも寂しい、街の賑わいがなくなる ・近くに無いと困る、近いところで買い物をしたい ・イベントなどがなくなってしまうのは寂しい ・食料品(野菜、肉、魚)は商店街で買っているのでなくなると困る ・商店街に時計、電池交換、洋服を買っている店がありそこがなくなるのは困る ・遠くに行く足が無い、買い物できない |
| な い | 159 | 17.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・困るほど利用していない ・買い物内容によっては買い物の場所を選ぶ(なくなっても他の場所へ行く) ・通行には便利だがなくなっても生活には困らない ・気の毒だが、なくなっても困らない ・郵便局、銀行があればよい |
| 商店街には行かない | 34 | 3.6% | |
| どちらともいえない・わからない | 100 | 10.7% | |

※中小企業庁(平成20年3月)『空き店舗所有者の意識等に関する調査・研究報告書(概要版)』p13より転載

■ 空き店舗が解消しない理由(全国状況)

全国的な調査によれば、空き店舗所有者の75%に賃貸する意思があります。そのうち、「借り手が見つからない」と「賃貸条件が合わない」と回答した人が半数ずつとなっています。

空き店舗所有者に対する賃貸の意思とその理由



※中小企業庁(平成20年3月)『空き店舗所有者の意識等に関する調査・研究報告書(概要版)』より作成

空き店舗所有者の経済的な状況をみると、経済的に全く困っていない人の割合は12.3%、将来に不安はあるがそれほど困っていない人も合わせると96.5%を占めています。

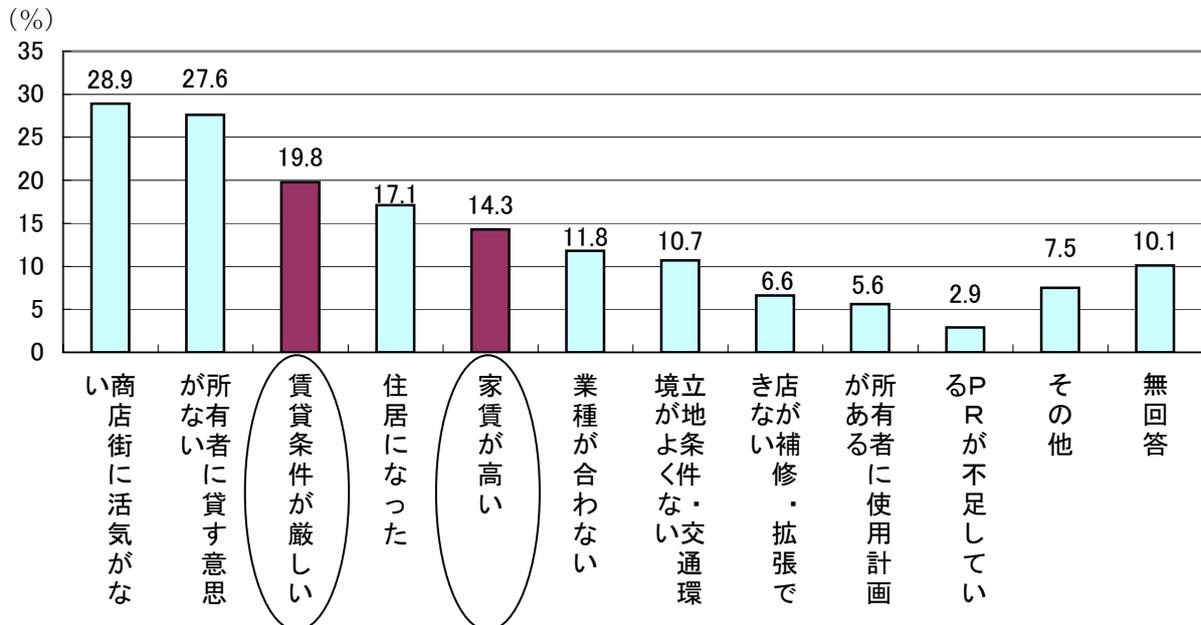
| 空き店舗所有者の経済的な状況 | 人数 | 割合 |
|---------------------|-----|-------|
| 経済的に全く困っていない | 14 | 12.3% |
| 将来に不安はあるがそれほど困っていない | 96 | 84.2% |
| とても困っている | 4 | 3.5% |
| 計 | 114 | 100% |

} 96.5%

※中小企業庁(平成20年3月)『空き店舗所有者の意識等に関する調査・研究報告書(概要版)』より抜粋

■ 空き店舗が埋まらない要因

商店街からみた空き店舗が埋まらない理由についても、「賃貸条件が厳しい」、「家賃が高い」といったことがその要因として挙げられています。



※全国商店街総連合会(中小企業庁委託)(平成19年3月)『平成18年度商店街実態調査報告書』より作成

(6) まとめ

【空き店舗解消のための根本的な対策の検討について】

本事業は、平成8年度から開始され、これまで15件の助成を行ってきました。その75%は、高齢者・障害者・子育て支援・コミュニティなどの本市施策に関連した店舗が占めています。しかしながら、横浜市の空き店舗率の状況に大きな変化はありません。

商店街の利用状況を見ると、年代が高くなるほど利用の割合が増えており、全国的な傾向も同様です。商店街がなくなったら「街の賑わいがなくなる」、「近くにないと困る」、「遠くに行く足がない、買い物ができない」などの声があるようです。

一方、空き店舗所有者の賃貸に関する意向を見ると、賃貸する意思はあるものの経済的な困難さは感じられない状況となっています。商店街から見た空き店舗が埋まらない理由として、賃貸条件の厳しさや家賃の高さなどが、その要因として挙げられています。

地域社会にとって、空き店舗が増えることは商店街、ひいては街全体の活力を損なうことになり、経済上、防犯・防災上、大きな損失が生じると考えられます。逆に、商店街にとって地域社会の中で価値を見出し、関係性を強化することで、地域の一員として地域を支え、地域から支えられる存在となっていくと考えられます。

単に、空き店舗を埋めるという対症的な対策ではなく、地域、商店街、行政の三者が共に連携し、都市のまちづくりという視点も踏まえて原因を解決するような根本的な対策が必要です。

今後は、本事業の成果を詳細に検証し、空き店舗対策の方向性を検討していく必要があります。

市井(しせい)の名店継承事業

■ 事業の概要

個店の後継者難に対応するために、継承問題を抱える事業主(後継者募集店舗登録者)と、店舗・設備や商標等の継承を前提とした開業希望者(チャレンジャー)との引き合わせ(マッチング)を実施し、店舗の継承等について両者の合意形成を図ります。

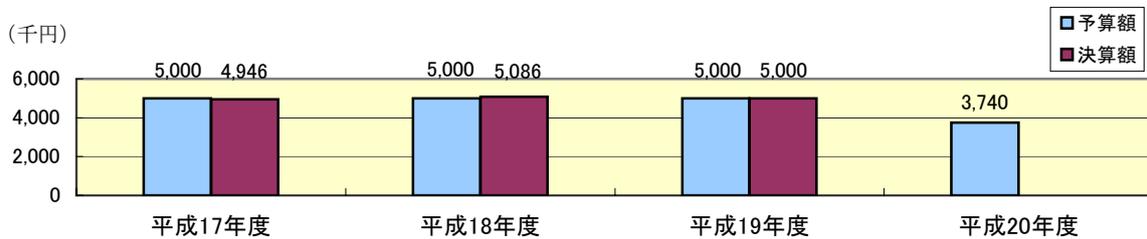
■ 事業実績

| | (件) | | |
|---------|--------|--------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| マッチング件数 | 7 | 5 | 11 |
| 店舗継承件数 | 2 | 0 | 0 |

<概要>

平成17年度に2件の店舗継承を成功させましたが、平成18年度、平成19年度は0件です。

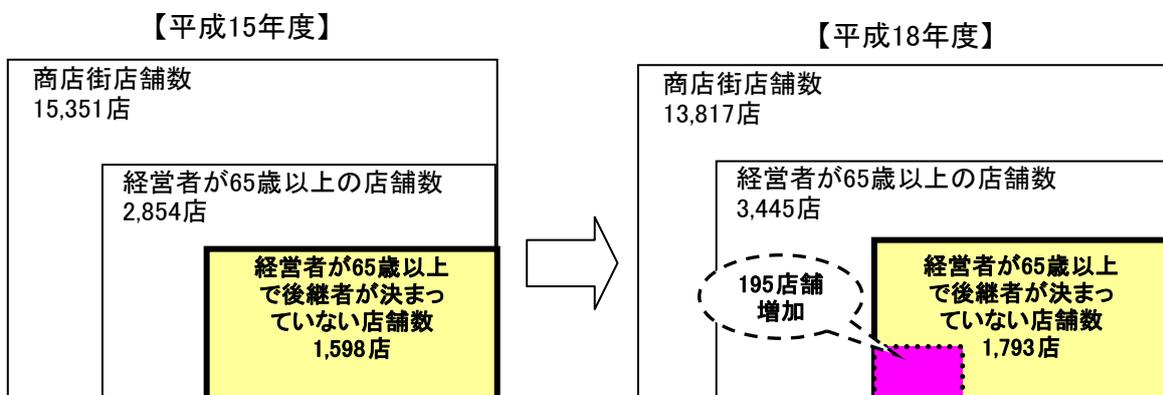
■ 予算・決算



■ 事業の背景

①事業主の高齢化及び後継者の状況

経営者が65歳以上で後継者が決まっていない店舗の割合は、半数を超えています。
また、経営者が65歳以上で後継者が決まっていない店舗の数は、1,793店(平成18年度)で、平成15年度に比べ195店舗増加しています。

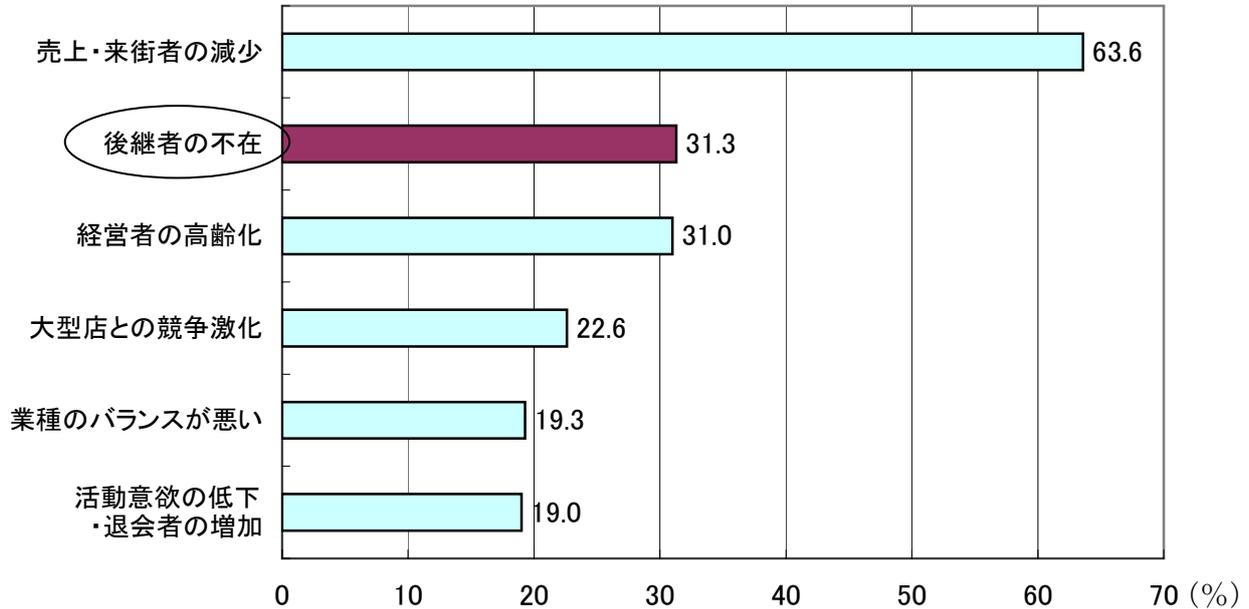


経営者が65歳以上で後継者が決まっていない店舗の割合は56.0%

経営者が65歳以上で後継者が決まっていない店舗の割合は52.0%

②商店街の悩み(上位6位)

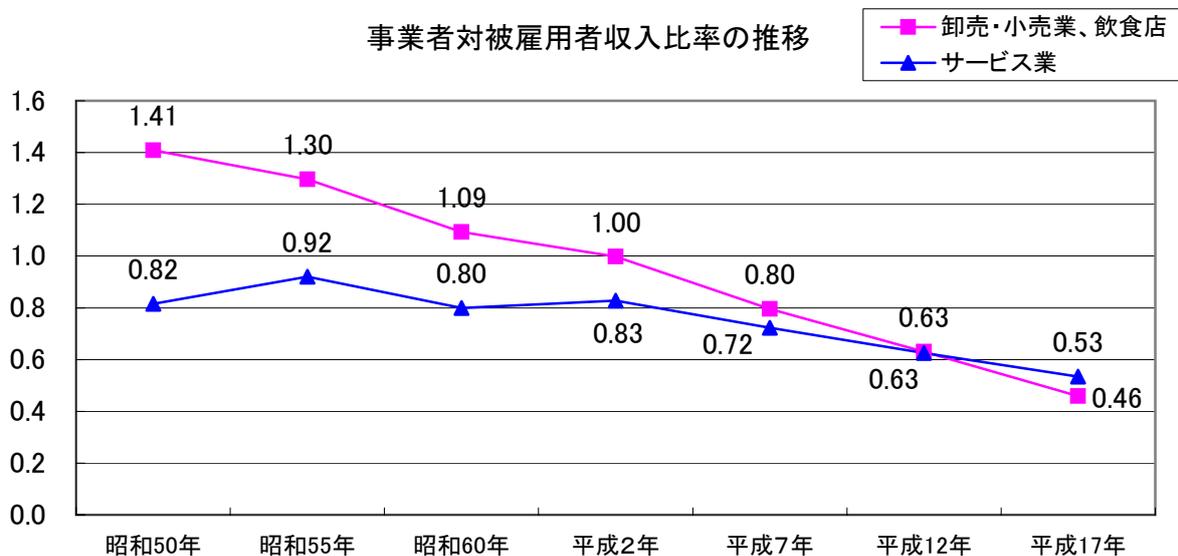
商店街の代表者を対象に実施したアンケートによると、商店街の悩みについては、「後継者の不在」が31.3%と、2番目に多くなっています。



③後継者がいない理由

中小企業白書によると、事業を継承したいという後継者がいない背景として、同一業種の中で自営業者の年収が被雇用者の年収を下回っている現状があります。例えば、経営者の子供がサラリーマンになり、いったん生活基盤を築いてしまうと、リスクを取って継承するという選択肢は取りにくいことが推測されています。

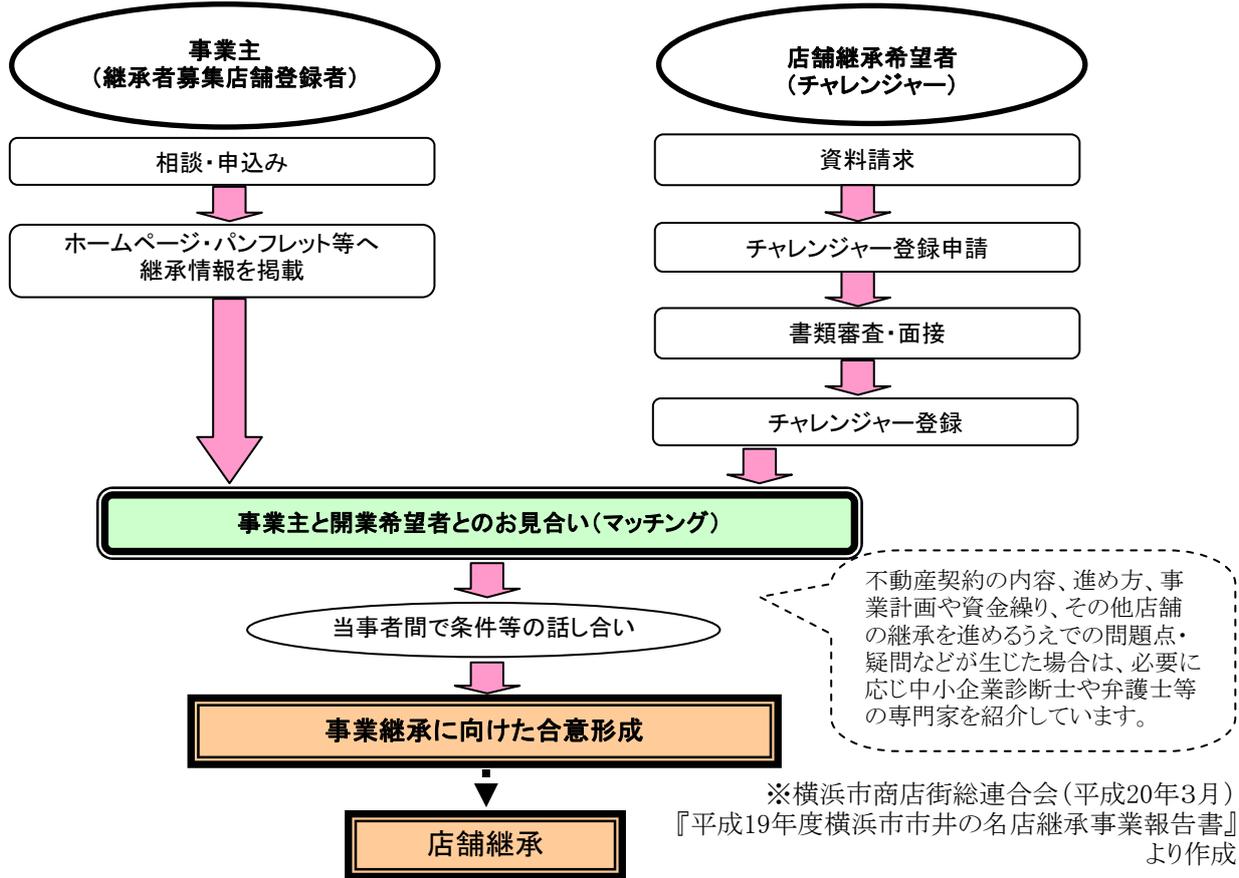
事業者对被雇用者収入比率の推移



事業者对被雇用者収入比率 = 自営業者年収 / 被雇用者年収

※中小企業庁(平成19年6月)『中小企業白書2007年版』より作成

■ 事業内容



この事業による店舗継承事例(2件)



西区サンモール西横浜商店街
(構成店舗数:48)

喫茶店・コーヒー豆焙煎販売店
(平成18年6月から継承)

建設関係の業界紙に勤めていた方が、飲食店の経営という子供の頃からの夢を実現させるため、本事業に応募し、前経営者から内装や設備を引き継ぎました。

神奈川区大口通商店街
(構成店舗数:93)

調剤薬局
(平成19年2月から継承)

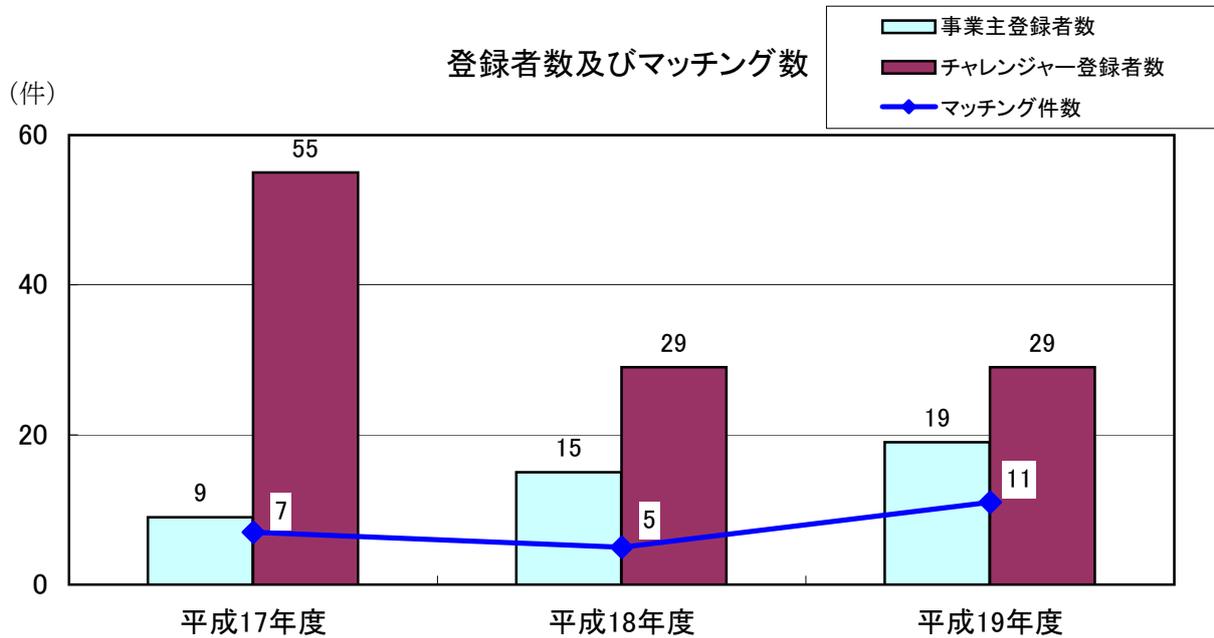
製薬メーカーに勤めていた方が、約1年の準備期間を経て、前経営者から店名ごと店舗継承しました。



※(社)横浜市商店街総連合会『店舗継承・横浜』第1号、第3号及び神奈川県商店街連合会『神奈川県商店街提要』より作成

◆ 課題

事業主の登録者数は初年度以降増加していますが、その伸びは毎年数件ずつにとどまっています。また、チャレンジャーの登録者数は、初年度に55件の登録がありました、次年度以降、29件にとどまっています。



(7) 課題の検証

事業主、チャレンジャーそれぞれの登録状況を見ると、いくつかの業種で、事業主及びチャレンジャーともにマッチングの相手が見つからない状況となっています。今後は、登録者を増やすことにより、マッチングの相手を極力増やしていくことが重要です。

事業主とチャレンジャーの登録状況

| 業種 | 事業主 | チャレンジャー |
|-----------|-----|---------|
| 惣菜 | ○ | ○ |
| 菓子製造 | ○ | ○ |
| 青果 | ○ | ○ |
| 中華料理 | ○ | ○ |
| 生花 | ○ | ○ |
| 和食 | ○ | ○ |
| 服飾販売 | ○ | ○ |
| 眼鏡小売 | ○ | ○ |
| 居酒屋 | ○ | ○ |
| 喫茶店 | ○ | ○ |
| 美容、その他 | ○ | ○ |
| 仏壇仏具小売 | ○ | ○ |
| 寿司 | ○ | ○ |
| お好み焼き | ○ | ○ |
| 本屋 | ○ | ○ |
| フィットネスサロン | ○ | ○ |
| クリーニング | ○ | ○ |
| 文具店 | ○ | ○ |
| カメラ | ○ | ○ |

マッチングの相手がいません

マッチングの相手がいません

事業主、チャレンジャーそれぞれの登録のきっかけをみると、事業主ではダイレクトメールなど紙媒体によるものが大半を占めている状況となっています。
 また、チャレンジャーでは、紙媒体、インターネット、口コミなど様々な媒体を通じて登録が行われている状況です。
 双方の登録者数を増加させるため、今後は、それぞれに効果的な広報媒体を用いることが重要です。

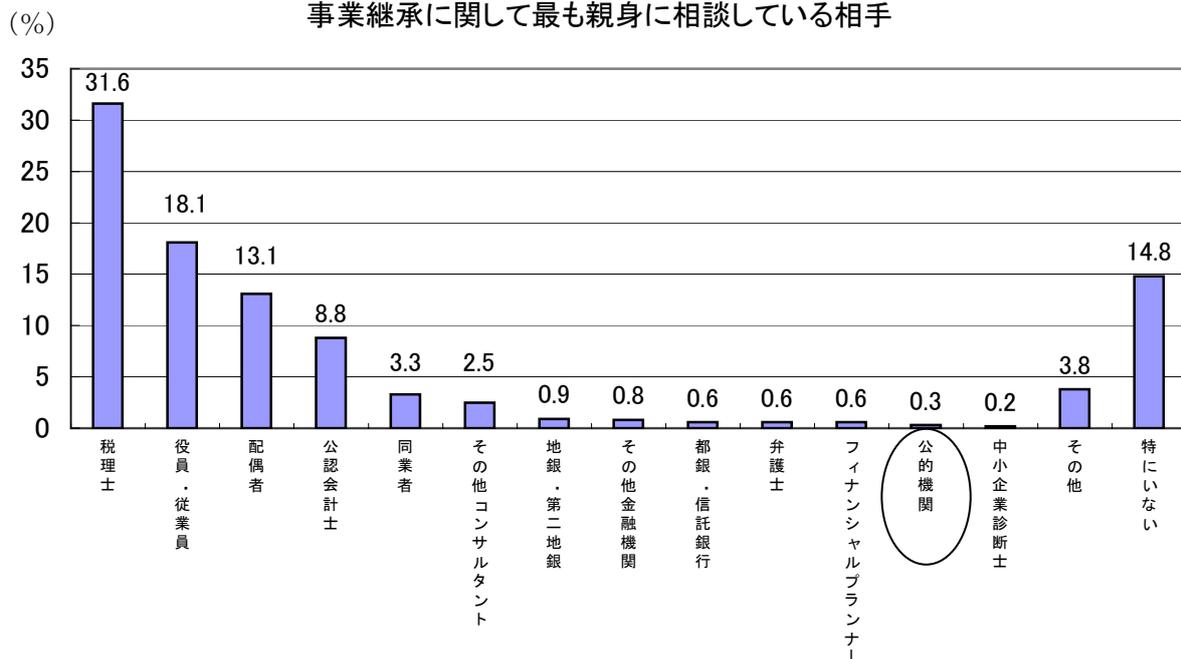
事業主とチャレンジャーの登録のきっかけ

| | 事業主 | チャレンジャー |
|-------------------|-----|---------|
| ダイレクトメール | 11件 | 2件 |
| 市商連機関紙、事業広報紙 | 4件 | 4件 |
| 市広報紙 | | 3件 |
| 同業団体機関紙 | | 1件 |
| ポスター | 1件 | 4件 |
| ハマジン(市政情報紙) | | 1件 |
| 本事業ホームページ | | 3件 |
| アントレネット(ホームページ広告) | | 3件 |
| その他のホームページ | | 1件 |
| ホームページ検索 | | 2件 |
| マスコミ報道 | | 3件 |
| 人から聞いて | 1件 | 2件 |
| 調査員から聞いて | 2件 | |
| 計 | 19件 | 29件 |

※横浜市商店街総連合会(平成20年3月)『平成19年度横浜市市井の名店継承事業報告書』より作成

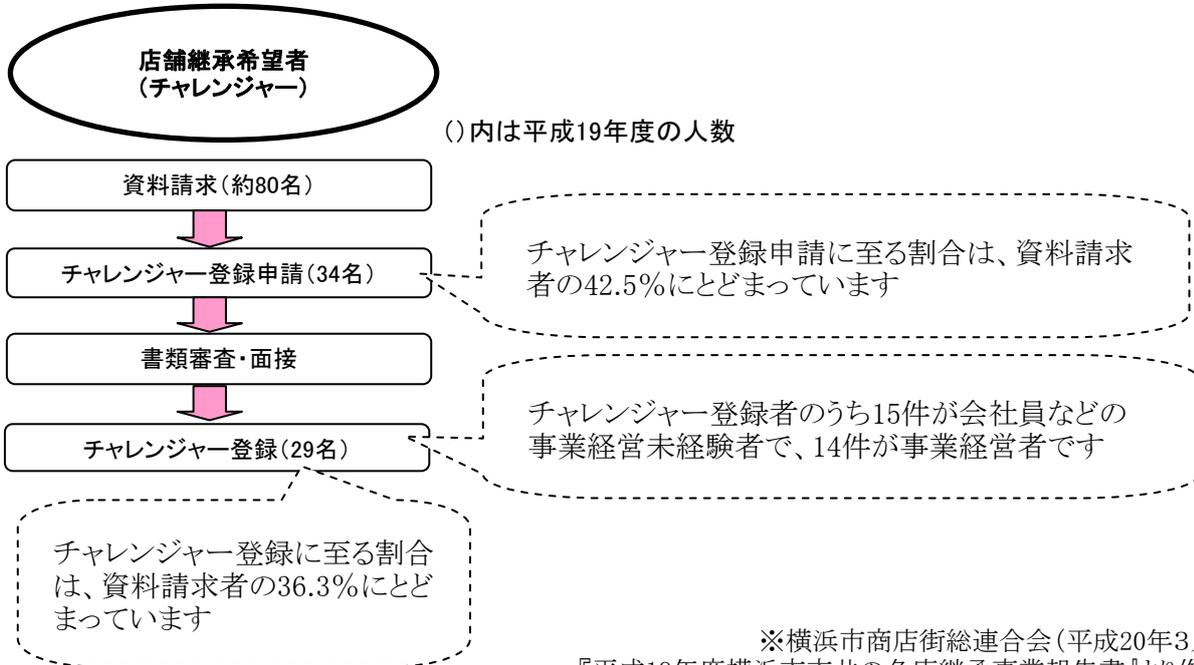
事業継承に関して、公的機関を相談相手として回答した割合は、わずか0.3%にとどまっており、税理士や会計士、金融機関などを相談相手として回答した割合よりも低くなっています。今後は、税理士や金融機関などの協力を得ながら制度の周知を行い、本事業の利用促進を図ることが重要です。

事業継承に関して最も親身に相談している相手



※中小企業庁(平成18年5月)『中小企業白書2006年版』より作成

チャレンジャーが資料請求を行ってからチャレンジャー登録に至る件数が少なくなっています。チャレンジャーの登録者数を増やすため、チャレンジャー候補者に対して、インターンシップなどの職業体験の取組や、事業計画策定を支援するための取組を行うなど、チャレンジャー登録者の増加につながる取組が必要です。



※横浜市商店街総連合会(平成20年3月)『平成19年度横浜市市井の名店継承事業報告書』より作成

(8) まとめ

【後継者不在の解決に向けた事業の仕組みの見直しについて】

本事業の背景として、事業主の高齢化に伴い、経営者が65歳以上で後継者が決まっていない割合は、半数を超えており、後継者が不足している現状です。

その理由として、卸売・小売・飲食店等における自営業者の年収が被雇用者の年収を下回っている現状があり、経営者の子供や被雇用者などが継承するという選択肢が取りにくくなってきています。

本事業は、個店の後継者難に対応するために、継承問題を抱える事業主と店舗や設備の継承を前提とした開業希望者の引き合わせを行う事業として平成17年度から実施され、初年度には2件の店舗継承を成功させましたが、平成18年度以降、店舗継承事例はありません。事業主の登録者数は毎年数件ずつにとどまっており、チャレンジャーの登録者数も伸び悩んでいます。

マッチングの数を上げるためには、それぞれの登録者数を伸ばすことが有効です。事業主の登録者数を増やすためには、公的機関のみではなく、税理士や金融機関といった事業継承の相談相手を通じて、より幅広い事業主を対象に本事業への誘導を促し、登録者数の増加につなげる必要があります。

また、事業開始以降チャレンジャー登録者数が伸び悩みを見せる中で、登録者数を増やすためには、チャレンジャー候補者に対して、インターンシップなどの職業体験の取組や、事業計画策定を支援するための取組を行うなど、チャレンジャー登録者の増加につながる取組が必要です。

今後、ますます商店街における後継者不在の問題が大きくなる中で店舗継承を成功させるためには、登録者数を増やす方法の検討はもとより、店舗継承時の負担軽減策の検討等の根本的な事業の仕組みを見直す必要があります。

安全・安心な商店街づくり事業

■ 事業の概要

地域の治安が問題となっている中で、商店街の防犯機能の強化を支援し、商業振興と安心・安全な地域づくりを推進します。商店街の防犯活動の推進のため、自主防犯活動及び街路灯電気料への支援を行います。

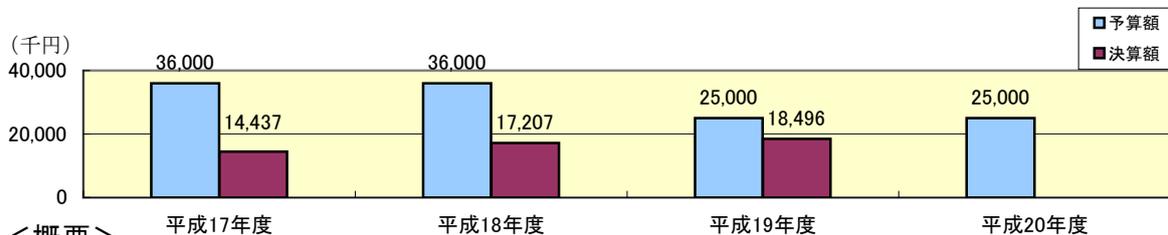
■ 事業の目標と実績

| 助成制度を活用した商店街数 | | (商店街数) | | |
|---------------|--------|--------|--------|--|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 目 標 | 72 | 100 | 100 | |
| 実 績 | 64 | 72 | 78 | |

<概要>

助成件数は毎年6～8商店街ずつ増えていますが、平成19年度は目標が100商店街に対し、78商店街にとどまっています。

■ 予算・決算



<概要>

平成19年度は、予算に対し執行率が73%となっています。

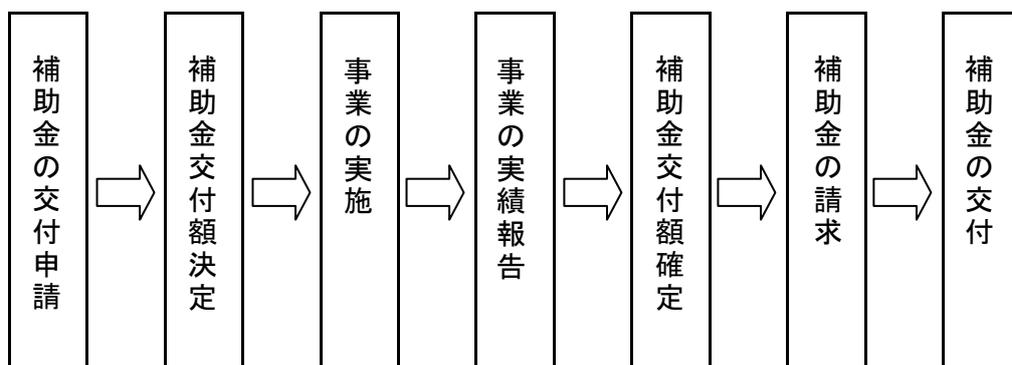
■ 事業内容

自主防犯活動を実施している商店街団体に対して、防犯活動経費及び街路灯電気料の一部を補助します。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 対象 | 加盟店舗数100店舗以下の商店街 |
| 自主防犯活動 | 夜間パトロール、防犯講習会、防犯訓練、防犯マップ・ステッカーの作成など |
| 街路灯電気料 | 商店街閉店後の時間(9/12時間)が補助対象 |
| 補助額 | (自主防犯活動費+街路灯電気料×3/4)×1/2 |
| 補助限度額 | 500千円 |

※自主防犯活動を行うことが条件(自治会町内会と共同・連携して実施するものも含む)

<補助金交付の流れ>



■ 事業を取り巻く状況(背景)①

横浜市民意識調査では、防犯対策が5年連続して市政への要望の第1位となっています。

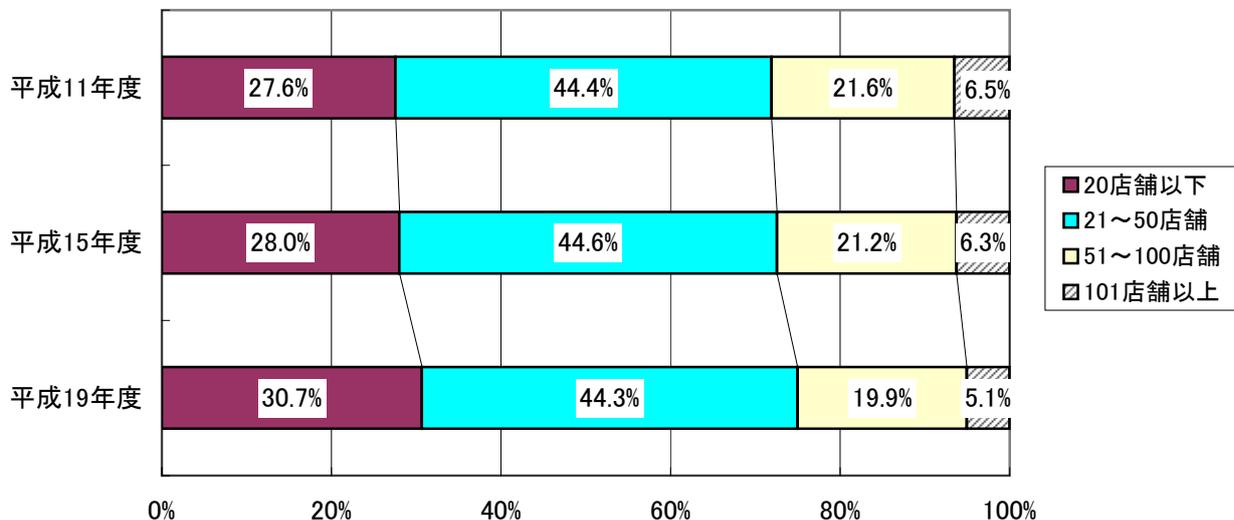
市政への要望(上位5位の経年変化)

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------|---------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 平成15年度 | 防犯対策
36.2% | 違法駐車防止
や交通安全対策
33.3% | 高齢者福祉
31.0% | 地震などの災害
対策
29.5% | ごみの不法投棄
対策や街の美化
28.0% |
| 平成16年度 | 防犯対策
51.7% | 違法駐車防止
や交通安全対策
49.0% | ごみの不法投棄
対策や街の美化
45.7% | 高齢者福祉
41.2% | 地震などの災害
対策
41.1% |
| 平成17年度 | 防犯対策
42.6% | 地震などの災害
対策
37.1% | 違法駐車防止
や交通安全対策
33.0% | ごみの不法投棄
対策や街の美化
32.0% | 高齢者福祉
31.6% |
| 平成18年度 | 防犯対策
37.2% | 地震などの災害
対策
33.2% | 病院や救急医療
など地域医療
31.5% | 高齢者福祉
29.3% | 駐車場の整備/ごみの
不法投棄対策や街の
美化
26.1% |
| 平成19年度 | 防犯対策
36.9% | 病院や救急医療
など地域医療
33.2% | 高齢者福祉
33.1% | 地震などの災害
対策
31.6% | ごみの不法投棄
対策や街の美化
28.7% |

■ 事業を取り巻く状況(背景)②

市内の商店街の規模については、20店舗以下の小規模な商店街の割合が年々増加しています。

規模別商店街数の割合



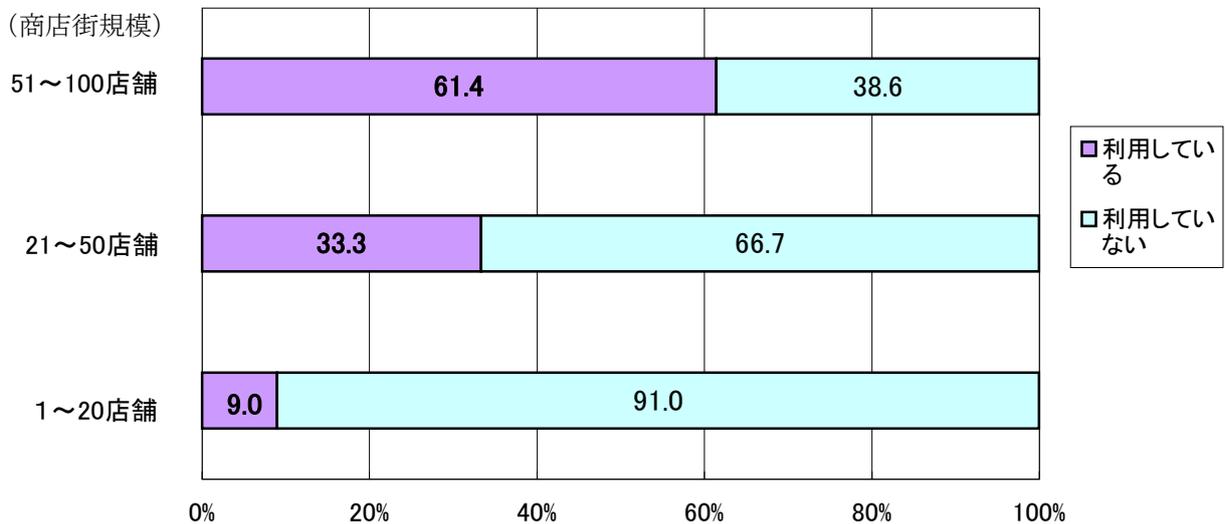
小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※神奈川県商店街連合会『神奈川県商店街提要』より作成

◆ 課題

構成店舗数が20店舗以下で街路灯を設置している商店街のうち、本事業の助成制度を活用している商店街の割合は、9%にとどまっています。

助成制度の利用状況(商店街規模別・平成19年度)



(9) 課題の検証

補助金の受給に当たっては、自治会町内会等を対象に街路灯電気料の補助を行っている「防犯灯維持管理費補助事業」と比較して、提出書類等が煩雑となっています。

| | 安全・安心な商店街づくり事業 | 防犯灯維持管理費補助事業 |
|----------------|-----------------------------|------------------|
| 対象 | 商店街(加盟店舗数100店舗以下) | 自治会町内会等 |
| 補助形態 | 電気料に応じて | 定額 |
| 積算方法 | 街路灯電気料×3/4×1/2 限度額500千円 | 1灯につき年額2,200円 |
| 申請時 | 補助金交付申請書 | 補助金交付申請書 |
| | 定款又は規約の写し | 3月分電気料金集約分内訳表の写し |
| | 会員名簿の写し | 4月分電気料金領収書の写し |
| | 補助対象事業の事業計画を議決した総会等議事録の写し※1 | / |
| | 商店街の予算書及び決算書の写し※1 | |
| | 経費の内訳の分かる書類(見積書、電気料金領収書等写し) | |
| 街路灯位置図※2 | | |
| 街路灯の写真(3～4枚)※2 | | |
| 実績報告時 | 事業実績報告書 | / |
| | 事業内容及び事業成果に関する報告書 | |
| | 事業の決算書 | |
| | 支払領収書の写し | |
| | 防犯活動実施写真 | |

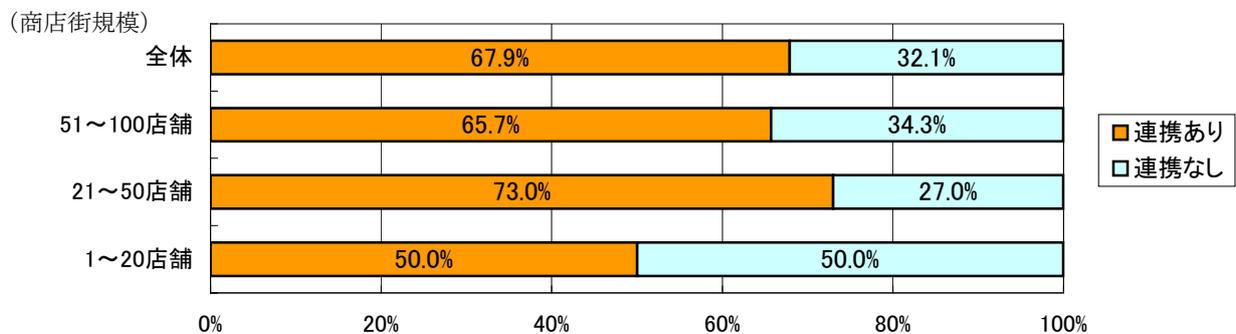
政令指定都市17都市のうち4都市が、商店街に対し電気料の助成を行っていますが、神戸市の「街路灯電力料補助金」では、申請書類は、①申請書、②9月分の電気料金領収書の写し、③会員名簿となっており、簡素な手続きになっています。

※1:平成20年度から、提出が省略されました。

※2:平成20年度から、継続利用の場合は提出が省略されました。

商店街が実施する自主防犯活動の約7割は、自治会町内会と連携して防犯活動を行っています
が、21店舗以上の商店街では自治会町内会との連携率が高く、20店舗以下の商店街ではそれに比
べて低くなっています。

自治会町内会等との連携状況(商店街規模別・平成19年度)



安全・安心な商店街づくり事業の報告書から…

- ・東部地区14町会との合同実施により、回を重ねるごとにお互いの防犯意識が高まり、活動への積極参加がみられるようになった。商店街のPRというより、自然な形で地域との密着度が上がったと思う。
- ・自治会傘下の関連団体との放火防止活動を通して、商店街のPR活動を強力に推進していき、地域と密着した街づくりが期待できます。
- ・数年前に比べて、地域の空き巣被害が減っている。地域の中で防犯に対する関心が非常に高まった。地域の輪が広がり、人と人とのつながりが高まった。

(10) まとめ

【小規模商店街の利用促進と地域等との連携強化について】

横浜市民意識調査では、防犯対策は5年連続で市政への要望の第1位となっており、本事業に対するニーズは高いものと推測されます。また、商店街数が年々減少している中で、20店舗以下の小規模な商店街の割合は増加しています。

この事業における助成制度を活用した商店街数は、予算では100商店街に対して78商店街(平成19年度実績)となっています。

この実績を商店街の規模別にみると、20店舗以下の小規模な商店街では、助成制度の利用率が低くなっています。

街路灯電気料の助成を受けるためには、商店街が自主防犯活動を実施することが要件となっており、小規模な商店街では商店街活動を担う人材が不足していることや、申請書類の作成や手続きが煩雑なことも助成を利用しにくい理由として考えられます。

地域防犯力の維持・向上を図るため、規模や財政力が小さい小規模な商店街には、申請手続きの簡略化や定額補助の導入などを検討する必要があると考えられます。

また、安全・安心なまちづくりを推進するために、区役所と密接に連携し、商店街と自治会町内会等地域との連携を強化するための取組が求められます。

ライブタウン整備事業

■ 事業の概要

平成7年3月に策定されたライブタウン整備事業マスタープランに基づき、「特定商業集積法」の事業制度に即し、民間事業者が行う商業施設及び商業基盤施設の整備と一体的に公共施設を整備することにより商業を核としたまちづくりを推進します。

具体的には、横浜市が市内の主要な商業集積地を選定し、その指定地域内において民間事業者が商業施設や商業基盤施設(アーケードやカラー舗装等)を整備し、これと一体的に横浜市が公共施設を整備することにより、商業を核としたまちづくりを進めます。

■ 事業の目標と実績

事業目標としては、マスタープランで選定した51地区を対象に計画的・重点的にその整備を推進するとしています。

平成20年度時点で、完了・整備中の地区は12地区で、進捗率は23.5%となっています。

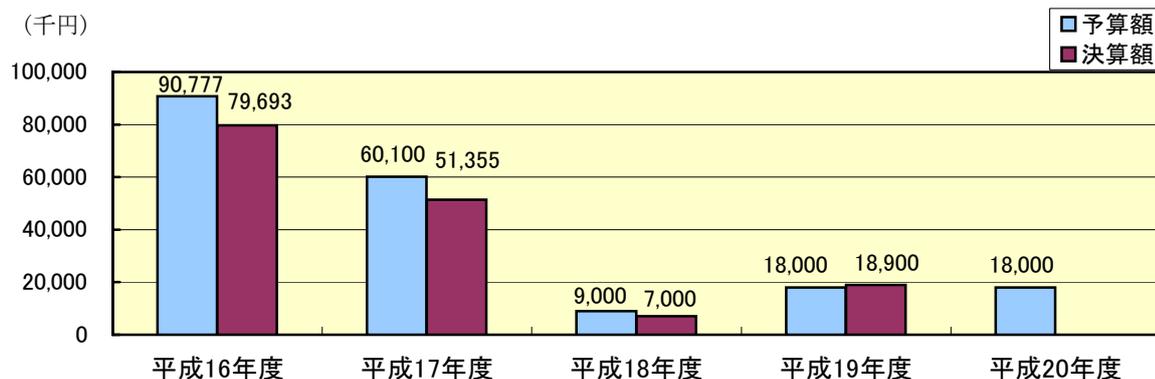
※中期計画目標は具体的に示されていません。

■ 事業の進め方

民間事業者(商店街等)が策定した整備計画と公共事業計画を合わせ、区ライブタウン整備委員会が地区の整備構想を策定し、それに基づいて商業施設、商業基盤施設、公共施設の一体的な整備を進めます。

■ 予算・決算

(千円)

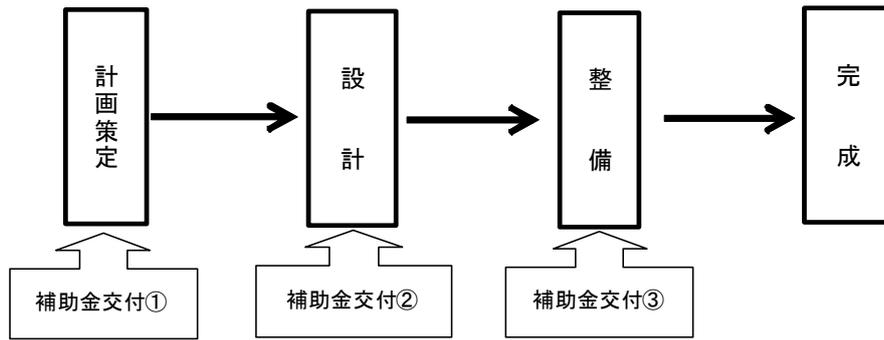


■ 事業内容

事業の目的及び展開方法

- ① 首都圏の業務核都市にふさわしい横浜商業の充実・強化
- ② 地域の特性を踏まえた商業集積地の適正配置による地域間格差の是正
- ③ アミューズメント性、文化性、情報発信等多面的な機能の創出
- ④ 利便性、コミュニティ性等市民に身近な商業空間の整備

助成の仕組み



| | 横浜市 | | 国 | 県 |
|-------|-----------------|-----|--------|------|
| | 限度額 | 補助率 | | |
| 補助金 ① | 150万円(基本設計) | 50% | - | - |
| | 150万円(実施設計) | 50% | | |
| 補助金 ② | 1,000万円 | 50% | - | - |
| 補助金 ③ | 法人商店街 1億5,000万円 | 25% | 50% ※1 | - |
| | その他 5,000万円 | 35% | - | - ※2 |

※1 中小小売商業振興法の認定を受けている場合
 ※2 県商店街施設整備事業費補助金に該当する場合は30%

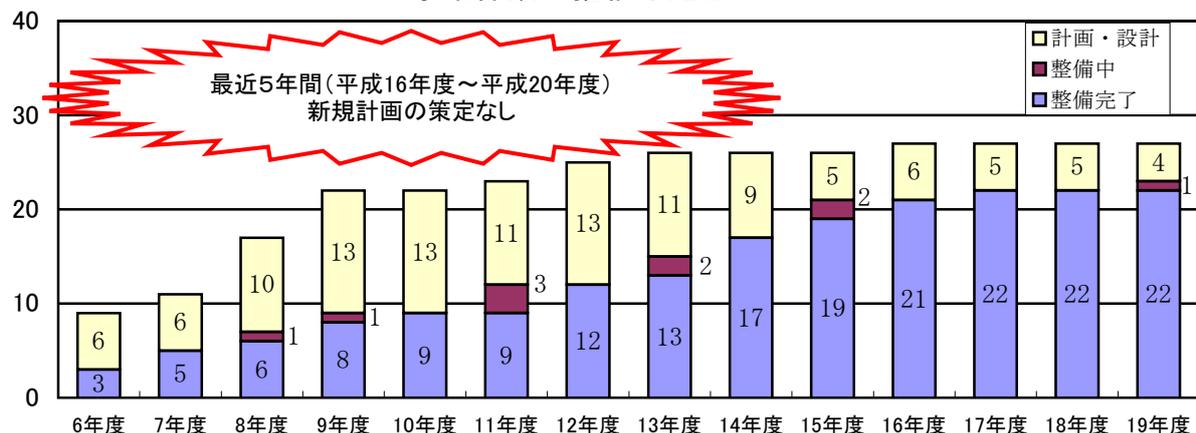
◆ 課題

- ・事業が停滞しています
- ・事業の見直しが行われていません
- ・具体的な事業計画がなく、事業効果の検証も不十分です
- ・事業実施(助成)上の問題があります

(11) 課題の検証

平成14年度以降は事業進捗がよく著しく鈍化しており、平成17年度以降は新規着手もありません。

(件) 事業件数の推移(商店会ベース)



ライブタウン整備事業
実例1

杉田商店街は平成6年度に
小机商店街は平成7年度に
横浜港南台商店街と日吉商店街は平成9年度に、

基本計画や実施計画の事業費助成を
受けたが……



10年以上経過した現在も、事業が完了して
おらず、今後の見通しも立っていません。

事業に着手した商店会の
うち、長期に中断し具体的
見通しが立っていない割合
が**15.4%**に達し
計画策定に要した**8,600千円**
が活用できていません。

- ・マスタープラン策定後14年が経過していますが、マスタープランや事業計画の見直しが行われていません。
- ・「特定商業集積法の事業制度に即し」とプランに明記されていますが、法は既に廃止されています。
- ・対象を51地区と定めていますが、中期計画を含め具体的な事業計画がありません。いつまでに、どれだけの事をやり、どれだけ費用がかかるのか不明です。
- ・商業集積地の適正配置を目的の一つとしていますが、既に解散した商店会があるなど商業集積の状況がプラン作成時から変化しています。
- ・計画段階の補助金交付後6年以上進捗がなく、事業が長期に中断した地区が4地区(15.4%)あり、今後の見通しも立っていません。

○特定商業集積法とは……

「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」のことで、店舗等が集合した商業施設とコミュニティホール、イベント広場、アーケードやカラー舗装等の商業基盤施設を民間事業者が整備し、これと一体的に公共施設を公共団体等が整備することにより「官民一体」となって「商業集積を核とする街づくり」を推進するために、平成3年5月24日に施行されましたが、商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、**平成18年6月に廃止**されています。

ライブタウン整備事業実施状況一覧

商店会ベースでは22件



整備地区ベースでは12地区

整備地区単位で見た進捗率は
15年で23.5%

この事業の目標達成時期が
定まっていません。

| No. | ライブタウン整備地区の名称 | 実施商店会等 | 状況 | 助成額
(千円) | 期間 | 備考 | 店舗数 | 売り場面積
(㎡) | 年間商品販売額
(万円) |
|-----|------------------|--|---|---|---|-----------|-------|--------------|-----------------|
| 1 | 鶴見駅周辺地区 | | | | | | 361 | 33,053 | 4,432,996 |
| 2 | 生麦周辺地区 | | | | | | 69 | 2,956 | 322,147 |
| 3 | 六角橋周辺地区 | | | | | | 176 | 8,537 | 826,959 |
| 4 | 東神奈川周辺地区 | | | | | | | | |
| 5 | 大口周辺地区 | | | | | | 160 | 10,180 | 835,221 |
| 6 | ポートサイド・山内周辺地区 | | | | | | | | |
| 7 | 横浜駅西口周辺地区 | 横浜駅西口商店街 | 完成 | 54,650 | H8～H10 | | 613 | 168,497 | 37,234,264 |
| 8 | 横浜駅東口周辺地区 | | | | | | 203 | 99,589 | 15,874,532 |
| 9 | 戸部周辺地区 | | | | | | 40 | 2,254 | 219,852 |
| 10 | 藤棚周辺地区 | 藤棚一番街 | 完成 | 86,625 | H12～H15 | | 192 | 9,455 | 899,020 |
| 11 | みなとみらい21地区 | | | | | | 155 | 58,265 | 4,869,853 |
| 12 | 元町周辺地区 | 元町クラフトマンション・ストリート
元町エッセ会
石川商店街 | 完成
完成
基本設計 | 56,780
163,000
1,230 | H10～H17
H6～H16
H16～ | H20～再開の動き | 310 | 26,739 | 3,121,782 |
| 13 | 伊勢佐木町周辺地区 | 伊勢佐木町1・2丁目地区商店街 | 完成 | 147,375 | H9～H12 | | 227 | 44,950 | 3,339,119 |
| 14 | 野毛周辺地区 | 野毛柳通り
野毛小路
野毛仲通り
野毛中央通り
野毛こじ会
動物園通り会
駅前野毛仲通り会
宮川小路会 | 完成
完成
完成
完成
完成
完成
整備中
完成 | 16,625
14,393
21,988
22,313
19,390
9,415
28,150
12,471 | H6
H6～H7
H6～H9
H8～H12
H8～H14
H12～H13
H8～H19
H8～H14 | | 56 | 2,031 | 370,556 |
| 15 | 馬車道周辺地区 | 馬車道商店街 | 完成 | 71,793 | H7～H14 | | | | |
| 16 | 中華街周辺地区 | 中華街発展会
横浜中華街大通り商店街 | 完成
完成 | 110,545
35,220 | H6～H14
H11～H16 | | 87 | 6,033 | 810,819 |
| 17 | 山下町・水町通り周辺地区 | | | | | | | | |
| 18 | 本牧周辺地区 | | | | | | 58 | 20,020 | 1,541,819 |
| 19 | 新山下周辺地区 | | | | | | | | |
| 20 | 弘明寺周辺地区 | 横浜弘明寺商店街 | 完成 | 163,000 | H8～H12 | | 140 | 10,745 | 909,770 |
| 21 | 横浜橋周辺地区 | | | | | | 128 | 5,651 | 797,724 |
| 22 | 上大岡周辺地区 | 上大岡中央商店街 | 完成 | 67,518 | H13～H15 | | 215 | 75,785 | 7,449,599 |
| 23 | 港南台周辺地区 | 横浜港南台商店街 | 実施計画 | 3,000 | H9～ | 長期中断 | 154 | 42,106 | 4,138,854 |
| 24 | 上永谷周辺地区 | | | | | | 81 | 16,246 | 2,085,901 |
| 25 | 保土ヶ谷駅周辺地区 | | | | | | | | |
| 26 | 天王町周辺地区 | 天王町商店街 | 完成 | 67,268 | H6～H9 | | 201 | 33,322 | 3,101,202 |
| 27 | 二俣川周辺地区 | 二俣川銀座商店街 | 完成 | 54,652 | H6～H8 | | 194 | 31,197 | 3,235,525 |
| 28 | 鶴ヶ峰周辺地区 | | | | | | 89 | 6,272 | 908,749 |
| 29 | 杉田・新杉田周辺地区 | 杉田商店街 | 実施計画 | 1,105 | H6～ | 長期中断 | 108 | 11,633 | 1,083,537 |
| 30 | 洋光台周辺地区 | | | | | | 65 | 11,588 | 1,305,537 |
| 31 | 金沢文庫周辺地区 | | | | | | 109 | 11,996 | 1,139,595 |
| 32 | 金沢八景周辺地区 | | | | | | | | |
| 33 | 日吉周辺地区 | 日吉商店街 | 実施計画 | 3,000 | H9～ | 長期中断 | 104 | 14,151 | 2,158,114 |
| 34 | 綱島周辺地区 | 綱島モール商店会 | 完成 | 56,000 | H6～H7 | | 159 | 32,111 | 2,694,655 |
| 35 | 小机周辺地区 | 小机商店街 | 基本計画 | 1,500 | H7～ | 長期中断 | 53 | 2,121 | 190,173 |
| 36 | 新横浜周辺地区 | | | | | | | | |
| 37 | 中山周辺地区 | | | | | | 174 | 33,370 | 2,493,479 |
| 38 | 長津田周辺地区 | | | | | | 82 | 9,511 | 759,734 |
| 39 | 十日市場周辺地区 | | | | | | | | |
| 40 | 青葉台周辺地区 | | | | | | 178 | 33,373 | 3,462,691 |
| 41 | たまプラーザ周辺地区 | | | | | | 140 | 43,220 | 5,182,889 |
| 42 | あざみ野周辺地区 | | | | | | 74 | 19,175 | 1,776,240 |
| 43 | 港北ニュータウンセンター周辺地区 | | | | | | | | |
| 44 | 戸塚駅周辺地区 | | | | | | 191 | 51,084 | 4,429,687 |
| 45 | 東戸塚周辺地区 | | | | | | 118 | 72,008 | 5,018,333 |
| 46 | 大船駅周辺地区 | | | | | | 38 | 7,309 | 189,135 |
| 47 | 本郷台周辺地区 | | | | | | | | |
| 48 | 立場周辺地区 | | | | | | 49 | 5,751 | 867,881 |
| 49 | 下飯田周辺地区 | | | | | | | | |
| 50 | 瀬谷駅周辺地区 | | | | | | 143 | 15,221 | 1,578,600 |
| 51 | 三ツ境周辺地区 | | | | | | 167 | 22,822 | 2,277,593 |
| 合計 | 51地区 | 16地区(26商店会) | 完成20,整備中1,計画5 | 1,289,006 | | | 5,861 | 1,110,327 | 133,934,136 |

※『平成14年度商業統計調査 横浜市結果報告』より作成

来街者の増加等を目的としながら、事業による来街者の動向調査など定量的な事業効果の検証を行っておらず、次の事業へのフィードバックができません。

ライブタウン整備事業
事例2

整備前



整備

整備後



舗装の整備に併せて電線等の地中化なども行っており、公共施設整備との協調の点で良い取組といえます。

分かりやすいサイン施設として整備されています。



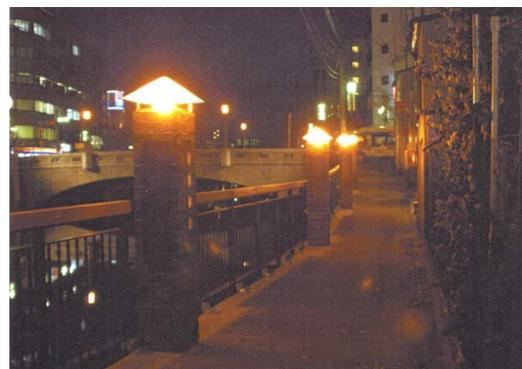
ライブタウン整備事業
事例3

整備前



整備

整備後



全体的に

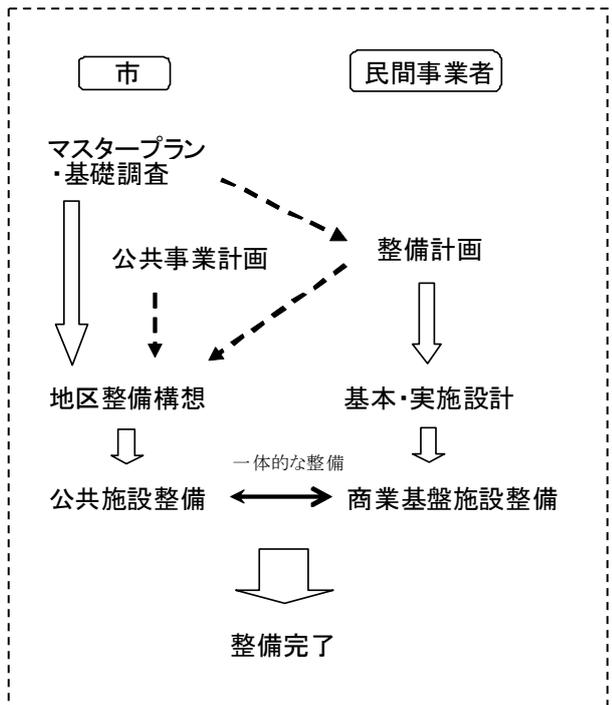
- ・商業施設と公共施設の一体的な整備が事業の特徴ですが、一体的整備の水準が明確ではありません。
- ・補助主体として、来街者の動向や満足度など、事業効果を定量的に把握・分析していません。

景観は良くなったが、電線等の地中化などは行われていません。

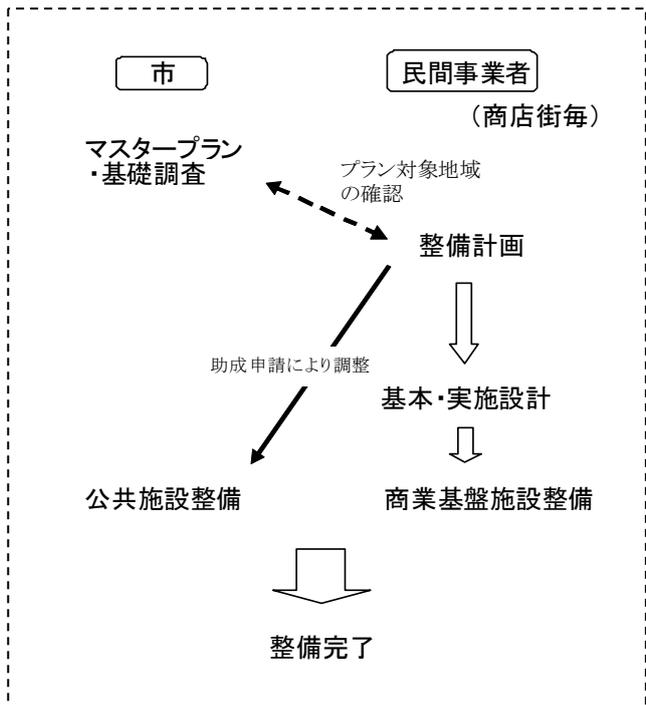
※20年度事業で路盤整備(ガス、水道)を実施

- ・事業の流れをマスタープランで定めていますが、実際には異なった事業の流れとなっています。
- ・公共施設整備と民間施設整備の協調による「街づくり」を目指していますが、商店街からのアプローチ待ちとなっており、事業推進の働きかけを行っていません。
- ・官民協同のライブタウン整備委員会が開催されておらず、個別の事業計画についての審査機能が働いていません。
- ・実際に実施された施設整備は、道路のカラー舗装や街路灯、案内サインの整備がほとんどで、公共施設整備との関連性が明確となっていません。

<マスタープランで定めた流れ>



<実際の事業の流れ>



マスタープランに基づき、民間事業者の整備計画と公共事業計画を調整して、整備構想を整備委員会で策定することとされていますが、整備構想を策定せず事業を進めています。

(12) まとめ

【ライブタウン整備事業のあり方の抜本的な見直しについて】

ライブタウン整備事業については、ライブタウンマスタープランの策定から14年が経過し、関係法令である「特定商業集積法」の廃止など、事業の前提条件が大きく変化していますが、策定以降マスタープランの見直しは行われていません。

事業進捗をよくみると、横浜駅西口、元町、伊勢佐木町、野毛、中華街、弘明寺、上大岡などの地区が既に一定の整備を完了したものの、平成14年度以降は現在中断中の1件を除き、新規の計画着手がない状況にあります。また、整備実施地区は大規模(売り場面積が1万㎡以上)地区に集中する傾向にある一方で、長期に中断している4地区のうち3地区が大規模地区であり、事業に対応可能な地区は、多額の資金負担が可能で地元合意が強固な地区に限られるといえます。

事業進捗よくと対応可能な地区の状況を合わせて考えると、事業の必要性を見直す必要があると考えられます。

また、ライブタウン整備事業には具体的な事業計画がなく、マスタープランで定めた整備構想を策定せず事業を進め、来街者の実態や満足度調査など定量的な効果測定に基づく事業評価が行われていません。さらに、商業施設と公共施設の一体的な整備の水準が不明確で、商店街共同施設整備助成事業など他の事業との差別化が明確でないなどの問題が見受けられました。

このような状況を踏まえ、事業のあり方を抜本的に見直す必要があります。

用語集

(注1)「都市計画決定」

都市計画法に基づいて、地域地区、都市施設、市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業など）等を都市計画に定めること

(注2)「換地」

土地区画整理事業により、整理前の土地に代わって整理後に交付される宅地のこと

(注3)「面的整備」

住区又は数街区以上の規模で実施される土地区画整理事業や市街地再開発事業などの事業手法のこと

(注4)「増進度合」

土地区画整理事業による宅地総価額の増加する度合のこと

(注5)「減歩」

土地区画整理事業により、公共施設の用地や保留地をねん出するために、面積が減った分のこと

(注6)「都市計画道路」

都市計画法に基づく都市施設として、都市計画決定した道路のこと

(注7)「IPO (Initial Public Offering)」

株式会社において、オーナーやその家族など少数の特定株主のみが株式を保有して株式の自由な流通ができない状態から、不特定多数の投資家が参加する市場で株式の売買が行われるように、市場に新たに株式を供給すること

(注8)「ベンチャーキャピタル (Venture capital)」

新しい技術や独創的なアイデアで市場を切り開こうとする新興企業（ベンチャー企業）に資金を提供する機関。独自の基準で新興企業の将来性を評価し、株式の取得を通じて資金面で事業拡大をサポートする一方で、数年後株式市場に上場した際には値上がり益を取ることを目的としている。

(注9)「制度融資」

中小企業が金融機関からの通常の融資に比べ、低金利で融資を受けやすくするため、横浜市と横浜市信用保証協会と融資取扱金融機関の三者協調のうえに成り立っている融資制度。横浜市と信用保証協会が対象企業の信用を補てんし、それを受けて融資取扱金融機関が融資を行う。

(注10)「預託」

市内の中小企業者等の事業用資金を円滑に供給し、横浜市が定める低利の金利でも金融機関が一般の貸出金利程度の利回りを得ることができるようになるため、貸付原資の一部を融資取扱金融機関に預けること

(注11)「寄託」

貸付原資の一部を横浜市信用保証協会に預けること

(注12)「証券化」

証券化とは、民間金融機関等がその資産の一部を分離し、その分離された資産が産み出すキャッシュフローを信用力の源泉として投資家から資金調達を行うとともに投資家に対してリスクの一部を移転する手法

第3 行政監査(評価)を終えて

今回で3回目となった行政監査(評価)は、「事業分析的手法」を取り入れて評価を行ったのが大きな特徴です。

監査委員の行う行政監査(評価)に対する期待は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という市の目標の一助となるために、正確な監査(評価)を実施してほしいということと考えております。

「事業分析的手法」を使った理由は、監査(評価)結果の中でスクラップ・アンド・ビルドの実行や事業実施の優先性の検討などをより論理的に提案することによって、横浜市がさらに効率的な行政運営体制を進めていく原動力になってほしいという監査委員の思いでもあります。

このたびの評価対象事業には、大きな開発や企業誘致などの事業がありました。こうした事業は投資や費用が大きな金額となりますが、実際にその効果や結果が実際にわかるまでには長い時間がかかります。監査委員はそれらについて現段階での一定の要望や意見を述べました。それを参考に、市は徹底した費用対効果の調査や広い視点に立った多方面での検討を行っていただきたいと思っております。そして、その結果については、議会や市民の皆様説明を十分に尽くし、適確な事業実施を進めていただくことを願います。

また、費用対効果が比較的容易に測定できる他の事業については、「事業分析的手法」により、時代の要請や状況の変化に合わせて、適切な計画の見直しや修正されていない場合は、厳しい意見や指摘を付させていただきました。

是非とも、この度の「事業分析的手法」によるスクラップ・アンド・ビルドの趣旨をご理解いただき、市当局は俊敏に対応していただくようお願いいたします。

最後に、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の管理と調整が今まで以上に必要であるとともに、より一層の効率的な業務執行に力を注いでいただきたいと思っております。

横浜市監査委員

参考

一次評価結果 集計表 ----- 93

参考 一次評価結果 集計表

対象事業【重点政策4 駅力・地域力戦略】

| (重点事業) | (個別事業)
※主に事業計画書事業 | 適応性 | | | 有効性 | | | 経済性 | | | 評価点 |
|--------|----------------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | |

【基本施策4-1】地域とともに創り育てるまちづくりを推進します

| | | 平均 | | | | | | | | | 27.0 |
|-------------------------------------|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ①市民発意による
地域まちづくりの推進
(個別事業数 3) | 地域まちづくり推進事業
(地域まちづくり推進条例に基づく活動支援、ヨコハマ市民まち普請事業、
建築協定等) | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2 | 28.0 |
| | 地域まちづくり推進事業(街づくり推進団体補助等) | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 27.0 |
| | 時代に即したまちづくり推進費 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 26.0 |

| | | 平均 | | | | | | | | | 29.0 |
|------------------------------|----------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ②身近な地域・元気づくりの推進
(個別事業数 3) | 身近な地域・元気づくりモデル事業 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 | 30.0 |
| | 空き家活用促進事業 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | 地域運営(エアマネジメント)モデル事業費 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 28.0 |

| | | 平均 | | | | | | | | | 26.5 |
|---------------------------|---------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ③拠点駅周辺の整備促進
(個別事業数 13) | 拠点整備促進費(二俣川駅南口地区) | 3 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 26.0 |
| | 拠点整備促進費(鶴ヶ峰駅北口地区) | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 25.0 |
| | 拠点整備促進費(杉田・新杉田地区) | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 25.0 |
| | 拠点整備促進費(下飯田駅等周辺地区) | 3 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 26.0 |
| | 拠点整備促進費(二ツ橋北部地区) | 3 | 1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 23.0 |
| | 拠点整備促進費(其他地区) | 3 | 1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 1 | 4 | 23.0 |
| | 長津田駅北口地区市街地再開発事業 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 2 | 28.0 |
| | 鶴見駅東口地区市街地再開発事業 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 30.0 |
| | 上大岡C南地区市街地再開発事業 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 2 | 29.0 |
| | 鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業費 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 30.0 |
| | 拠点整備促進費(港北ニュータウン地区) | 3 | 4 | 3 | 2 | - | 3 | - | 2 | 2 | 24.4 |
| | 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 27.0 |
| | 上大岡駅西口市街地再開発事業 | 3 | 4 | 4 | 2 | - | 3 | - | 3 | 3 | 28.3 |

| | | 平均 | | | | | | | | | 30.5 |
|----------------------------|------------------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ④戸塚駅周辺地区まちづくり
(個別事業数 6) | 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 33.0 |
| | 戸塚宿の街づくり推進事業
(戸塚駅前地区中央土地区画整理事業) | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 | 31.0 |
| | 戸塚駅周辺整備事業費 | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | - | 3 | 2 | 25.9 |
| | 市街地開発事業費会計繰出金 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3 | - | 4 | 4 | 30.4 |
| | 戸塚駅周辺整備事業(先行取得用地の所管替) | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | - | 3 | 4 | 31.5 |
| | 戸塚区庁舎再整備事業 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 31.0 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ⑤いえ・みち・まち改善事業
【重点事業1-2-3に再掲】 | ※重点政策1で評価 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

【基本施策4-2】住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられる住まい・環境づくりを推進します

| | | 平均 | | | | | | | | | 22.4 |
|-------------------------------|---------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ①高齢社会に対応した住まいづくり
(個別事業数 4) | 高齢者住替え促進事業 | 2 | 4 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 21.0 |
| | 高齢者向け優良賃貸住宅事業 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 22.0 |
| | 住宅施策推進事業費 | 2 | - | - | - | - | 2 | 2 | 3 | 3 | 21.6 |
| | 民間住宅あんしん入居事業 | 2 | 3 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 25.0 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ②マンション維持管理・建替等支援
(個別事業数 1) | マンション管理組合支援事業 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 27.0 |
|-------------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ③特別養護老人ホームの整備
【重点事業1-5-4に再掲】 | ※重点政策1で評価 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ④小規模多機能型居宅介護事務所の整備
【重点事業1-5-5に再掲】 | ※重点政策1で評価 | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| (重点事業) | (個別事業)
※主に事業計画書事業 | 適応性 | | | 有効性 | | | 経済性 | | | 評価点 |
|---------------------------|--------------------------------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | |
| | | 平均 | | | | | | | | | |
| ⑤安全でおいしい水の供給
(個別事業数 3) | 小中学校の水飲み水栓の直結給水化 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 4 | 3 | 29.0 |
| | 川井浄水場の再整備 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | 安全でおいしい水の供給
(塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消) | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 28.0 |

【基本施策4-3】快適な暮らしを支える交通の実現に向けた取組を推進します

| ①道路ネットワーク形成
(個別事業数 2) | 平均 | | | | | | | | | | 30.0 |
|--------------------------|----|------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | | 街路整備費 <td>30.0</td> | | | | | | | | | 30.0 |
| | | 道路特別整備費
(幹線道路の整備) <td>30.0</td> | | | | | | | | | 30.0 |
| | | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 30.0 |
| | | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 2 | 4 | 30.0 |

| ②鉄道ネットワーク形成
(個別事業数 3) | 平均 | | | | | | | | | | 29.3 |
|--------------------------|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | | 都市鉄道利便増進事業補助金(神奈川東部方面線整備) <td>30.0</td> | | | | | | | | | 30.0 |
| | | 横浜環状鉄道(中山~日吉間)ニュータウン開発者負担金 <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 30.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |

| ③地域交通サポート
(個別事業数 5) | 平均 | | | | | | | | | | 28.0 |
|------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | | 横浜市生活交通バス路線維持事業 <td>30.0</td> | | | | | | | | | 30.0 |
| | | 横浜市生活交通バス路線維持事業
(自動車事業会計繰出金) <td>28.0</td> | | | | | | | | | 28.0 |
| | | 地域交通サービスの検討 <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 駅まで15分道路整備事業 <td>27.0</td> | | | | | | | | | 27.0 |
| | | 最寄り駅まで15分の交通体系整備推進調査費 <td>26.0</td> | | | | | | | | | 26.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 30.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 28.0 |
| | | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 4 | 27.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 26.0 |

| ④まちのバリアフリー推進
(個別事業数 7) | 平均 | | | | | | | | | | 28.6 |
|---------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | | 交通安全施設等整備事業
(バリアフリー歩行空間の整備事業) <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 道路特別整備費
(バリアフリー歩行空間の整備事業) <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | まちのバリアフリー化推進調査 <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 <td>27.0</td> | | | | | | | | | 27.0 |
| | | 自動車事業会計繰出金
(高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業) <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 <td>29.0</td> | | | | | | | | | 29.0 |
| | | 福祉のまちづくり条例推進事業 <td>28.0</td> | | | | | | | | | 28.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 27.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 29.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 28.0 |

| ⑤交通安全対策
(個別事業数 14) | 平均 | | | | | | | | | | 26.4 |
|------------------------------|----|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|
| | | 交通安全推進事業 <td>27.0</td> | | | | | | | | | 27.0 |
| | | 交通安全施設等整備事業
(あんしん歩行エリア整備事業) <td>27.0</td> | | | | | | | | | 27.0 |
| | | 道路特別整備費 <td>28.0</td> | | | | | | | | | 28.0 |
| | | 交通安全施設補修事業 <td>27.0</td> | | | | | | | | | 27.0 |
| | | あんしんカラーベルト事業 <td>30.0</td> | | | | | | | | | 30.0 |
| | | 放置自転車対策(全体) | | | | | | | | | 25.5 |
| | | 自転車等放置防止対策事業 <td>26.0</td> | | | | | | | | | 26.0 |
| | | 自転車等対策事業指針策定事業 <td>24.0</td> | | | | | | | | | 24.0 |
| | | 自転車等放置特別対策推進事業 <td>25.0</td> | | | | | | | | | 25.0 |
| | | 自転車駐車場等施設整備事業 <td>26.0</td> | | | | | | | | | 26.0 |
| | | 有料自転車駐車場運営事業 <td>24.0</td> | | | | | | | | | 24.0 |
| | | 民営施設整備助成費 <td>28.0</td> | | | | | | | | | 28.0 |
| | | 違法駐車防止対策事業 <td>25.0</td> | | | | | | | | | 25.0 |
| | | 自動車駐車場運営費 <td>26.0</td> | | | | | | | | | 26.0 |
| 自動車駐車場事業費会計繰出金 <td>26.0</td> | | | | | | | | | 26.0 | | |
| | | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 27.0 |
| | | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 27.0 |
| | | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 28.0 |
| | | 3 | - | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 27.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 30.0 |
| | | 3.0 | 3.5 | 2.7 | 2.7 | 3.0 | 2.0 | 2.0 | 2.8 | 3.8 | 25.5 |
| | | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 26.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 24.0 |
| | | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 25.0 |
| | | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 26.0 |
| | | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 24.0 |
| | | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 4 | 4 | 28.0 |
| | | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 4 | 25.0 |
| | | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 26.0 |
| | | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 26.0 |

計

64事業(中期計画 37事業、関連 27事業)

※ 個別事業については、中期計画に位置付けられているものは太枠ゴシック体で、関連する事業は明朝体で表記しています。
 ※ 評価点は、各視点の合計点(36点満点)です。ただし、評価を行っていない視点がある事業は、36点満点に換算(小数第二位を四捨五入)して表示しています。

参考 一次評価結果 集計表

対象事業【重点政策5 横浜経済元気戦略】

| (重点事業) | (個別事業)
※主に事業計画書事業 | 適応性 | | | 有効性 | | | 経済性 | | | 評価点 |
|--|-----------------------------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | |
| 【基本施策5-1】戦略的に企業等の誘致や創業・ベンチャー、新しい産業の創出を促進します | | | | | | | | | | | |
| | | 平均 | | | | | | | | | 24.3 |
| ①横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開
(個別事業数 5) | 企業誘致促進事業 | 1 | 3 | 2 | 4 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 23.0 |
| | 産業立地推進事業費 | 1 | 3 | 2 | 4 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 24.0 |
| | IT産業集積推進事業費 | 3 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 1 | 4 | 3 | 25.0 |
| | 工業集積促進事業 | 3 | 4 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 25.0 |
| | 経済の視点に立ったまちづくり推進事業 | 3 | 4 | — | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | — | 24.4 |
| ②アジア経済戦略の推進
(個別事業数 1) | アジア経済戦略推進事業 | — | 4 | 2 | 4 | 4 | — | 3 | 3 | 4 | 30.9 |
| | | 平均 | | | | | | | | | 25.0 |
| ③ライフサイエンス都市横浜の推進
(個別事業数 3) | バイオ関連産業集積促進事業費 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 27.0 |
| | ライフサイエンス都市推進事業費 | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 24.0 |
| | 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業費 | — | 1 | 4 | 1 | — | — | 3 | 3 | 4 | 24.0 |
| ④グローバル・ベンチャー企業の成長支援(個別事業数 1) | ベンチャービジネス支援事業
(グローバルベンチャー支援事業) | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3 | 4 | 26.0 |
| ⑤大学発ベンチャー創業促進
(個別事業数 1) | 産業連携推進事業 | 3 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 25.0 |
| 【基本施策5-2】元気で自立した中小・中堅企業を創生します | | | | | | | | | | | |
| ①横浜型知的財産戦略推進
(個別事業数 1) | 横浜型知的財産戦略推進事業 | 3 | 4 | 2 | 4 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 30.0 |
| ②上場企業150社プロジェクト
(個別事業数 1) | 上場企業150社プロジェクト推進事業 | 1 | 4 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 4 | 4 | 23.0 |
| | | 平均 | | | | | | | | | 24.2 |
| ③中小企業金融支援策と横浜型債券市場の推進
(個別事業数 4) | 中小企業融資事業 | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 2 | 1 | 3 | 3 | 23.0 |
| | 産業活性化資金融資事業 | 3 | 1 | 4 | 4 | 4 | 2 | 1 | 2 | 4 | 25.0 |
| | 横浜型債券市場推進事業 | 3 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 1 | 2 | 4 | 24.0 |
| | 中小企業経営安定事業 | 3 | 3 | 2 | 4 | — | 2 | 1 | 3 | 4 | 24.8 |
| | | 平均 | | | | | | | | | 26.2 |
| ④産業人財の育成
(個別事業数 3) | IT産業集積推進事業費 | 3 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 28.0 |
| | ものづくり人材支援事業 | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 2 | 3 | 2 | 4 | 25.0 |
| | 産業人財育成事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | — | 2 | — | 3 | — | 25.5 |
| | | 平均 | | | | | | | | | 25.3 |
| ⑤横浜版SBIR等ものづくり支援
(個別事業数 2) | 新技術・新製品開発促進事業 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 27.0 |
| | 取引活性化支援事業 | 3 | 4 | 1 | 2 | — | 2 | 2 | 3 | 4 | 23.6 |
| ⑥建設関連産業活性化支援
(個別事業数 1) | 建設関連産業活性化支援 | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | — | 24.8 |

| (重点事業) | (個別事業)
※主に事業計画書事業 | 適応性 | | | 有効性 | | | 経済性 | | | 評価点 |
|--------|----------------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | |

【基本施策5-3】市民生活を支える地域経済の活性化を図ります

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|
| ①身近な商業地の活性化
(個別事業数 12) | 平均 | | | | | | | | | | 22.9 |
| | 商店街・地域経済活性化支援事業
(1)地域経済元気づくり事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 3 | 4 | 25.0 |
| | (2)事業提案型活性化事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 | 23.0 |
| | (3)安全・安心な商店街づくり事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 21.0 |
| | (4)市井(しせい)の名店継承事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 21.0 |
| | (5)商店街活性化プラン支援事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 4 | 3 | 24.0 |
| | (6)商店街と個店の経営支援事業 | 3 | 3 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 4 | 3 | 23.0 |
| | (7)商店街共同施設整備助成事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 | 23.0 |
| | (8)商店街活性化イベント助成事業 | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 26.0 |
| | (9)商店街空き店舗活用事業 | 3 | 1 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 18.0 |
| | ライブタウン整備事業 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 4 | 18.0 |
| | 中央卸売市場費会計繰出金
(横浜旬鮮市場プロモーション事業) | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 28.0 |
| 中央と畜場費会計繰出金
(食肉流通広報PR事業) | 3 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | 4 | 3 | 2 | 25.0 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ②経済の新たな担い手創生・協働
(個別事業数 1) | 経済の新たな担い手創生事業 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 4 | 3 | 30.0 |
|------------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ③地域貢献企業の創生
(個別事業数 1) | 横浜型地域貢献企業支援事業 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 27.0 |
|-------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ④ソーシャル・アントレプレナー
(社会起業家)起業支援
(個別事業数 1) | ベンチャービジネス支援事業
(ソーシャルベンチャー支援事業) | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 4 | 4 | 31.0 |
|---|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

【基本施策5-4】農業の多面的機能の発揮と市民と連携した持続可能な都市農業を振興します

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ①市民と農との地産地消の推進
(個別事業数 1) | 市民と農との地産地消連携事業 | 2 | 4 | 3 | 4 | 3 | 2 | 4 | 4 | 3 | 29.0 |
|-----------------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ②市内産農産物の生産振興
(個別事業数 1) | 市内産農産物の生産振興 | 2 | 4 | 1 | 4 | 4 | 2 | 4 | 4 | 4 | 29.0 |
|---------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ③農業への新規参入等の促進
(個別事業数 2) | 平均 | | | | | | | | | | 28.6 |
| | 都市農地再生活用事業 | 2 | 4 | 4 | 4 | - | 2 | 3 | 4 | 3 | 29.3 |
| | 農業新規参入等支援事業 | 2 | 4 | 2 | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 28.0 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| ④環境行動と連携した農体験の場の
充実
(個別事業数 2) | 平均 | | | | | | | | | | 27.7 |
| | 環境学習農園設置事業 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | - | 4 | 3 | 30.4 |
| | 市民利用型農園設置事業 | 2 | 4 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 4 | 2 | 25.0 |

計 44事業 (中期計画 33事業、関連 11事業)

※ 個別事業については、中期計画に位置付けられているものは太枠ゴシック体で、関連する事業は明朝体で表記しています。
 ※ 評価点は、各視点の合計点(36点満点)です。ただし、評価を行っていない視点がある事業は、36点満点に換算(小数第二位を四捨五入)して表示しています。

発 行：横浜市監査事務局 発行日：平成 20 年 9 月 5 日
所 在 地：〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
電 話：045(671)3363 FAX：045(664)2944
電子メール：ka-hyouka@city.yokohama.jp

◆ **横浜市監査事務局のホームページ**
<http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>